

平成 28 年 8 月 26 日現在

債券内容説明書 (法人情報)

平成 27 事業年度

自 平成 27 年 4 月 1 日
至 平成 28 年 3 月 31 日



1. 本「債券内容説明書（法人情報） 平成 27 年度」（以下「本法人情報説明書」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年 6 月 18 日法律第 94 号。）第 19 条の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて発行する日本学生支援債券の発行者である独立行政法人日本学生支援機構（以下「本機構」という。）の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を平成 28 年 8 月 26 日時点以前の情報に基づき記載しています。
2. 本機構は、日本学生支援債券の発行の都度、「債券内容説明書（証券情報）」（以下「証券情報説明書」という。）を作成する予定です。各証券情報説明書には、該当する日本学生支援債券に関する詳細が記載されます。各日本学生支援債券への投資判断にあたっては、各証券情報説明書も併せてご覧下さい。なお、本法人情報説明書の作成日以降に公表すべき変更その他の事由が生じた場合には、各証券情報説明書において参照書類の補完情報として記載する予定です。
3. 日本学生支援債券については、金融商品取引法第 3 条が適用されることから、同法第 2 章の規定は適用されず、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は必要とされません。
本法人情報説明書及び各証券情報説明書は、日本学生支援債券に対する投資家の投資判断に資するために、本機構の業務、財務の内容等について本機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第 13 条第 1 項の規定に基づく届出目論見書ではありません。
4. 本機構の財務諸表は、「独立行政法人通則法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号。）第 37 条及び「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」（平成 16 年 3 月 31 日文部科学省令第 23 号。）第 8 条の規定に基づき、国の独立行政法人会計基準研究会及び財政制度審議会公企業会計小委員会が定めた「独立行政法人会計基準」（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人基準研究会）に準拠して作成されています。
5. 本法人情報説明書及び各証券情報説明書は、本機構市谷事務所に据え置き閲覧に供するとともに、本機構ホームページ(<http://www.jasso.go.jp/>)にも掲載します。

本法人情報説明書に関する連絡先

東京都新宿区市谷本村町 10-7

独立行政法人日本学生支援機構 財務部資金管理課

	目 次	頁
第1 法人の概況	・・・・・	1
1 主要な経営指標等の推移	・・・・・	1
2 沿革	・・・・・	2
3 事業の内容	・・・・・	3
4 関係会社の状況	・・・・・	46
5 役職員の状況	・・・・・	46
第2 事業の状況	・・・・・	47
1 業績等の概要	・・・・・	47
2 対処すべき課題	・・・・・	67
3 事業等のリスク	・・・・・	71
4 経営上の重要な契約等	・・・・・	79
5 研究開発活動	・・・・・	79
6 財政状態及び経営成績の分析	・・・・・	79
第3 設備の状況	・・・・・	85
1 設備投資等の概要	・・・・・	85
2 主要な設備の状況	・・・・・	85
3 設備の新設、除却等の計画	・・・・・	85
第4 法人の状況	・・・・・	86
1 資本金の状況	・・・・・	86
2 役員の状況	・・・・・	86
3 コーポレートガバナンスの状況	・・・・・	87
第5 経理の状況	・・・・・	91
1 財務諸表等	・・・・・	91
【平成27年度】		
(1) 財務諸表	・・・・・	93
(2) 監事による監査報告	・・・・・	115
(3) 独立監査人の監査報告書	・・・・・	128
【平成26年度】		
(1) 財務諸表	・・・・・	131
(2) 監事による監査報告	・・・・・	152
(3) 独立監査人の監査報告書	・・・・・	157

第1 法人の概況

1 主要な経営指標等の推移

以下は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「本機構」という。）の平成23年度から平成27年度における主要な経営指標を記載したものです。

事業年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	※1 (百万円)	125,087	120,948	112,126	112,697	103,369
経常費用	※2 (百万円)	120,691	117,032	106,981	107,289	99,430
経常損益		(百万円)	4,396	3,915	5,145	5,408
臨時損益		(百万円)	1,612	0	466	△2
当期損益		(百万円)	6,008	3,915	5,611	5,406
資本金	※3 (百万円)	100	100	100	100	100
純資産額	※4 (百万円)	53,174	56,122	60,664	63,156	66,966
総資産額		(百万円)	7,449,614	7,950,610	8,412,152	8,798,875
自己資本比率	※5 (%)	0.71	0.71	0.72	0.72	0.73
自己資本利益率	※6 (%)	11.30	6.98	9.25	8.56	10.99
業務活動によるキャッシュ・フロー		(百万円)	53,991	17,716	15,309	△512
投資活動によるキャッシュ・フロー		(百万円)	△26,759	△28,389	3,341	△4,501
財務活動によるキャッシュ・フロー		(百万円)	△674	△6,421	△524	△589
資金期末残高		(百万円)	125,895	108,801	126,927	121,325
職員数		(名)	491	489	487	487

(注) 本機構には連結関係を有する子会社等はありませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(経営指標等の説明)

※1 経常収益=運営費交付金収益+施設費収益+学資金利息+延滞金収入+留学生宿舎収入+日本語学校収入+日本留学試験検定料収入+その他事業収入+受託収入+補助金等収益+財源措置予定額収益+寄附金収益+資産見返負債戻入+財務収益

※2 経常費用=業務費+一般管理費+財務費用

※3 資本金=政府出資金

※4 純資産額=資本金+資本剰余金+利益剰余金

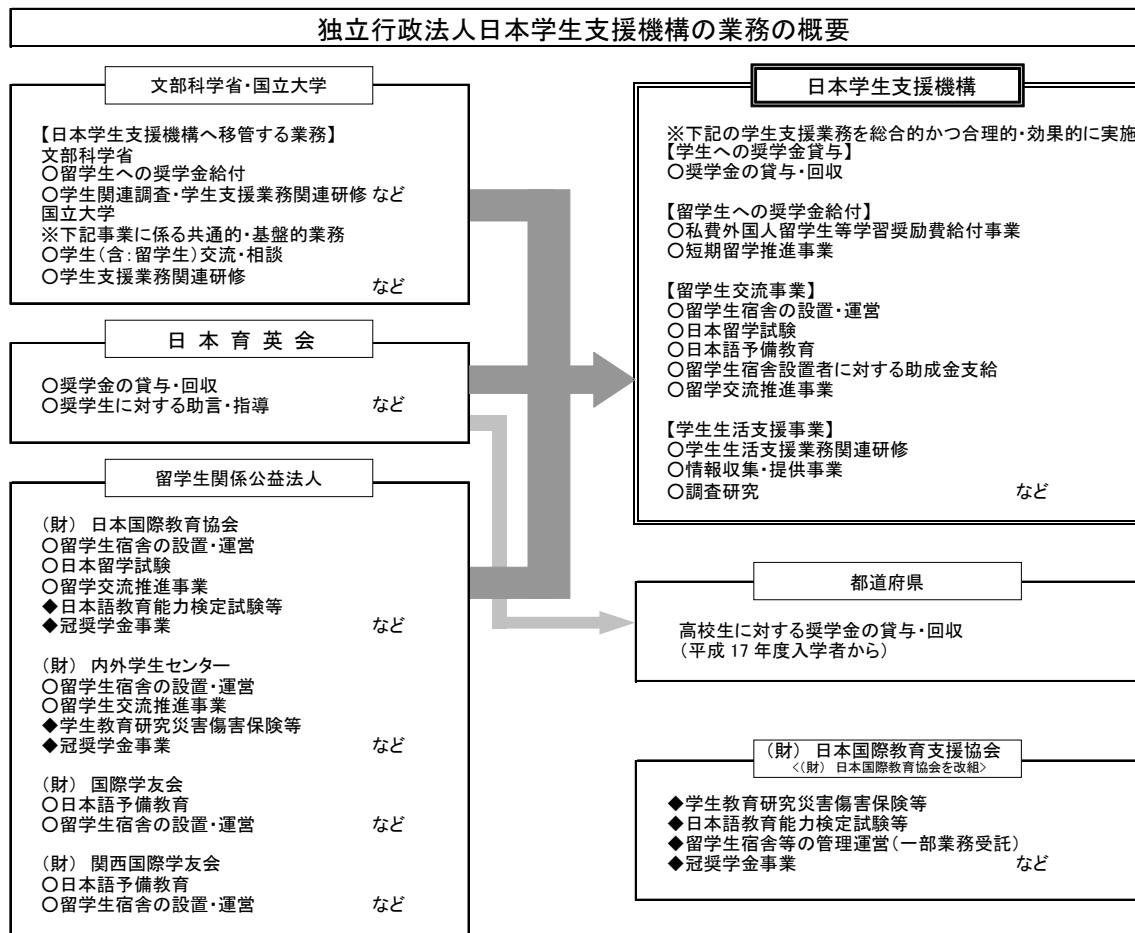
※5 自己資本比率=純資産額/総資産額

※6 自己資本利益率=当期利益金/純資産額

2 沿革

本機構は、日本育英会、財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会、財団法人関西国際学友会の各公益法人及び国が実施してきた事業を整理・統合し、平成 16 年 4 月に設立されました。

下図は、本機構設立前に文部科学省、国立大学、日本育英会、財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会及び財団法人関西国際学友会が行っていた業務を本機構がどのように承継したかを示したものです。



○は、本機構が承継した業務を、◆はそれ以外の業務((財)日本国際教育支援協会が継承した業務)を示しています。

3 事業の内容

(1) 設立根拠法及び目的

本機構は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年 6 月 18 日法律第 94 号。以下「機構法」という。）に基づき、日本育英会の奨学金貸与事業や、それまで財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会、財団法人関西国際学友会の各公益法人が実施してきた留学生関連交流事業及び国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査などの事業を整理・統合し、学生支援事業を総合的に実施する独立行政法人として、平成 16 年 4 月 1 日に設立されました。

グローバル化が進展し知的創造性が社会発展を支える重要な基盤となりつつある今日、時代の変化に柔軟に対応できる創造性豊かな人材の育成が強く求められており、このため、学生の課題探求能力を涵養し、国際理解を推進するとともに、意欲と能力のある学生に対する修学環境を整えることが今後ますます重要な課題となっています。

本機構は、このような理念を達成するために設立されており、その目的は、機構法第 3 条に基づき、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受け入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することとされています。

(2) 国との関係について

① 主務大臣

機構法第 26 条により、本機構の主務大臣は、文部科学大臣とされています。

② 役員の任命・解任

独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 20 条により、文部科学大臣は、本機構の理事長及び監事を任命しますが、任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならない、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。また通則法第 23 条により、文部科学大臣は、理事長及び監事を解任することができるとされています。

なお、本機構の他の役員は、理事長が任命、解任しますが、その時は遅滞なく文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（通則法第 20 条及び第 23 条）。

③ 業務方法書

通則法第 28 条により、本機構は、業務方法書を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならぬとされています。なお、これを変更しようとするときも同様とされています。

④ 独立行政法人評価制度委員会

通則法第 12 条により、総務省に独立行政法人評価制度委員会が設置されており、以下の⑤、⑧及び⑨の事項に関して、文部科学大臣等に意見を述べる、又は勧告を行うとされています。

⑤ 中期目標

通則法第 29 条により、文部科学大臣は、3 年以上 5 年以下の期間（本機構においては 5 年間）において本機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを指示するとともに、公表しなければならぬとされています。これを変更したときも同様とされています。また、文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴かなければならぬとされています。

⑥ 中期計画

通則法第 30 条により、本機構は、中期目標に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成 16 年 3 月 31 日文部科学省令第 23 号。以下「文部科学省令」という。）で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、文部科学大臣の認可を受けるとともに、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならぬとされています。これを変更しようとするときも同様とされています。

⑦ 年度計画

通則法第 31 条により、本機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならぬとされています。これを変更したときも同様とされています。

⑧ 各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等

通則法第32条により、本機構は、毎事業年度の終了後、以下の事項について、文部科学大臣の評価を受けなければならないとされており、当該評価を受けようとするときは、各事業年度の終了後3月以内に、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を文部科学大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

- ・中期目標期間の初年度から第3年度：当該事業年度における業務の実績
- ・中期目標期間最終年度の前年度：当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- ・中期目標期間最終年度：当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

また、文部科学大臣は、当該評価を行ったときは、遅滞なく、本機構に対して、当該評価の結果を通知するとともに、公表しなければならないとされており、必要があると認めるとときは、本機構に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができるとされています。なお、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績の評価の結果については、独立行政法人評価制度委員会にも通知することとされており、独立行政法人評価制度委員会は、必要があると認めるときは、文部科学大臣に意見を述べなければならないとされています。

⑨ 中期目標の期間の終了時の検討

通則法第35条により、文部科学大臣は、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、本機構の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとされており、その内容を独立行政法人評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならないとされています。また、独立行政法人評価制度委員会は、当該通知の事項について、必要があると認めるときは、文部科学大臣に意見を述べなければならないとされており、本機構の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告することができるとされています。さらに、独立行政法人評価制度委員会は、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならないとされています。また、文部科学大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができますとされています。

⑩ 財務諸表等

通則法第38条第1項により、本機構は毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。

⑪ 会計監査人の監査

通則法第39条により、本機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとされています。なお、通則法第40条により、会計監査人は、文部科学大臣が選任すると

されています。

⑫ 長期借入金及び債券

機構法第 19 条第 1 項により、本機構は文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本学生支援債券を発行することができるとされています。

⑬ 補助金

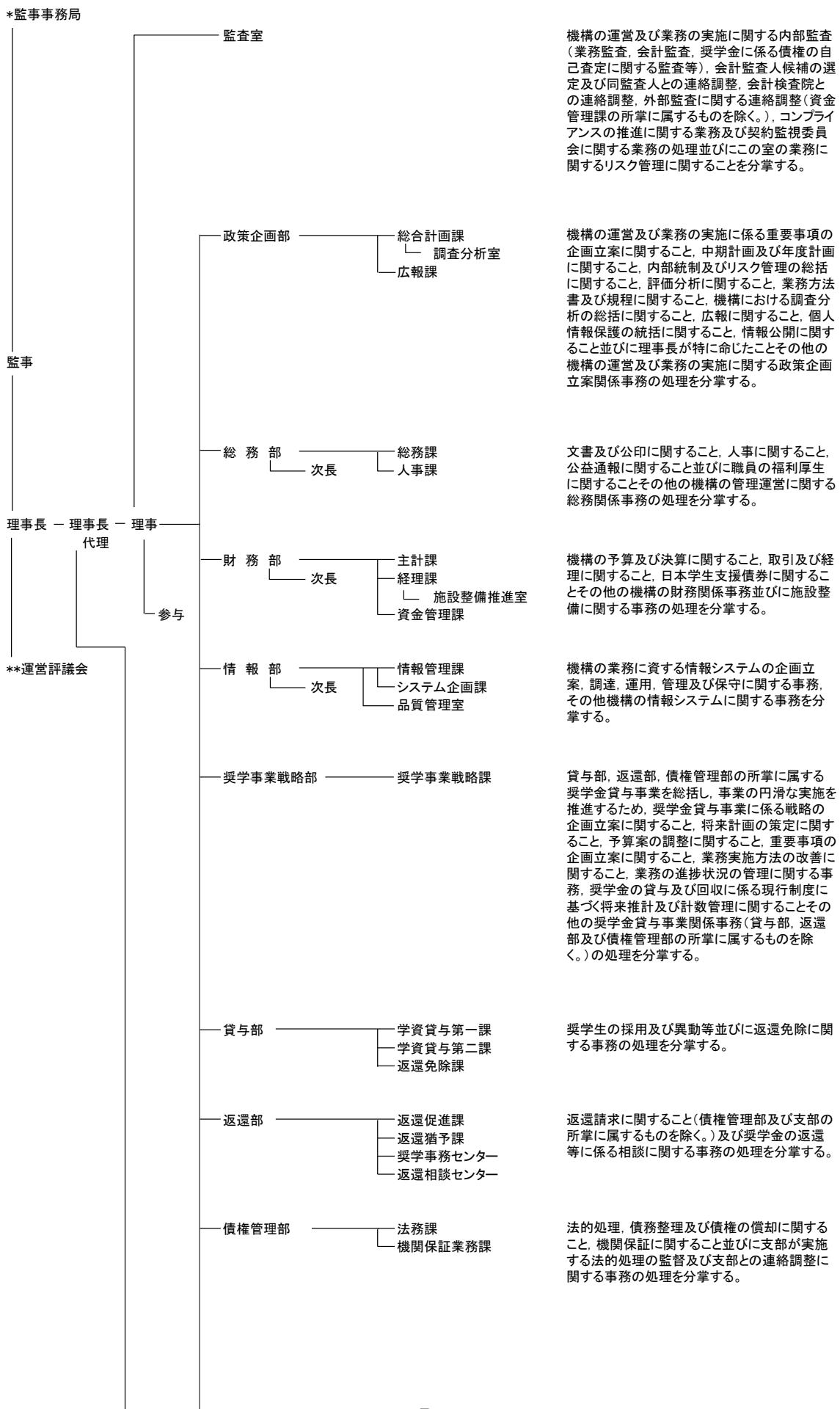
機構法第 23 条により、政府は、毎年度予算の範囲内において、本機構に対し、学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができるとされています。

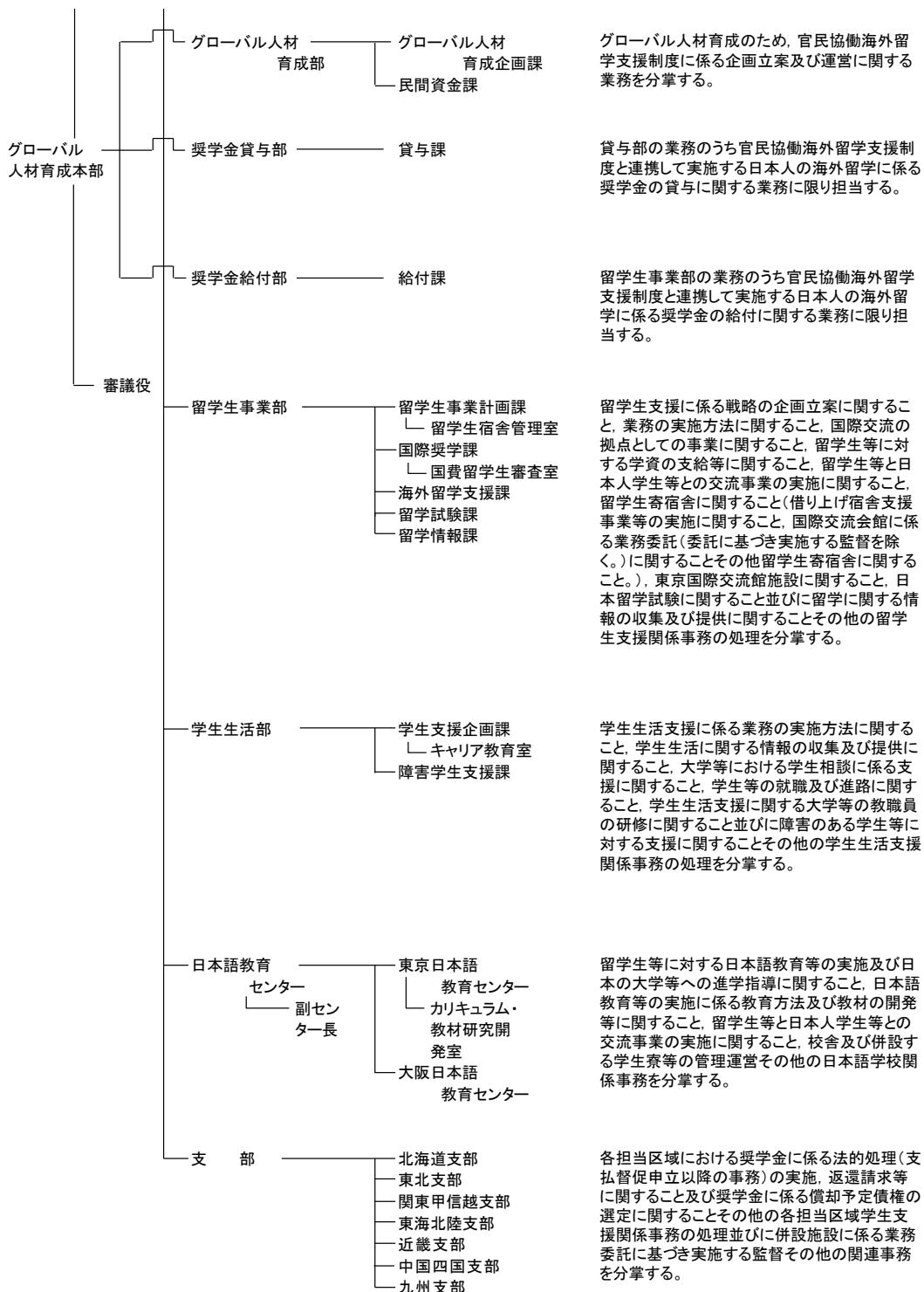
⑭ 会計検査院の検査

本機構に対しては会計検査院法（昭和 22 年 4 月 19 日法律第 73 号）第 20 条及び第 22 条第 5 号に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。当該検査の観点は以下のとおりです。

- ・ 決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。（正確性）
- ・ 会計処理が予算や法令などに従って適正に処理されているか。（合規性）
- ・ 事務・事業が経済的、効率的に実施されているか。（経済性、効率性）
- ・ 事業が所期の目的を達成しているか、また効果をあげているか。（有効性）

(3) 組織及び所掌





グローバル人材育成のため、官民協働海外留学支援制度に係る企画立案及び運営に関する業務を分掌する。

貸与部の業務のうち官民協働海外留学支援制度と連携して実施する日本人の海外留学に係る奨学金の貸与に関する業務に限り担当する。

留学生事業部の業務のうち官民協働海外留学支援制度と連携して実施する日本人の海外留学に係る奨学金の給付に関する業務に限り担当する。

留学生支援に係る戦略の企画立案に関するここと、業務の実施方法に関するここと、国際交流の拠点としての事業に関するここと、留学生等に対する学資の支給等に関するここと、留学生等と日本人学生等との交流事業の実施に関するここと、留学生寄宿舎に関するここと(借り上げ宿舎支援事業等の実施に関するここと、国際交流会館に係る業務委託(委託に基づき実施する監督を除く。)に関するこことその他留学生寄宿舎に関するここと。), 東京国際交流館施設に関するここと、日本留学試験に関するここと並びに留学に関する情報の収集及び提供に関するこことその他の留学生支援関係事務の処理を分掌する。

学生生活支援に係る業務の実施方法に関するここと、学生生活に関する情報の収集及び提供に関するここと、大学等における学生相談に係る支援に関するここと、学生等の就職及び進路に関するここと、学生生活支援に関する大学等の教職員の研修に関するここと並びに障害のある学生等に対する支援に関するこことその他の学生生活支援関係事務の処理を分掌する。

留学生等に対する日本語教育等の実施及び日本の大学等への進学指導に関するここと、日本語教育等の実施に係る教育方法及び教材の開発等に関するここと、留学生等と日本人学生等との交流事業の実施に関するここと、校舎及び併設する学生寮等の管理運営その他の日本語学校関係事務を分掌する。

各担当区域における奨学金に係る法的処理(支払督促申立以降の事務)の実施、返還請求等に関するここと及び奨学金に係る償却予定債権の選定に関するこことその他の各担当区域学生支援関係事務の処理並びに併設施設に係る業務委託に基づき実施する監督その他の関連事務を分掌する。

*監事事務局……………監事の命ずるところに従い、監事を補佐し、監事が行う監査を補助するとともに、監事の事務を整理する。

**運営評議会……………理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について、審議を行い、理事長に助言する。

(4) 事業の概要

【奨学金貸与事業】

① 奨学金の種類

奨学金には、無利息の第一種奨学金と利息付の第二種奨学金とがあります。第一種奨学金は、大学・大学院・高等専門学校・専修学校（専門課程）に在学する学生及び生徒を対象とし、第二種奨学金は、大学・大学院・高等専門学校（4・5年生）・専修学校（専門課程）に在学する学生及び生徒を対象とし、11ページ以降に示す基準により採用されます。第一種奨学金のうち、高等学校分及び専修学校高等課程分については、平成17年度入学者から各都道府県に事業移管され、本機構は高等学校等奨学金事業交付金を平成26年度まで措置していました。また、平成16年度からは世情に応じ以下の施策を実施しています。

平成16年度以降の新たな施策

年 度	事 項
平成16年度	機関保証制度の導入 特に優れた業績による返還免除制度の創設 法科大学院生を対象とした第一種、第二種奨学金の創設 学位取得を目的として、海外の大学・大学院へ進学する学生・生徒を対象とした第二種奨学金の創設
平成17年度	第一種奨学金の貸与月額の改定
平成18年度	国内の大学等在学中に外国の大学等に短期留学をする学生・生徒を対象とした第二種奨学金の創設
平成19年度	第二種奨学金の貸与利率選択制の導入
平成20年度	第二種奨学金の新貸与月額の創設
平成21年度	第一種奨学金の貸与月額の改定及び選択制導入 第二種奨学金の入学時特別増額貸与奨学金制度の改定
平成22年度	第一種奨学金の支給開始時期の早期化 減額返還制度の導入
平成24年度	所得連動返還型無利子奨学金制度 ^(※1) の創設
平成25年度	職業に必要な技術の教授を目的とする大学別科、修業年限2年未満の専修学校、専修学校通信教育課程を第一種、第二種奨学金の貸与対象に拡大 海外留学をする学生・生徒 ^(※2) を第一種奨学金の貸与対象に拡大 延滞金の賦課率の引下げ及び返還期限猶予制度の適用年数の延長
平成26年度	特に優れた業績による返還免除制度の博士課程進学時内定制の導入
平成27年度	第一種奨学金における地方創生枠 ^(※3) の創設
平成28年度	

(※1) 第一種奨学金の貸与基準を満たす者のうち、家計状況の特に厳しい世帯の学生・生徒を対象（大学院を除く）として、奨学金の貸与を受けた本人が卒業後に一定の収入を得るまでの間は、願い出により返還期限を猶予する制度。

(※2) 本機構が実施する「海外留学支援制度（長期派遣・短期派遣）」（平成27年度より「海外留学支援制度（大学院学位取得型・協定派遣）」）により奨学金等の給付を受ける学生・生徒を対象として実施。

(※3) 第一種奨学金において、地方大学等に進学する学生や特定分野の学位を取得しようとする学生に対して地方創生にかかる特別枠（地方創生枠）を設け、貸与基準を満たす者を優先的に採用する制度。

なお、貸与する月額は、学種別、設置者別、通学形態別に決められています。

第一種奨学生貸与月額（平成 28 年度 4 月入学の場合）

区分			貸与月額（円）
大学	国・公立	自宅	30,000、45,000 から選択
		自宅外	30,000、51,000 から選択
	私立	自宅	30,000、54,000 から選択
		自宅外	30,000、64,000 から選択
短大 専修（専門）	国・公立	自宅	30,000、45,000 から選択
		自宅外	30,000、51,000 から選択
	私立	自宅	30,000、53,000 から選択
		自宅外	30,000、60,000 から選択
大学等通信一面接授業期間			88,000
大学院	修士課程		50,000、88,000 から選択
	博士課程		80,000、122,000 から選択
高専	国・公立	自宅	10,000、21,000（30,000、45,000）から選択
		自宅外	10,000、22,500（30,000、51,000）から選択
	私立	自宅	10,000、32,000（30,000、53,000）から選択
		自宅外	10,000、35,000（30,000、60,000）から選択

（注）高専の（）内月額は、平成 28 年度入学者が 4 年次に進級したときに適用します。

第二種奨学生貸与月額（平成 28 年度 4 月入学の場合）

区分	貸与月額（自由選択）
大学・短大・高専<4・5 年>・専修<専門>	3 万円・5 万円・8 万円・10 万円・12 万円から選択
私立大学 医・歯学課程	12 万円を選択した場合に限り、4 万円の増額可
私立大学 薬・獣医学課程	12 万円を選択した場合に限り、2 万円の増額可
大学院	5 万円・8 万円・10 万円・13 万円・15 万円から選択
法科大学院	15 万円を選択した場合に限り、4 万円又は 7 万円の増額可

入学時の学生生活費の負担が大きいことを勘案し、入学時に 300,000 円を増額貸与する「入学時特別増額貸与奨学生制度」が、第二種奨学生として平成 15 年度に創設されました。平成 16 年度においては、さらに第一種奨学生貸与者にも同制度の適用が拡げられ、平成 21 年度から、従前の貸与額 300,000 円の他に、100,000 円、200,000 円、400,000 円及び 500,000 円の貸与額が設けられ、希望額の選択が可能となりました。平成 27 年度においては計画 4.5 万人への貸与に対し、4.2 万人の実績となりました。

② 奨学生の採用

本機構の奨学生の貸与人員数は、当該年度以前から奨学生の貸与を受けており当該年度以降も引き続き貸与を受ける者（継続者）と当該年度から新たに奨学生の貸与を受ける者（新規採用者）とによって構成されます。このうち、新規採用者については、前年度の貸与実績、学校への調査などにより算出される適格者数（本機構の奨学生を貸与されるにあたり、人物・健康・学力・家計などの基準（③ 奨学生の採用基準 参照）を満たす者）、あるいは国の政策等の諸条件を勘案し、必要とされる規模を見込んで積算されます。こうして算出された人員数及び金額は、概算要求及び予算編成を経て、本機構の当該年度計画における事業費予算として計上されることとなります。本機構は、この予算の範囲内で、

当該年度の奨学生採用を行うことになります。

本機構における採用方法には、定期採用と定期外採用があります。定期採用には、大学等進学前に奨学生採用候補者として採用が行われる予約採用と、入学後の春に採用が行われる在学採用があります。予約採用及び在学採用の採用全体に対する比率は、平成27年度の実績では、それぞれ64.9%、35.1%となっています。定期外採用には、家計急変等により緊急的に採用する緊急採用（第一種奨学生）と、応急採用（第二種奨学生）があります。定期及び応急採用の貸与期間は、修業年限（4年制大学なら4年間）となっていますが、緊急採用の貸与期間は、採用された年度の3月までとなっています（平成23年度からは、1年ごとに願い出ることにより、修業年限を限度として延長することが可能となりました。）。

在学採用については、校長の推薦を受けた申込者を本機構が選考し、4～7月に採否を決定します。選考は、主にインターネット上のシステム（J S A S）により行われており、確認書等の書類の提出が必要となります。予約採用については、高校等在学中に募集・選考を行い、採用候補者を決定します。その後、大学等進学後に進学届を提出した採用候補者について、奨学生として採用決定します。

③ 奨学生の採用基準

奨学生の選考にあたっては、人物・健康・学力・家計について、第一種奨学生及び第二種奨学生のそれぞれの基準に照らして行っています。

ア. 人物・・・学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。又は、大学及び大学院の学生生活における行動の全般を通じて、意志が固く、責任感が強く、中正妥当な性格で、特に研究心が旺盛な者であること。

イ. 健康・・・下記の健康診断により、修学に十分耐え得るものと認められること。

○ 健康診断

健康診断は、健康上の事由により修学上支障があるか否かを基準として次のいずれかによって判定し、修学上支障のない者を推薦するものとする。

i 定期健康診断による場合

学校保健安全法による定期健康診断の結果により医師が修学上支障がないと判断した者。ただし、1年次に在学する者については、入学者選抜時の資料とした健康診断によることができる。

ii 医師の健康診断による場合

上記iの健康診断によることができないときは、医師が健康診断を行い、その結果により修学上支障がないと判断した者。

ウ. 学力・・・以下のとおり。

○ 第一種奨学生を希望する者で下記のいずれかに該当する者

i 大学に入学する者

高等学校又は専修学校の高等課程最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上である者。又は認定試験合格者であること、かつ、大学

における学習成績の結果が判明している者については、その学習成績が本人の属する学部（科）の上位 3 分の 1 以内である者。

ii 専修学校専門課程に入学する者

高等学校又は専修学校の高等課程最終 2 か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が 3.2 以上である者。又は認定試験合格者。

iii 大学院修士課程及び専門職大学院の課程に入学する者

大学・大学院・高等専門学校又は専修学校の専門課程の学習成績、大学院入学試験等の成績により判定し、当該学習成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められる者。

iv 大学院博士課程に入学する者

大学・大学院の学習成績、大学院入学試験等の成績により判定し、当該学習成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められる者。

v 高等専門学校に入学する者

中学校における最終学年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が 3.5 以上である者。又は高等専門学校における学習成績の結果が判明している者については、その学習成績が本人の属する学科の平均水準以上である者。

○ 第二種奨学金を希望する者で下記のいずれかに該当する者

i 大学・専修学校専門課程に入学する者

(ア) 高等学校又は専修学校の高等課程における最終 2 か年の学習成績が、当該出身学校において平均水準以上と認められる者。

(イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者。

(ウ) 大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。

(エ) 認定試験合格者においては、上記 (ア)、(イ) 又は (ウ) に準ずると認められる者。

ii 大学院修士課程及び専門職大学院の課程に入学する者

(ア) 大学・大学院・高等専門学校又は専修学校の専門課程の学習成績、大学院入学試験の成績により判定し、当該学習成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められる者。

(イ) 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。

iii 大学院博士課程に入学する者

(ア) 大学・大学院の学習成績、大学院入学試験の成績により判定し、当該学習成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専

門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められる者。

(イ) 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。

iv 高等専門学校（4・5年生）に進級する者

(ア) 高等専門学校における学習成績が本人の属する学科において平均水準以上と認められる者。

(イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者。

(ウ) 高等専門学校における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。

※「海外留学支援制度（大学院学位取得型）」の採用者で海外留学支援制度による給付を受けてもなお、経済的理由により修学に困難があると認められた者を対象とした「第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）」の人物、健康、学力に係る採用基準は、「海外留学支援制度（大学院学位取得型）」の支給要件を満たしている者であること。

エ. 家計・・・平成27年度奨学金申込の際の家計基準限度額は次表のとおりです。

家計基準限度額一覧表

（単位：万円）

区分		第一種奨学金		第二種奨学金	
		年収・所得の上限額（4人世帯・自宅通学者の目安）			
		給与所得世帯	給与所得以外の世帯	給与所得世帯	給与所得以外の世帯
大学	国・公立	805万円程度	373万円程度	1,121万円程度	689万円程度
	私立	854	422	1,170	738
短大	国・公立	790	358	1,106	674
	私立	837	405	1,153	721
大学院	修士課程	本人及び 配偶者の収入	299 (特別の場合は389)	本人及び 配偶者の収入	536
	博士課程		340 (特別の場合は442)		718
高専 (1~3年)	国・公立	693	287	—	—
	私立	725	309	—	—
高専 (4・5年)	国・公立	685	281	1,079	647
	私立	722	307	1,105	673
専修 (専門)	国・公立	753	329	1,077	645
	私立	821	389	1,137	705

(注) 給与所得世帯の金額は「源泉徴収票の支払金額（税込）」、給与所得以外の世帯の金額は「確定申告書の所得金額」です。

④ 貸与の方法と期限

奨学生は、奨学生が指定した金融機関の口座に原則として毎月振り込まれ、在学する学校の修業年限の終期まで貸与することになっています。ただし、主たる家計支持者の失職、破産等による家計急変のため奨学生が必要になった場合の緊急採用奨学生は、採用された年度の3月を終期とすることになっています（平成23年度からは、1年ごとに願い出ることにより、修業年限を限度として延長することが可能となりました。）。

奨学生の貸与人員及び貸与金額の平成18年度から平成27年度までの実績は、次表のとおりです。

奨学生の貸与人員と貸与金額実績

年 度	第一種奨学生		第二種奨学生	
	貸与人員（人）	貸与金額（千円）	貸与人員（人）	貸与金額（千円）
平成18年度	377,456	252,424,304	631,997	529,363,060
19	348,987	247,318,308	687,608	577,706,690
20	348,057	247,879,446	761,619	644,616,710
21	357,826	248,555,827	822,767	711,036,240
22	362,019	252,689,691	869,359	759,125,660
23	379,195	256,451,465	910,434	802,137,290
24	402,092	267,603,644	916,860	813,914,940
25	427,423	281,061,652	911,584	812,286,710
26	462,443	301,089,292	873,993	779,424,810
27	486,679	315,842,264	837,009	747,955,510

⑤ 奨学生の補導（※）

奨学生は在学中、勉学に励みながら充実した学校生活を送り、卒業後は貸与を受けた奨学生の返還を滞りなく履行するよう、本機構は学校の協力を得て奨学生の補導に努めています。

補導の一環として奨学生が奨学生を貸与するにふさわしいかどうかの適格性について審査を行い、必要な処置を行っています。

- (※) 本機構でいう「補導」とは、奨学生との関係を単に金銭貸借の関係に終わらせることなく、貸与を継続する中で、
- ・ 奨学生の資質の向上を図ること
 - ・ 奨学生としての責務を尽くし、本機構の業務の円滑な運営に協力させること
 - ・ 奨学生の実情に即応して適切な措置を講ずること
- 等をいいます。

⑥ 返還免除

奨学生の貸与を受けた者が、死亡又は精神若しくは身体の障害によって奨学生の返還ができなくなった場合、返還未済額の全部又は一部の返還を願い出により免除することができます。

また大学院の第一種奨学生については、これまで日本育英会において、教育職・研究職という特定の職業に就職したことにより適用される返還免除制度がありましたが、本機構においては、この制度は廃止され、新たに特に優れた業績を挙げた大学院の第一種奨学生に対し、その奨学生の全部又は一部の返還を貸与期間終了時に免除する制度が設けられました（機構法第16条）。同制度は、我が国のあらゆる分野で活躍し、国及び社会の発展に貢献する中核的人材を育成することを目的とするものであり、学問分野での顕著な成果や世界レベルでの発明・発見のみならず、文化・芸術・スポーツ分野におけるめざましい活躍、あるいはボランティア等での顕著な社会貢献（全国レベルでの表彰等）等も含めて評価の対象として、学生の学修へのインセンティブ向上を図ることとしています。

また、同制度の改善・充実を図るため、平成27年度以降、同制度の予算の範囲内で、博士課程の入試結果等が優秀であった者に対し、大学院博士課程において第一種奨学生の貸与を受ける者を対象として、各大学は奨学生推薦時（予約採用においては採用候補者推薦時）に返還免除内定候補者を推薦し、機構は返還免除者を内定できる制度が設けられました。

これにより、博士課程への進学のインセンティブを付与し給付的効果の充実、学生が博士課程進学後も引き続き安心して教育・研究活動に専念できる環境を整備、さらに大学において、より優秀な人材を確保できる仕組みを構築できるなどの改善を図りました。

平成27年度は、平成16年度以降の大学院第一種奨学生採用者で平成26年度中に貸与が終了した30,627名のうち、各大学から免除候補者として推薦のあった9,229名について、学識経験者からなる業績優秀者免除認定委員会の審査を経て免除者9,188名を認定しました。

⑦ 機関保証制度

平成16年度より、奨学生の利便性の向上を図り、自らの意志と責任において高等教育機関で学ぶことができるようになると併せて、奨学生に係る保証の在り方を改善し返還をより確実にすること等を目的に、それまでの連帯保証人及び保証人を選定する人的保証制度に加えて、機関保証制度が導入されました。これにより、平成16年度新規奨学生から機関保証と人的保証のいずれかを選択することができるようになりました。機関保証を選択した場合は、保証業務を行っている公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「保証機関」という。）に一定の保証料を支払うことにより、奨学生貸与の申込ができるようになりました。ただし、第一種奨学生（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学生（海外）の貸与を受けるには、人的保証と機関保証の二つの保証を付すことが必要です。保証料は、次表のとおり奨学生の貸与月額、貸与月数等により異なります。なお、平成27年度の新規奨学生の機関保証制度への加入率は43.5%となっています。

保証料一覧（目安）

区分			貸与月額(円)	貸与月数	保証料月額(円)
第一種 奨学金	短大	国・公立	自宅	45,000	1,606
		自宅外	51,000		1,820
	私立	自宅	53,000	24	1,892
		自宅外	60,000		2,297
			30,000		828
	大学	国・公立	自宅	45,000	1,782
		自宅外	51,000		2,143
	私立	自宅	54,000	48	2,269
		自宅外	64,000		3,137
			30,000		1,114
第二種 奨学金	修士		50,000	24	1,785
			88,000		3,593
	博士		80,000	36	3,607
			122,000		6,623
		医・歯・獣医学課程	80,000	48	4,277
			122,000	48	6,523
	短大		30,000		863
			50,000		1,884
			80,000	24	3,247
			100,000		4,630
			120,000		5,893
	大学		30,000		1,181
			50,000		2,246
			80,000	48	4,657
			100,000		5,822
			120,000		6,986
		薬・獣医学課程の増	140,000		8,156
		医・歯学課程の増	160,000	72	7,910
	修士		160,000		9,044
			50,000		1,884
			80,000		3,247
			100,000	24	4,630
			130,000		7,101
	博士		150,000		9,001
			50,000		1,999
			80,000		3,869
			100,000	36	5,911
			130,000		7,684
			150,000		8,866

(注) 第二種奨学生は、基本部分の貸与利率 3.0%、医・歯・薬・獣医学課程の増額部分の貸与利率 3.2% で計算しています。

⑧ 奨学生の回収

貸与が終了した奨学生からは、20 年以内の月賦、半年賦、年賦又は月賦・半年賦併用の中から任意に選択された割賦方法により、ゆうちょ銀行（旧郵便局）、銀行、信用金庫又は労働金庫の口座から自動引落し（口座振替）で奨学生を回収します。また、振替口座未加入者に対しては委託業者による架電等で加入の依頼をするとともに、払込通知書を発送し請求しています。なお、平成 11 年度以降に採用された第二種奨学生及び平成 12 年度以降に採用された第一種奨学生については、返還のしやすさなどの点を考慮し、月賦あるいは月賦・半年賦併用の割賦方法のみの取扱としています。

⑨ 奨学生の原資、貸与利率

第一種奨学生については、国の一般会計・東日本大震災復興特別会計からの借入金（以下「政府借入金」という。）及び過去に貸与した第一種奨学生の返還者からの回収金を原資として奨学生の貸与を行っており、政府借入金、奨学生への貸与は、ともに無利息となっています。

第二種奨学生については、平成18年度までは国の財政融資資金（平成12年度までは資金運用部資金）からの借入金、財投機関債の発行により調達した資金（平成13年度から）及び過去に貸与した第二種奨学生の返還者からの回収金を原資として奨学生の貸与を行ってきました。平成19年度からは、貸与期間中奨学生に対する毎月の貸与に充てる資金として、従来の調達方法に加え、民間金融機関からの借入（以下「民間借入」という。）を活用しています。この借入は約3ヶ月及び1年の償還期日ごとに借換を行い、最終的に、奨学生の卒業等により貸与期間が終了した際に、一括して財政融資資金の長期資金に借換えることとしています。こうした新たな調達方法につきましては、「(6) 損益構造について ③有利子奨学生の貸与制度及び資金調達制度の見直し」の項で説明しております。

なお、平成18年度以前に採用された第二種奨学生の奨学生への貸与利率は原則として年3%ですが、財政融資資金からの借入金の利率（貸与する当該月の資金に財投機関債の発行により調達した資金を充てる場合、該当する財投機関債の利率と財政融資資金の借入利率を加重平均した利率）が3%未満の時は、当該利率を奨学生貸与の利率とする旨定められています（独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号。以下「機構法施行令」という。）第2条及び附則第2条）。（表1）。

一方、前述の有利子奨学生の貸与制度及び資金調達制度の見直しに伴い、平成19年度からの新規奨学生に対する貸与利率は、原則として年3%ですが、貸与終了時に奨学生の交付に充てた資金の借換えに充てる財政融資資金長期資金の借入利率（貸与終了時に、財投機関債の発行により調達した資金を借換えに充てる場合、該当する財投機関債の利率と財政融資資金の借入利率を加重平均した利率）が3%未満の場合は、当該利率が適用されます。また平成19年度から採用された新規奨学生については、第二種奨学生の利便性をさらに高めるために、利率固定方式・利率見直し方式（返還期間中、概ね5年ごとに利率を見直し）を選択できることとなりました（表2及び表3）。なお、貸与利率はいずれの方式も3%が上限となっています。（機構法施行令第2条、附則第2条及び文部科学省令附則第5条）

第一種奨学生における政府借入金については、本機構が第一種奨学生の貸与を受けた者に対し、その返還を免除した場合、当該免除額相当分について、政府は、その貸付金の償還を免除することができることとなっていますが、この制度は日本育英会から承継されているものです。また政府の本機構に対する貸付金の償還の免除は償還期限の早い貸付金から順次行うものとされています（機構法施行令第19条）。

平成27年度までの実績では、昭和21年度からの政府借入金総額（累計）は3兆4,221億円であり、奨学生の返還免除（※）に伴う償還免除の総額7,042億円、平成16年4月1日の本機構設立にあたり法令に基づき償還が免除された政府貸付金641億円及び奨学生の

貸付残に伴う東日本大震災復興特別会計借入金の繰上償還額 5 億円を除いた 2 兆 6,533 億円が平成 27 年度末における政府借入金の借入金残高となりました。このうち 338 億円は、将来本機構が第一種奨学生の返還を免除することにより、国に対する償還が免除される予定額です。(昭和 21 年度以前の日本育英会創立当初の貸与資金は大蔵省預金部資金からの借入れによっていましたが、全額償還済みです。)

また、平成 27 年度末時点においては、昭和 58 年 9 月 8 日までに日本育英会が借入れた国に対する債務が免除されており、その後日本育英会が借入れ、本機構が承継した国に対する債務(昭和 58 年 11 月 9 日に借入れた債務については、一部免除されています。)及び本機構の国に対する債務(平成 24 年 7 月 6 日に借入れた債務については、一部免除されています。)については、借入時から起算して 35 年が経過した後の平成 31 年 3 月以降から償還が始まる見込です(表 4)。

ただし、奨学生の返還免除は今年度以降も発生するものであり、これにより本機構の国に対する債務の免除が行われていくことから、政府借入金の償還開始はさらに延長されるものと見込まれます。

第二種奨学生における財政融資資金からの借入金は、平成 18 年度までは 20 年間(うち据置 4 年)の元金均等償還でしたが、平成 19 年度からの借入金は、当該第二種奨学生の返還期間と同水準となるような償還期間の借入を行い、元金均等償還することになっています(表 5)。

第二種奨学生は奨学生が貸与を受けている間は無利息であり、当該期間中の利息については、当該年度における国の予算内で、国からの利子補給金により補填されています。

また、本機構が奨学生に対して返還の期限を猶予している期間中も第二種奨学生に対する利息は発生しませんので、当該期間中の利息についても同様に利子補給金により補填されています。さらに、財政融資資金からの借入利率が 3% を超える場合、3% を超える部分の利息についても同様に利子補給金により補填されています。

なお、第二種奨学生については、過去に返還免除となった第二種奨学生にかかる債権についてこれが存続していれば当該年度に返還される予定であった元金相当額の補填(返還免除補填金)等を補助金として受入れています。

(※) 返還免除について

本機構において返還免除は以下のように規定されています。

- ・ 死亡した者又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失した者については、その学資金の返還未済額の全部又は一部を免除することができる(機構法施行令第 7 条第 1 項)。
- ・ 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有する者については、その学資金の返還未済額の一部の返還を免除することができる(機構法施行令第 7 条第 2 項)。
- ・ 大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したものには、貸与期間終了の時において、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる(機構法施行令第 8 条)。

また、機構法附則第 16 条により日本育英会法の廃止前に育英会が行った貸与契約による

貸与金の返還については従前の例によることとなっており、政府は本機構がなお従前の例によることとされる貸与金の返還の免除（無利息の貸与金に係るものに限る。）をしたときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することができます。

（ご参考）

旧日本育英会においては、返還免除は以下のように規定されていました。

・ 特別免除

高等専門学校・短期大学・大学・大学院で第一種奨学金の貸与を受けた者が学校の教員又は文部科学大臣により指定された研究所の研究員となり、一定の期間その職に在職したとき奨学金の全部又は一部の返還が免除されることがあります（日本育英会法第24条）。ただし、平成10年4月1日で日本育英会法の一部が改正され、平成10年度以降に高等専門学校・短期大学・大学の1年次に入学した者については、奨学金返還特別免除制度は廃止されました。

・ 死亡又は心身障害による免除

奨学金の貸与を受けた者が死亡又は心身障害により奨学金を返還することができなくなったとき奨学金の全部又は一部の返還を免除することができます（日本育英会法第23条第3項）。

・ 特別貸与奨学金

昭和33年の法改正により新設された制度で、特に優秀な学生及び生徒に貸与した奨学金であり、同時に発足した一般貸与奨学金より多い貸与月額を受けられ、一般貸与奨学金相当額を返還すれば、残額の返還が免除されます。ただし、この制度は昭和59年度に廃止となりました（昭和59年の全部改正以前における旧日本育英会法第16条ノ4）。

(表1) 平成18年度以前の採用者に係る第二種奨学生の貸与利率と財政融資資金借入金利等推移表

(平成15年4月以降)

(平成15年4月から平成22年3月までは、元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間3年超4年以内の金利、平成22年4月以降は、満期一括償還、5年以内の金利)

年 月	第二種奨学生 貸与利率	財政融資資金 借入金利	財投機関債金利
平成15年4月	0.30%	0.3%	—
5月	0.30%	0.3%	—
6月	0.20%	0.2%	—
7月	0.20%	0.2%	—
8月	0.52%	0.5%	0.52% (第4回日本育英会債券)
9月	0.40%	0.4%	—
10月	1.00%	1.0%	—
11月	0.60%	0.6%	—
12月	0.73%	0.8%	0.70% (第5回日本育英会債券)
平成16年1月	0.70%	0.7%	—
2月	0.60%	0.6%	—
3月	0.53%	0.5%	0.64% (第6回日本育英会債券)
4月	0.70%	0.7%	—
5月	0.70%	0.7%	—
6月	0.70%	0.7%	—
7月	0.97%	0.7%	1.18% (第1回日本学生支援債券)
8月	0.80%	0.8%	—
9月	0.90%	0.9%	—
10月	0.70%	0.7%	—
11月	0.70%	0.7%	0.70% (第2回日本学生支援債券)
12月	0.70%	0.7%	—
平成17年1月	0.60%	0.6%	—
2月	0.62%	0.6%	0.66% (第3回日本学生支援債券)
3月	0.60%	0.6%	—
4月	0.60%	0.6%	—
5月	0.60%	0.6%	—
6月	0.50%	0.5%	—
7月	0.58%	0.5%	0.62% (第4回日本学生支援債券)
8月	0.50%	0.5%	—
9月	0.60%	0.6%	—
10月	0.60%	0.6%	—
11月	0.90%	0.8%	0.90% (第5回日本学生支援債券)
12月	0.90%	0.9%	—
平成18年1月	0.90%	0.9%	—
2月	0.92%	0.9%	0.94% (第6回日本学生支援債券)
3月	1.00%	1.0%	—
4月	1.30%	1.3%	—
5月	1.30%	1.3%	—
6月	1.50%	1.5%	—
7月	1.58%	1.5%	1.62% (第7回日本学生支援債券)
8月	1.40%	1.4%	—
9月	1.40%	1.4%	—
10月	1.20%	1.2%	—
11月	1.49%	1.2%	1.52% (第8回日本学生支援債券)
12月	1.30%	1.3%	—
平成19年1月	1.30%	1.3%	—
2月	1.03%	1.3%	0.90% (第9回日本学生支援債券)
3月	1.30%	1.3%	—
4月	1.30%	1.3%	—

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利	財投機関債金利
平成 19 年 5 月	1.30%	1.3%	—
6 月	1.30%	1.3%	—
7 月	1.44%	1.5%	1.19% (第 10 回日本学生支援債券)
8 月	1.50%	1.5%	—
9 月	1.40%	1.4%	—
10 月	1.20%	1.2%	—
11 月	1.03%	1.3%	0.93% (第 11 回日本学生支援債券)
12 月	1.10%	1.1%	—
平成 20 年 1 月	1.10%	1.1%	—
2 月	0.86%	1.0%	0.69% (第 12 回日本学生支援債券)
3 月	0.90%	0.9%	—
4 月	0.90%	0.9%	—
5 月	0.90%	0.9%	—
6 月	1.20%	1.2%	—
7 月	1.40%	1.4%	1.08% (第 13 回日本学生支援債券)
8 月	1.30%	1.3%	—
9 月	1.10%	1.1%	—
10 月	1.10%	1.1%	—
11 月	1.00%	1.0%	1.04% (第 14 回日本学生支援債券)
12 月	0.93%	0.9%	—
平成 21 年 1 月	0.90%	0.9%	—
2 月	0.80%	0.8%	0.78% (第 15 回日本学生支援債券)
3 月	0.90%	0.9%	—
4 月	0.90%	0.9%	—
5 月	0.90%	0.9%	—
6 月	0.90%	0.9%	—
7 月	0.90%	0.9%	0.502% (第 16 回日本学生支援債券)
8 月	0.70%	0.7%	—
9 月	0.70%	0.7%	—
10 月	0.70%	0.7%	—
11 月	0.60%	0.6%	0.498% (第 17 回日本学生支援債券)
12 月	0.60%	0.6%	—
平成 22 年 1 月	0.60%	0.6%	—
2 月	0.60%	0.6%	0.317% (第 18 回日本学生支援債券)
3 月	0.60%	0.6%	—
4 月	0.60%	0.6%	—
5 月	0.60%	0.6%	—
6 月	0.50%	0.5%	—
7 月	0.50%	0.5%	0.251% (第 19 回日本学生支援債券)
8 月	0.40%	0.4%	—
9 月	0.40%	0.4%	0.231% (第 20 回日本学生支援債券)
10 月	0.40%	0.4%	—
11 月	0.30%	0.3%	0.277% (第 21 回日本学生支援債券)
12 月	0.30%	0.3%	—
平成 23 年 1 月	0.50%	0.5%	—
2 月	0.50%	0.6%	0.300% (第 22 回日本学生支援債券)
3 月	0.60%	0.6%	—
4 月	0.60%	0.6%	—
5 月	0.60%	0.6%	—
6 月	0.50%	0.5%	—
7 月	0.50%	0.5%	0.240% (第 23 回日本学生支援債券)
8 月	0.50%	0.5%	—
9 月	0.40%	0.4%	0.201% (第 24 回日本学生支援債券)

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利	財投機関債金利
平成 23 年 10 月	0.40%	0.4%	—
11 月	0.40%	0.4%	0.278% (第 25 回日本学生支援債券)
12 月	0.40%	0.4%	—
平成 24 年 1 月	0.40%	0.4%	—
2 月	0.40%	0.4%	0.236% (第 26 回日本学生支援債券)
3 月	0.40%	0.4%	—
4 月	0.40%	0.4%	—
5 月	0.40%	0.4%	—
6 月	0.30%	0.3%	—
7 月	0.30%	0.3%	0.176% (第 27 回日本学生支援債券)
8 月	0.30%	0.3%	—
9 月	0.20%	0.2%	0.151% (第 28 回日本学生支援債券)
10 月	0.30%	0.3%	—
11 月	0.20%	0.2%	0.156% (第 29 回日本学生支援債券)
12 月	0.30%	0.3%	—
平成 25 年 1 月	0.20%	0.2%	—
2 月	0.30%	0.3%	0.150% (第 30 回日本学生支援債券)
3 月	0.20%	0.2%	—
4 月	0.20%	0.2%	—
5 月	0.30%	0.3%	—
6 月	0.30%	0.3%	0.206% (第 31 回日本学生支援債券)
7 月	0.30%	0.3%	—
8 月	0.40%	0.4%	—
9 月	0.40%	0.4%	0.161% (第 32 回日本学生支援債券)
10 月	0.30%	0.3%	—
11 月	0.30%	0.3%	0.187% (第 33 回日本学生支援債券)
12 月	0.20%	0.2%	—
平成 26 年 1 月	0.30%	0.3%	—
2 月	0.30%	0.3%	0.141% (第 34 回日本学生支援債券)
3 月	0.20%	0.2%	—
4 月	0.20%	0.2%	—
5 月	0.20%	0.2%	—
6 月	0.20%	0.2%	0.152% (第 35 回日本学生支援債券)
7 月	0.20%	0.2%	—
8 月	0.20%	0.2%	—
9 月	0.20%	0.2%	0.111% (第 36 回日本学生支援債券)
10 月	0.20%	0.2%	—
11 月	0.20%	0.2%	0.105% (第 37 回日本学生支援債券)
12 月	0.20%	0.2%	—
平成 27 年 1 月	0.10%	0.1%	—
2 月	0.10%	0.1%	0.100% (第 38 回日本学生支援債券)
3 月	0.20%	0.2%	—
4 月	0.10%	0.1%	—
5 月	0.10%	0.1%	—
6 月	0.20%	0.2%	0.100% (第 39 回日本学生支援債券)
7 月	0.20%	0.2%	—
8 月	0.20%	0.2%	—
9 月	0.10%	0.1%	0.100% (第 40 回日本学生支援債券)
10 月	0.10%	0.1%	—
11 月	0.10%	0.1%	0.100% (第 41 回日本学生支援債券)
12 月	0.10%	0.1%	—
平成 28 年 1 月	0.10%	0.1%	—
2 月	0.10%	0.1%	0.099% (第 42 回日本学生支援債券)

年 月	第二種奨学生 貸与利率	財政融資資金 借入金利	財投機関債金利
平成 28 年 3 月	0.10%	0.1%	—

- (注) 1. 平成 15 年 3 月 31 日以前に入学し、かつ平成 16 年 3 月 31 日までに採用された奨学生に対する奨学生の貸与利率は、財政融資資金借入利率と同率となります。
2. 第 13 回日本学生支援債券及び第 15 回～第 42 回日本学生支援債券は、平成 18 年度以前採用者の第二種奨学生の資金に充てていないため、貸与利率へは反映されていません。

(表2) 平成19年度の採用者で当該年度中に貸与終了した者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利等推移表

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利	
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、 借入期間15年超16年 以内、 うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、 5年金利見直しにおける 当初5年間の金利、 借入期間15年超16年 以内、 うち据置期間1年以内
平成19年4月	1.70%	1.20%	1.7%	1.2%
5月	1.70%	1.30%	1.7%	1.3%
6月	1.90%	1.50%	1.9%	1.5%
7月	1.90%	1.50%	1.9%	1.5%
8月	1.80%	1.40%	1.8%	1.4%
9月	1.70%	1.20%	1.7%	1.2%
10月	1.70%	1.20%	1.7%	1.2%
11月	1.60%	1.10%	1.6%	1.1%
12月	1.60%	1.00%	1.6%	1.0%
平成20年1月	1.50%	0.90%	1.5%	0.9%
2月	1.50%	0.90%	1.5%	0.9%
3月	1.50%	0.90%	1.5%	0.9%

(注) 利率固定方式による貸与利率が元金均等（期間16年うち据置1年）による借入利率に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦5年金利見直し貸付における当初5年間の借入金利にそれぞれ対応しています。

(表3) 平成19年度以降の採用者で平成20年度以降に貸与終了する者に係る第二種奨学生金の貸与利率と財政融資資金借入金利等推移表

貸与終了年月	第二種奨学生金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
平成20年4月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
5月	1.70%	1.10%	1.6%	1.8%	1.1%	1.1%
6月	1.90%	1.35%	1.8%	2.0%	1.3%	1.4%
7月	1.80%	1.30%	1.7%	1.9%	1.3%	1.3%
8月	1.65%	1.10%	1.5%	1.8%	1.1%	1.1%
9月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
10月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
11月	1.65%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
12月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
平成21年1月	1.40%	0.80%	1.3%	1.5%	0.8%	0.8%
2月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
3月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
4月	1.57%	0.80%	1.4%	1.7%	0.8%	0.8%
5月	1.61%	0.90%	1.5%	1.7%	0.9%	0.9%
6月	1.67%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
7月	1.47%	0.70%	1.3%	1.6%	0.7%	0.7%
8月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
9月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
10月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
11月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
12月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
平成22年1月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%
2月	1.53%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
3月	1.52%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
4月	1.57%	0.60%	1.4%	1.7%	0.6%	0.6%
5月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%
6月	1.37%	0.46%	1.2%	1.5%	0.4%	0.5%
7月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
8月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
9月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
10月	1.07%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
11月	1.17%	0.30%	1.0%	1.3%	0.3%	0.3%
12月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
平成23年1月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
2月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
3月	1.41%	0.60%	1.3%	1.5%	0.6%	0.6%
4月	1.47%	0.56%	1.3%	1.6%	0.5%	0.6%
5月	1.27%	0.50%	1.1%	1.4%	0.5%	0.5%
6月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
7月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
8月	1.21%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%
9月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
10月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
11月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
平成 23 年 12 月	1.21%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%
平成 24 年 1 月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
2 月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
3 月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
4 月	1.22%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%
5 月	1.08%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
6 月	1.08%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
7 月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
8 月	0.98%	0.20%	0.8%	1.1%	0.2%	0.2%
9 月	1.08%	0.26%	0.9%	1.2%	0.2%	0.3%
10 月	1.03%	0.20%	0.8%	1.2%	0.2%	0.2%
11 月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
12 月	0.98%	0.20%	0.8%	1.1%	0.2%	0.2%
平成 25 年 1 月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
2 月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
3 月	1.08%	0.20%	0.7%	1.0%	0.2%	0.2%
4 月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
5 月	0.79%	0.30%	0.6%	0.9%	0.3%	0.3%
6 月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
7 月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
8 月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
9 月	0.99%	0.30%	0.8%	1.1%	0.3%	0.3%
10 月	0.89%	0.30%	0.7%	1.0%	0.3%	0.3%
11 月	0.89%	0.20%	0.7%	1.0%	0.2%	0.2%
12 月	0.89%	0.26%	0.7%	1.0%	0.2%	0.3%
平成 26 年 1 月	0.89%	0.30%	0.7%	1.0%	0.3%	0.3%
2 月	0.82%	0.20%	0.7%	0.9%	0.2%	0.2%
3 月	0.82%	0.20%	0.7%	0.9%	0.2%	0.2%
4 月	0.89%	0.20%	0.7%	1.0%	0.2%	0.2%
5 月	0.89%	0.20%	0.7%	1.0%	0.2%	0.2%
6 月	0.83%	0.20%	0.7%	0.9%	0.2%	0.2%
7 月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
8 月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
9 月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
10 月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
11 月	0.69%	0.20%	0.5%	0.8%	0.2%	0.2%
12 月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
平成 27 年 1 月	0.53%	0.10%	0.4%	0.6%	0.1%	0.1%
2 月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
3 月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
4 月	0.59%	0.10%	0.4%	0.7%	0.1%	0.1%
5 月	0.69%	0.20%	0.5%	0.8%	0.2%	0.2%
6 月	0.69%	0.10%	0.5%	0.8%	0.1%	0.1%
7 月	0.69%	0.20%	0.5%	0.8%	0.2%	0.2%
8 月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
9 月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
10 月	0.53%	0.10%	0.4%	0.6%	0.1%	0.1%

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定 方式	利率見直し 方式	元金均等償 還、半年賦、 借入期間14年 超15年以内、 うち据置期間 1年以内	元金均等償 還、半年賦、 借入期間19年 超20年以内、 うち据置期間 なし	元金均等償還、 半年賦、5年金 利見直しにおける 当初5年間の金利、 借入期間14年超15年 以内、うち据置期 間1年以内	元金均等償還、 半年賦、5年金 利見直しにおける 当初5年間の金利、 借入期間19年超20年 以内、うち据置期 間なし
平成27年11月	0.59%	0.10%	0.4%	0.7%	0.1%	0.1%
12月	0.53%	0.10%	0.4%	0.6%	0.1%	0.1%
平成28年1月	0.49%	0.10%	0.3%	0.6%	0.1%	0.1%
2月	0.33%	0.10%	0.2%	0.4%	0.1%	0.1%
3月	0.16%	0.10%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%
4月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
5月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
6月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
7月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%

(注) 利率固定方式による貸与利率が元金均等（期間15年うち据置1年及び期間20年うち据置なし）による借入利率に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦5年金利見直し貸付における当初5年間の借入金利にそれぞれ対応しています。

[ご参考1] 「日本学生支援債券」及び「日本育英会債券」発行の状況

日本学生支援債券

回号	発行年月日	発行額	年限	発行金利	償還年月日
第1回	平成16年7月5日	300億円	5年	年1.18%	平成21年9月18日
第2回	平成16年11月5日	300億円	5年	年0.70%	平成21年9月18日
第3回	平成17年2月4日	160億円	5年	年0.66%	平成22年3月19日
第4回	平成17年7月5日	400億円	5年	年0.62%	平成22年9月17日
第5回	平成17年11月4日	400億円	5年	年0.90%	平成22年9月17日
第6回	平成18年2月3日	300億円	5年	年0.94%	平成23年3月18日
第7回	平成18年7月5日	400億円	5年	年1.62%	平成23年9月20日
第8回	平成18年11月6日	400億円	5年	年1.52%	平成23年9月20日
第9回	平成19年2月5日	370億円	2年	年0.90%	平成21年3月19日
第10回	平成19年7月5日	400億円	2年	年1.19%	平成21年9月18日
第11回	平成19年11月6日	400億円	2年	年0.93%	平成21年9月18日
第12回	平成20年2月6日	370億円	2年	年0.69%	平成22年3月19日
第13回	平成20年7月9日	470億円	2年	年1.08%	平成22年9月17日
第14回	平成20年11月28日	400億円	3年	年1.04%	平成23年11月18日
第15回	平成21年2月6日	300億円	2年	年0.78%	平成23年1月20日
第16回	平成21年7月8日	400億円	2年	年0.502%	平成23年6月20日
第17回	平成21年11月9日	400億円	3年	年0.498%	平成24年9月20日
第18回	平成22年2月8日	370億円	2年	年0.317%	平成24年2月20日
第19回	平成22年7月7日	400億円	2年	年0.251%	平成24年7月20日
第20回	平成22年9月15日	400億円	2年	年0.231%	平成24年9月20日
第21回	平成22年11月9日	400億円	3年	年0.277%	平成25年11月20日
第22回	平成23年2月8日	400億円	2年	年0.300%	平成25年2月20日
第23回	平成23年7月7日	400億円	2年	年0.240%	平成25年7月19日
第24回	平成23年9月15日	400億円	2年	年0.201%	平成25年9月20日
第25回	平成23年11月9日	500億円	3年	年0.278%	平成26年11月20日
第26回	平成24年2月8日	400億円	2年	年0.236%	平成26年2月20日
第27回	平成24年7月9日	400億円	2年	年0.176%	平成26年7月18日
第28回	平成24年9月18日	500億円	2年	年0.151%	平成26年9月19日
第29回	平成24年11月7日	500億円	3年	年0.156%	平成27年11月20日
第30回	平成25年2月6日	400億円	2年	年0.150%	平成27年2月20日
第31回	平成25年6月7日	500億円	2年	年0.206%	平成27年6月19日
第32回	平成25年9月9日	400億円	2年	年0.161%	平成27年9月18日
第33回	平成25年11月7日	500億円	3年	年0.187%	平成28年11月18日
第34回	平成26年2月6日	400億円	2年	年0.141%	平成28年2月19日
第35回	平成26年6月9日	500億円	3年	年0.152%	平成29年6月20日
第36回	平成26年9月9日	500億円	2年	年0.111%	平成28年9月20日
第37回	平成26年11月7日	400億円	2年	年0.105%	平成28年11月18日
第38回	平成27年2月6日	400億円	2年	年0.100%	平成29年2月20日
第39回	平成27年6月9日	300億円	2年	年0.100%	平成29年6月20日
第40回	平成27年9月9日	300億円	2年	年0.100%	平成29年9月20日
第41回	平成27年11月9日	300億円	2年	年0.100%	平成29年11月20日
第42回	平成28年2月8日	300億円	2年	年0.099%	平成30年2月20日
第43回	平成28年6月8日	300億円	2年	年0.001%	平成30年6月20日

日本育英会債券

回号	発行年月日	発行額	年限	発行金利	償還年月日
第1回	平成13年12月5日	100億円	10年	年1.59%	平成23年12月5日
第2回	平成14年10月28日	360億円	5年	年0.50%	平成19年12月20日
第3回	平成15年2月3日	200億円	5年	年0.44%	平成19年12月20日
第4回	平成15年8月5日	300億円	5年	年0.52%	平成20年9月19日
第5回	平成15年12月5日	260億円	5年	年0.70%	平成20年9月19日

回 号	発 行 年 月 日	発 行 額	年 限	発 行 金 利	償 返 年 月 日
第 6 回	平成 16 年 3 月 5 日	50 億円	5 年	年 0.64%	平成 21 年 3 月 19 日

※ 平成 28 年 8 月 26 日現在、株式会社日本格付研究所（JCR）より AA+、株式会社格付投資情報センター（R&I）より AA の信用格付けを取得しています。

[ご参考2] 民間金融機関からの借入の状況

平成24年度

短期借入金

入札実施日	借入金額(百万円)	金利(%)	借入日	満期日
平成24年4月25日	45,000	0.18615	平成24年5月14日	平成24年8月8日
平成24年5月24日	50,500	0.19615	平成24年6月7日	平成24年9月7日
平成24年6月25日	130,000	0.19667	平成24年7月9日	平成24年10月9日
平成24年7月25日	120,000	0.18833	平成24年8月8日	平成24年11月7日
平成24年8月24日	95,000	0.17833	平成24年9月7日	平成24年12月7日
平成24年9月24日	130,000	0.16833	平成24年10月9日	平成25年1月9日
平成24年10月24日	130,000	0.14917	平成24年11月7日	平成25年2月6日
平成24年11月22日	140,000	0.14917	平成24年12月7日	平成25年3月7日

長期借入金(3ヶ月ごとの金利見直し)

入札実施日	借入金額(百万円)	金利(%)	借入日	利払(満期)日
平成24年12月19日	142,868	0.12917	平成25年1月9日	平成25年4月9日
—	—	0.06667	—	平成25年7月9日
—	—	0.05000	—	平成25年10月9日
—	—	0.04636	—	平成26年1月8日
平成25年1月23日	142,868	0.10417	平成25年2月6日	平成25年5月2日
—	—	0.04000	—	平成25年8月6日
—	—	0.04000	—	平成25年11月6日
—	—	0.03091	—	平成26年2月6日
平成25年2月21日	160,869	0.10083	平成25年3月7日	平成25年6月7日
—	—	0.07000	—	平成25年9月6日
—	—	0.07000	—	平成25年12月6日
—	—	0.06091	—	平成26年3月7日

平成25年度

短期借入金

入札実施日	借入金額(百万円)	金利(%)	借入日	満期日
平成25年4月25日	46,500	0.10000	平成25年5月14日	平成25年8月7日
平成25年5月24日	40,000	0.10000	平成25年6月7日	平成25年9月9日
平成25年6月25日	140,000	0.11000	平成25年7月9日	平成25年10月9日
平成25年7月24日	115,000	0.12000	平成25年8月7日	平成25年11月7日
平成25年8月26日	130,000	0.12000	平成25年9月9日	平成25年12月9日
平成25年9月25日	150,000	0.11636	平成25年10月9日	平成26年1月8日
平成25年10月23日	130,000	0.12091	平成25年11月7日	平成26年2月6日
平成25年11月25日	150,000	0.10091	平成25年12月9日	平成26年3月7日

長期借入金(3ヶ月ごとの金利見直し)

入札実施日	借入金額(百万円)	金利(%)	借入日	利払(満期)日
平成25年12月17日	133,819	0.10091	平成26年1月8日	平成26年4月8日
	—	0.09182	—	平成26年7月8日
	—	0.09000	—	平成26年10月8日
	—	0.09000	—	平成27年1月7日
平成26年1月23日	133,819	0.10000	平成26年2月6日	平成26年5月2日
	—	0.09182	—	平成26年8月6日
	—	0.09000	—	平成26年11月6日
	—	0.06909	—	平成27年2月6日
平成26年2月21日	145,620	0.10182	平成26年3月7日	平成26年6月6日
	—	0.10000	—	平成26年9月5日
	—	0.10000	—	平成26年12月5日
	—	0.07091	—	平成27年3月9日

平成 26 年度

短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
平成 26 年 4 月 25 日	38,800	0.100%	平成 26 年 5 月 14 日	平成 26 年 8 月 7 日
平成 26 年 6 月 25 日	150,000	0.100%	平成 26 年 7 月 9 日	平成 26 年 10 月 8 日
平成 26 年 7 月 24 日	122,250	0.100%	平成 26 年 8 月 7 日	平成 26 年 11 月 7 日
平成 26 年 9 月 24 日	150,000	0.100%	平成 26 年 10 月 8 日	平成 27 年 1 月 7 日
平成 26 年 10 月 23 日	150,000	0.100%	平成 26 年 11 月 7 日	平成 27 年 2 月 6 日
平成 26 年 11 月 25 日	150,000	0.100%	平成 26 年 12 月 9 日	平成 27 年 3 月 9 日

長期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
平成 26 年 12 月 16 日	105,849	0.100%	平成 27 年 1 月 7 日	平成 28 年 1 月 6 日
平成 27 年 1 月 23 日	105,849	0.100%	平成 27 年 2 月 6 日	平成 28 年 2 月 8 日
平成 27 年 2 月 23 日	151,121	0.100%	平成 27 年 3 月 9 日	平成 28 年 3 月 9 日

平成 27 年度

短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
平成 27 年 4 月 23 日	21,200	0.100%	平成 27 年 5 月 13 日	平成 27 年 8 月 7 日
平成 27 年 6 月 24 日	150,000	0.100%	平成 27 年 7 月 8 日	平成 27 年 10 月 7 日
平成 27 年 7 月 24 日	126,500	0.100%	平成 27 年 8 月 7 日	平成 27 年 11 月 9 日
平成 27 年 8 月 26 日	112,000	0.100%	平成 27 年 9 月 9 日	平成 27 年 12 月 9 日
平成 27 年 9 月 18 日	160,000	0.100%	平成 27 年 10 月 7 日	平成 28 年 1 月 6 日
平成 27 年 10 月 23 日	160,000	0.100%	平成 27 年 11 月 9 日	平成 28 年 2 月 8 日
平成 27 年 11 月 25 日	160,000	0.100%	平成 27 年 12 月 9 日	平成 28 年 3 月 9 日

長期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
平成 27 年 12 月 16 日	114,793	0.099%	平成 28 年 1 月 6 日	平成 29 年 1 月 6 日
平成 28 年 1 月 25 日	100,000	0.090%	平成 28 年 2 月 8 日	平成 29 年 2 月 8 日
平成 28 年 2 月 24 日	152,635	0.001%	平成 28 年 3 月 9 日	平成 29 年 3 月 8 日

平成 28 年度

短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
平成 28 年 4 月 22 日	28,000	0.000%	平成 28 年 5 月 12 日	平成 28 年 8 月 8 日
平成 28 年 5 月 25 日	160,000	0.000%	平成 28 年 6 月 8 日	平成 28 年 9 月 7 日
平成 28 年 6 月 23 日	30,000	0.000%	平成 28 年 7 月 7 日	平成 28 年 10 月 6 日
平成 28 年 7 月 25 日	50,000	0.000%	平成 28 年 8 月 8 日	平成 28 年 11 月 9 日
平成 28 年 8 月 24 日	170,000	0.000%	平成 28 年 9 月 7 日	平成 28 年 12 月 7 日
平成 28 年 9 月 21 日	未定	未定	平成 28 年 10 月 6 日	平成 29 年 1 月 6 日
平成 28 年 10 月 25 日	未定	未定	平成 28 年 11 月 9 日	平成 29 年 2 月 8 日
平成 28 年 11 月 22 日	未定	未定	平成 28 年 12 月 7 日	平成 29 年 3 月 8 日

長期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
平成 28 年 12 月 16 日	未定	未定	平成 29 年 1 月 6 日	平成 30 年 1 月 9 日
平成 29 年 1 月 25 日	未定	未定	平成 29 年 2 月 8 日	平成 30 年 2 月 7 日
平成 29 年 2 月 22 日	未定	未定	平成 29 年 3 月 8 日	平成 30 年 3 月 7 日

〔ご参考3〕第二種奨学生の財政融資資金からの借入金利推移表（平成15年3月以前）

改定年月日	年利(%)	改定年月日	年利(%)	改定年月日	年利(%)
昭和59年 2月 1日	7.1 (3.0)	平成6年 8月 17日	4.5 (3.0)	平成11年 11月 12日	2.0 (2.0)
60年 10月 11日	6.8 (3.0)	11月 16日	4.75 (3.0)	12月 17日	2.1 (2.1)
61年 2月 24日	6.3 (3.0)	7年 2月 15日	4.65 (3.0)	12年 1月 28日	2.0 (2.0)
3月 31日	6.05 (3.0)	4月 7日	4.2 (3.0)	2月 16日	1.9 (1.9)
62年 3月 7日	5.2 (3.0)	5月 8日	3.85 (3.0)	3月 10日	2.0 (2.0)
5月 30日	4.6 (3.0)	6月 7日	3.65 (3.0)	4月 7日	2.1 (2.1)
8月 21日	4.8 (3.0)	7月 14日	3.25 (3.0)	5月 19日	2.0 (2.0)
10月 27日	5.2 (3.0)	10月 16日	3.15 (3.0)	6月 14日	1.9 (1.9)
63年 2月 19日	5.0 (3.0)	8年 3月 15日	3.4 (3.0)	9月 8日	2.0 (2.0)
4月 30日	4.8 (3.0)	9月 11日	3.3 (3.0)	10月 12日	2.1 (2.1)
9月 13日	5.1 (3.0)	10月 9日	3.1 (3.0)	12月 13日	2.0 (2.0)
12月 30日	4.85 (3.0)	12月 11日	3.0 (3.0)	13年 1月 26日	1.8 (1.8)
平成元年 7月 28日	5.1 (3.0)	9年 1月 24日	2.9 (2.9)	2月 21日	1.7 (1.7)
12月 22日	5.4 (3.0)	3月 19日	2.8 (2.8)	3月 14日	1.6 (1.6)
2年 2月 27日	6.2 (3.0)	4月 9日	2.7 (2.7)	4月 1日	0.6 (0.6)
4月 27日	6.7 (3.0)	5月 9日	2.6 (2.6)	5月 9日	0.6 (0.6)
6月 29日	6.4 (3.0)	6月 6日	2.9 (2.9)	6月 1日	0.5 (0.5)
8月 17日	6.7 (3.0)	7月 11日	2.8 (2.8)	7月 3日	0.4 (0.4)
9月 21日	7.3 (3.0)	8月 8日	2.7 (2.7)	8月 3日	0.5 (0.5)
10月 26日	7.9 (3.0)	9月 10日	2.5 (2.5)	9月 3日	0.5 (0.5)
11月 15日	7.2 (3.0)	10月 13日	2.4 (2.4)	10月 3日	0.5 (0.5)
12月 18日	6.9 (3.0)	11月 6日	2.2 (2.2)	11月 2日	0.5 (0.5)
3年 2月 1日	6.6 (3.0)	10年 1月 23日	2.1 (2.1)	12月 4日	0.6 (0.6)
7月 17日	6.7 (3.0)	2月 12日	2.3 (2.3)	14年 1月 4日	0.5 (0.5)
9月 13日	6.3 (3.0)	3月 11日	2.1 (2.1)	2月 8日	0.7 (0.7)
10月 30日	6.0 (3.0)	4月 8日	2.0 (2.0)	3月 5日	0.7 (0.7)
4年 1月 29日	5.5 (3.0)	6月 10日	1.8 (1.8)	4月 2日	0.6 (0.6)
9月 28日	5.05 (3.0)	8月 14日	1.9 (1.9)	5月 8日	0.6 (0.6)
12月 24日	4.9 (3.0)	9月 11日	1.7 (1.7)	6月 3日	0.6 (0.6)
5年 2月 24日	4.7 (3.0)	10月 16日	1.1 (1.1)	7月 5日	0.5 (0.5)
3月 24日	4.4 (3.0)	12月 16日	1.3 (1.3)	8月 2日	0.5 (0.5)
6月 25日	4.9 (3.0)	11年 1月 27日	2.2 (2.2)	9月 2日	0.4 (0.4)
8月 25日	4.6 (3.0)	2月 17日	2.1 (2.1)	11月 1日	0.3 (0.3)
10月 20日	4.3 (3.0)	4月 21日	2.0 (2.0)	12月 3日	0.4 (0.4)
11月 25日	4.1 (3.0)	5月 19日	1.7 (1.7)	15年 1月 6日	0.3 (0.3)
12月 22日	3.85 (3.0)	6月 11日	1.6 (1.6)	2月 13日	0.3 (0.3)
6年 1月 26日	3.65 (3.0)	7月 16日	2.0 (2.0)	3月 12日	0.3 (0.3)
3月 24日	4.3 (3.0)	9月 10日	2.1 (2.1)		
6月 17日	4.1 (3.0)	10月 14日	1.9 (1.9)		

(注) 1. 平成12年度までの借入については、元金均等償還、半年賦、貸付期間20年（平成11年度まではうち据置3年、平成12年度からはうち据置4年）の利率が適用されていましたが、平成13年度からは、財政投融資改革により、元金均等償還、半年賦、5年金利見直し19年超20年以内（うち据置期間3年超4年以内）貸付の金利が適用されることとなりました。

2. 「年利」欄の（ ）内は、奨学生の貸与利率です。平成13年度からは、上記1. の5年金利見直しにおける当初5年間の金利が適用されています。

3. 平成12年度までは「資金運用部資金」です。

(表4) 第一種奨学生における政府借入金（一般会計・特別会計）の償還予定表

(単位：千円)

年 度	金 額	年 度	金 額
平成 30 年度	23,536,370	平成 48 年度	104,637,269
31	82,234,588	49	91,892,568
32	78,715,220	50	98,228,054
33	74,186,429	51	99,037,432
34	73,818,887	52	81,262,237
35	73,892,913	53	88,163,347
36	72,483,472	54	80,226,481
37	71,939,987	55	71,202,945
38	73,251,760	56	70,445,426
39	73,917,858	57	65,338,990
40	76,302,725	58	65,656,472
41	79,379,206	59	75,138,790
42	85,241,409	60	78,621,973
43	86,896,067	61	77,672,649
44	87,398,492	62	78,281,475
45	89,761,811	63	108,298,104
46	98,596,253	64	95,972
47	108,328,787		

(注) 上表の金額は、昭和58年11月9日以降の借入金の残額及び平成28年度の借入予定分までについての償還予定額（見込）です。

(表5) 第二種奨学生における財政融資資金（平成13年度までは資金運用部資金）の償還予定表

(単位：千円)

年 度	金 額	年 度	金 額
平成 28 年度	482,786,000	平成 39 年度	290,630,000
29	518,780,000	40	251,620,000
30	520,670,000	41	216,520,000
31	504,180,000	42	189,860,000
32	488,140,000	43	153,500,000
33	470,780,000	44	121,340,000
34	447,710,000	45	98,780,000
35	433,420,000	46	73,880,000
36	407,090,000	47	48,640,000
37	374,700,000	48	24,300,000
38	333,640,000		

(注) 上表の金額は、平成8年10月8日以降の借入金の残額及び平成28年度の借入予定分までについての償還予定額（見込）です。

【留学生支援事業】

本機構では、留学生交流の推進を図るため、各種の学資金の支給の他、我が国及び諸外国への留学希望者に対する情報提供、日本語教育、日本留学試験等を実施しています。また、国際交流拠点として国際交流会館の設置・運営など留学生の宿舎の整備を行っています。

① 学資の支給

- 留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、我が国の大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学金を給付しています。

- 海外留学支援制度（協定受入）

学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の高等教育機関に在籍している学生を 8 日以上 1 年以内の期間、我が国の大学等に受入れる場合、当該留学生に対し、奨学金を支給しています。

- 海外留学支援制度（協定派遣）

学生交流に関する協定等に基づいて、我が国の大学等に在籍している学生を 8 日以上 1 年以内の期間諸外国の高等教育機関に派遣する場合、当該派遣留学生に対し、奨学金を支給しています。

- 海外留学支援制度（大学院学位取得型）

諸外国の大学で修士又は博士の学位を取得するために我が国の学生が留学する場合、当該派遣留学生に対し、奨学金及び授業料（上限あり）を支給しています。

- 官民協働海外留学支援制度

我が国の大学等に在籍している学生を 28 日以上 2 年以内の期間、諸外国の高等教育機関等に派遣する場合、当該派遣留学生に対し、奨学金、授業料（上限あり）及び留学準備金を支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生のネットワークの提供を行います。なお、本制度の実施に当たっては、民間企業等からの寄附金を募り、計画的に行います。

- 国費外国人留学生への奨学金等支給

文部科学省が選抜した留学生に対し、奨学金等を支給する業務を行っています。

- 日韓共同理工系学部留学生への奨学金等支給

日本政府と韓国政府の共同事業として日本の理工系学部を有する大学に招致する韓国人家学部留学生に対し、奨学金等を支給する業務を行っています。

② 外国人留学生に対する宿舎の支援

- 国際交流会館等の設置・運営

外国人留学生等の宿舎として、全国に国際交流会館等を設置しています。入居留学生相互の交流及び入居者その他の学生と地域住民、ボランティア等との交流、その他国際交流を深めるための各種行事を実施しています。

- 留学生借り上げ宿舎支援事業の実施

留学生が我が国において安心して充実した留学生活を送るために、民間宿舎を借り上げること等により外国人留学生に宿舎を提供している大学等を支援し、もって大学等のニーズに沿って留学生のために宿舎を効果的、効率的かつ安定的に確保することを目的として留学生借り上げ宿舎支援事業（文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援・海外留学支援制度（協定受入）支援・ホームステイ支援）を実施し、大学等に対し支援金を交付しています。

③ フォローアップ事業

- 帰国外国人留学生短期研究制度

我が国での留学を終え、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している帰国留学生に対し、我が国の大学において、当該大学の研究者と共に短期研究（最長 90 日間）を行う機会を提供しています。

- 帰国外国人留学生研究指導事業

我が国での留学を終え、現在、自国の大学等高等教育機関及び学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国留学生に対し、我が国における留学時の指導教員を最長 10 日間現地に派遣し、研究指導等を実施する機会を提供しています。

- 日本留学ネットワークメールマガジン

帰国外国人留学生等との交流を継続していくため、メールマガジンにより、様々な情報を提供しています。

④ 外国人留学生の就職支援

日本国内での就職を希望する外国人留学生に対する就職支援として、大学等の教職員等を対象とした就職指導に関するガイダンスや、外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報提供等を関係機関等と連携して行っています。

⑤ 日本留学試験の実施

外国人留学生として、我が国の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的として、日本留学試験を実施しています。この試験結果は、大学等において外国人留学生の入学選考のために利用されています。

⑥ 日本語予備教育の実施

東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、日本の大学院、大学、高等専門学校及び専修学校に入学を希望する外国人留学生に対して日本語教育及び基礎教科の教育を行っています。また、日本理解を促進するため、小・中・高・大学生・社会人等各層との交流事業等を行っています。

⑦ 留学情報の提供

- 海外から日本への留学情報の提供

日本への留学に関する情報を収集・整理し、出版物やインターネットによる情報提供を行うとともに、アジア 4 都市（ジャカルタ、ソウル、バンコク、クアラルンプール）に海外事務所を設置し、日本への留学に関する情報提供・留学相談を行っています。また、日本の大学等の参加を得て、海外において日本留学フェアを開催している他、

他機関が主催する説明会に参加し、留学情報を提供しています。

- ・ 日本から海外への留学情報の提供

海外への留学に関する情報を収集・整理し、出版物やインターネットによる情報提供を行っています。また、在日各国大使館及び関係機関の協力を得て、海外留学フェアを開催しています。

この他年間を通じて小規模の海外留学説明会を実施するとともに、他機関が主催する留学イベントに参加し、情報提供を行っています。

【学生生活支援事業】

本機構では、「日本再興戦略」や「第3次障害者基本計画」等も踏まえ、各大学等の学生生活支援に資するため、大学等のニーズをより的確に把握し、①大学等におけるインターンシップ等キャリア教育・就職支援の充実を図るための施策、②障害のある学生等固有のニーズのある学生に対する大学等の支援の充実を図るための施策、③大学等における学生生活及び学生生活支援の取組に関する情報の収集・分析・提供、各大学等に生じている喫緊の課題の解決に向けた先進事例等を紹介するセミナーの実施等の事業を行っています。

① キャリア・就職支援事業

平成28年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」では、平成27年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2015」において掲げられた大学等のインターンシップ等の推進を、引き続き推進していくことが重要であるとしています。

本機構では、平成27年度の文部科学省の「インターンシップ等を通じた教育強化」において、全国的なインターンシップ等推進組織として選定された実績を活かし、大学等におけるインターンシップ等の取組拡大を支援します。

ア. 全国キャリア・就職ガイダンスの開催

大学、短期大学、高等専門学校卒業予定者の就職・採用に関し、政府各省の行政説明、講演と、国、地方公共団体、大学等、企業の関係者が一堂に会して情報交換・意見交換を行うことにより、産学官連携による人材育成等キャリア教育・就職支援の充実に資することを目的として開催しています。

イ. インターンシップ等専門人材ワークショップの開催

大学等におけるインターンシップ等キャリア教育の推進のため、レクチャー、事例発表、グループワーク等を通じて、管理者、教職員のスキルやノウハウの向上を図ることを目的として開催する予定です。

ウ. キャリア教育・就職支援ワークショップの開催

大学等におけるキャリア教育から就職まで一貫した支援をより充実させるため、産業界からの期待や要望を踏まえた産学連携教育の推進を中心とした講演、レクチャー、グループワークにより、教職員の実践面の向上を図ることを目的として開催しています。

エ. インターンシップに関する企業の受入情報の全国的な提供

全国各地域の企業等のインターンシップ受入情報を、本機構のシステムとウェブサイトへのリンクにより提供しています。

② 障害学生等支援事業

我が国でも大学等に在籍する障害学生数が年々増加しており、特に発達障害、病弱・虚弱、精神障害の学生が急増しています。一方、平成26年2月に障害者の権利に関する条約が我が国について発効し、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)の合理的配慮規定等が施行され、国公立の大学等では障害者への差別的取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止が法的義務となり、私立の大学等では障害者への差別的取扱いの禁止は法的義務、合理的配慮の不提供

の禁止は努力義務となります。こうした動向を踏まえ、大学等における障害学生支援の体制整備等を支援する各種事業を推進していく予定です。

- ・ 障害のある学生の修学支援に関する実態調査の実施

障害のある学生の今後の修学支援に関する方策を検討する上で必要な全国の大学等における障害学生の状況及びその支援状況について把握するために平成 17 年度から毎年実施しています。平成 26 年度からは、調査結果について専門家による分析を行っています。

- ・ 「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止、解決等事例調査

同法施行により今後増加が予想される、障害のある学生と大学等との間においての差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談や紛争について、防止や解決のために参考となる事例を収集・分析・公表・普及することを目的とする調査を平成 28 年度に行います。

- ・ 教職員のための障害学生修学支援ガイドの発行

初めて障害のある学生を受け入れる学校等が、障害学生支援の体制を整えていく際の参考となるよう、障害種別にまとめた資料として刊行しています。

- ・ 全国障害学生支援セミナー【体制整備支援セミナー】の開催

平成 28 年 4 月の障害者差別解消法における合理的配慮規定等の施行に備え、各大学等における合理的配慮に関する対応について理解促進・啓発活動を図ることを目的として開催しています。

- ・ 全国障害学生支援セミナー【専門テーマ別セミナー】の開催

「発達障害学生支援」、「就労支援」などの専門的なテーマに焦点を当て、大学等関係者に広く周知・啓発を行い、支援についての情報提供を図るために開催しています。

- ・ 障害学生支援ワークショップの開催

大学等で障害学生支援を担当するコーディネーター等が発達障害の個別事例について検討し、課題解決のための意見交換を行うことを目的とした、障害学生支援に専門的に携わる教職員向けのワークショップを開催しています。

- ・ 障害学生支援実務者育成研修会の開催

講義・演習形式のカリキュラムにより障害学生支援の実務者を育成することを目的としています。本研修会は、障害学生支援の基本的な知識の習得や対応の向上等を図ることを目的とした基礎プログラムと、障害学生支援を担当する教職員個々の専門的知識の向上や実践面の向上を図ることを目的とした応用プログラムに分けて開催しています。

- ・ 心の問題と成長支援ワークショップの開催

学生の心の問題や成長支援に関する課題やニーズについて、レクチャー、グループワーク等を行い、支援を担当する教職員個々の専門的知識・ノウハウの習得や実践面の向上を図ることにより、大学等における学生の心のセーフティネットの更なる充実を促進することを目的としたワークショップを開催しています。

③ 学生生活調査・大学等における学生支援の取組状況に関する調査等

- ・ 学生生活調査
学生生活支援事業の充実のための基礎資料を得ることを目的として、全国の学生を対象に、隔年で実施しています。
- ・ 大学等における学生支援の取組状況に関する調査
学生支援に関するニーズを把握することを目的として、全国の大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況について調査しています。
- ・ 学生生活にかかるリスクの把握と対応に関するセミナー
各種調査等を踏まえ、管理者・実務担当者を対象として各大学等に生じている喫緊の課題の解決に向けた好事例等を紹介しています。

④ 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付

学生・生徒の修学のための費用を軽減することを目的に、JR の協力を得て大学等に学割証を配付しています。

(5) 中期目標・中期計画・年度計画について

独立行政法人制度では「中期目標」や「中期計画」といった明確な目標設定が導入されています。

中期目標は、3年から5年を期間として、主務大臣から独立行政法人に示されるものであり、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスの質の向上、財務内容の改善などの事項について定められています。独立行政法人は、この中期目標を達成するため、自ら「中期計画」を作成して主務大臣の認可を受けることとされています。

独立行政法人は、この「中期計画」及び年度ごとの「年度計画」をもとにして毎年度の業務を行います。

① 中期目標

通則法第29条により、文部科学大臣は、3年以上5年以下の期間（本機構においては5年間）において本機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、これを本機構に指示するとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様です。また文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴かなければならないとされています。本機構においては、現在、平成26年4月から平成31年3月までの中期目標が、文部科学大臣から指示されています。

② 中期計画

通則法第30条により、本機構は、中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、文部科学大臣の認可を受けるとともに、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならないとされています。これを変更しようとするときも同様です。本機構においては、現在、平成26年4月から平成31年3月までの中期目標に基づく中期計画を定め、計画に則り業務を行っています。

③ 年度計画

通則法第31条により、本機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様です。

中期目標、中期計画及び年度計画につきましては、下記の本機構ホームページをご参照ください。

本機構ホームページ<<http://www.jasso.go.jp/about/disclosure/gyoumu/3rd.html>>

(6) 損益構造について

① 勘定について

本機構は、法律の規定により、区分して経理し、区分した経理単位ごとに財務諸表を作成することは要請されていませんが、文部科学省令第17条により、第一種奨学生(学資金)の貸与に係る業務、第二種奨学生(学資金)の貸与に係る業務、その他の業務の3つに経理を区分して整理することとされています。

② 第一種奨学生、第二種奨学生について

奨学生貸与事業にかかる経理区分については、日本育英会の事業を承継しています。

なお、高等学校及び専修学校高等課程を対象とした奨学生については平成17年度入学者より都道府県に移管されています。

ア. 貸与奨学生の種類

奨学生は特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に無利息で貸与する第一種奨学生と、第一種奨学生よりゆるやかな基準によって選考された者に利息付で貸与する第二種奨学生に分かれます。

また、平成16年度より新たに、法科大学院生を対象とした奨学生(第一種奨学生、第二種奨学生)、海外留学を希望する者を対象とした奨学生(第二種奨学生)の制度が創設されました。平成24年度には、家計状況の特に厳しい世帯の学生・生徒を対象として、奨学生の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は願い出により返還期限を猶予する所得連動返還型無利子奨学生制度が創設されました。

イ. 貸与利率

・ 第一種奨学生

政府借入金及び過去に貸与した第一種奨学生の返還者からの回収金を原資として、奨学生の貸与を行います。

第一種奨学生については、国から本機構が受ける政府借入金、本機構から奨学生への貸与金とも無利息となっています。

・ 第二種奨学生

国の財政融資資金からの借入金、財投機関債の発行により調達した資金及び過去に貸与した第二種奨学生の返還者からの回収金等を原資として、奨学生の貸与を行います。

平成18年度以前の採用者については、財政融資資金の借入利率が、当該月の奨学生の貸与利率に適用され、奨学生は貸与終了後、固定の返還利率により、元利均等方式で返還することになります。

平成19年度以降の採用者については、貸与終了時に奨学生の交付に充てた資金の借換えに充てる財政融資資金の借入利率が適用され、奨学生は貸与終了後、固定又は変動(5年見直し)の返還利率により、元利均等方式で返還することになります。

ウ. 国からの利子補給金等について

機構法第23条において、政府は毎年度予算の範囲内において、本機構に対し、機構法第13条第1項第1号に規定する学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助する

ことができるとされています。この規定に基づき、毎会計年度に、利子補給金（政府補給金）及び国庫補助金が予算計上されています。

第一種奨学生においては、本機構による国的一般会計からの借入れ、本機構からの奨学生への貸与ともに無利息で行っており、利子補給金の投入はありません。

一方、第二種奨学生においては、下記の場合には本機構に金利負担が発生するため、その収支差を補う財源を利子補給金として受入れています。

- ・ 本機構が奨学生へ奨学生を貸与している期間及び本機構が奨学生に対して返還の期限を猶予している期間については、それぞれ無利息としているため、当該期間の金利負担が生じます。
- ・ 本機構の財政融資資金からの借入利率が 3%を超える場合、第二種奨学生の貸与利率の上限が 3%であるため、貸与利率を超える部分についての金利負担が発生します。

また死亡等により法令に基づいて返還免除となった第二種奨学生にかかる債権を補填するための経費（返還免除補填金）、回収不能債権の償却財源として補填するための経費（回収不能債権補填金）、及び施設・設備の整備に要する経費について国庫補助金として受入れています。

③ 有利子奨学生の貸与制度及び資金調達制度の見直し

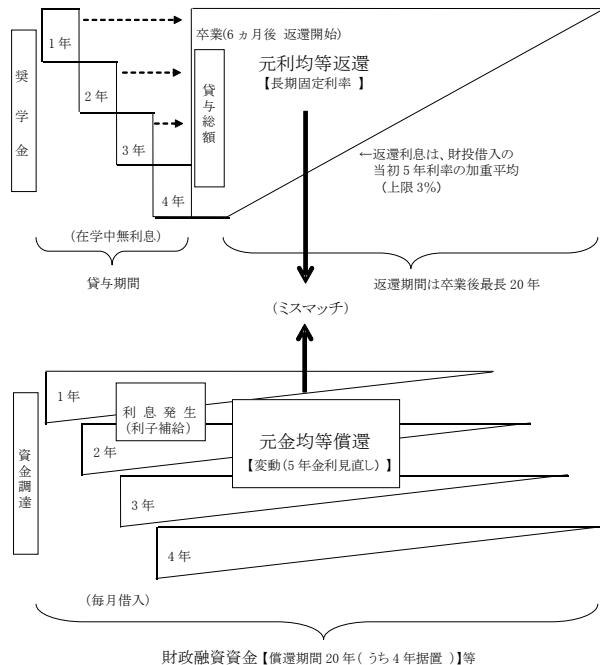
本機構では、平成 16 年 12 月の財政制度等審議会（財政投融資分科会）での利子補給金の財政負担軽減に係る議論等を踏まえ、平成 19 年度から、第二種奨学生に係る貸与方法を見直すとともに、資金調達方法を工夫し、在学中の利息負担の軽減及び貸与終了後の金利ミスマッチの解消を図りました。

この貸与制度及び資金調達制度の見直しの主なポイントは以下のとおりです。

- ・ 貸与期間中（在学中）は無利息で奨学生の貸与が行われ、本機構は国から利子補給金を受けることとなるが、この間の資金を民間資金借入により調達し、奨学生からの返還が開始される貸与期間終了の際に、財政融資資金の長期資金への借換えを実施する。
- ・ 奨学生は、貸与金利について、利率固定方式、利率見直し方式（5年ごとの金利見直し）のいずれかを選択する。
- ・ 奨学生への貸与金利は、平成 20 年度以降の貸与終了者については、利率固定方式及び 5 年ごと利率見直し方式におけるそれぞれの「借入期間 20 年（据置期間なし）と 15 年（据置期間 1 年）」（いずれも元金均等償還・半年賦）の財政融資資金借入金利を加重平均した利率を適用する。（平成 19 年度中の貸与終了者は、利率固定方式及び 5 年ごと利率見直し方式におけるそれぞれの「借入期間 16 年（据置期間 1 年）」（いずれも元金均等償還・半年賦）の加重平均利率を適用する。）

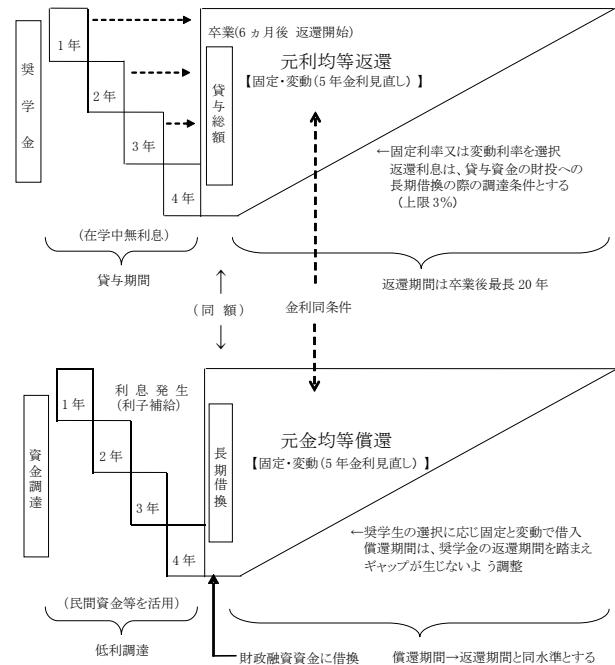
(平成 18 年度以前)

(見直し前)



(平成 19 年度以降)

(見直し後)



④ 貸与奨学金以外の損益構造について

貸与奨学金以外の経費については、その他の業務にかかる経理区分として整理しています。これは、文部科学省・国立大学、留学生関係公益法人から承継した業務及び事業に係る経費、人件費及び管理費から構成されており、国からの運営費交付金及び自己収入等で賄われています（通則法第46条）。

なお、独立行政法人は、企業会計的な損益計算を行いますが、公共的な業務を行い、利益獲得を目的としないことから、その利益処分にあたっては、主務大臣によって法人の経営努力により生じたものと承認された額を予め中期計画に定められた使途に使用することができるとともに、それ以外の額を積立金として処理し、中期計画の末において個別法に基づいて整理することとされています（通則法第44条、同第30条）。一方で、損失が生じた場合には、法人の長の責で対応を図ることとされています。

本機構が受入れた運営費交付金及び補助金等の金額

（単位：千円）

年 度	運営費交付金	利子補給金	国庫補助金	高等学校等 奨学金事業交付金
平成 23 年度	15,755,180	14,181,889	9,142,123	24,044,217
平成 24 年度	14,802,368	2,948,947	10,372,177	20,036,613
平成 25 年度	13,921,746	2,040,118	10,514,922	13,464,762
平成 26 年度	14,029,475	790,548	14,252,145	8,078,857
平成 27 年度	12,868,615	1,024,142	15,755,540	—

(7) 平成 28 年度予算について（概要）

(単位：百万円)

区分	奨学金 貸与事業	留学生 支援事業	学生生活 支援事業	法人共通	金額
収入					
借入金等	1,372,149	—	—	—	1,372,149
運営費交付金	5,680	5,152	334	2,079	13,245
育英資金返還免除等補助金	6,560	—	—	—	6,560
留学生交流支援事業費補助金	—	8,712	—	—	8,712
受託収入	—	4	—	—	4
寄附金収入	63	2,770	—	—	2,833
貸付回収金	733,630	—	—	—	733,630
貸与金利息等	38,550	—	—	—	38,550
政府補給金	5,399	—	—	—	5,399
事業収入	—	953	—	—	953
雑収入	2,981	461	—	38	3,480
計	2,165,011	18,052	334	2,117	2,185,514
支出					
奨学金貸与事業費	1,094,365	—	—	—	1,094,365
一般管理費	—	—	—	2,095	2,095
うち、人件費（管理系）	—	—	—	1,075	1,075
物件費	—	—	—	1,019	1,019
業務経費	8,569	6,505	322	—	15,395
貸与事業を除く事業費	2,177	6,505	322	—	9,003
うち、人件費（事業系）	2,177	811	223	—	3,210
物件費	—	5,694	99	—	5,793
貸与事業業務経費	6,393	—	—	—	6,393
特殊経費	92	61	13	22	188
借入金等償還	1,030,684	—	—	—	1,030,684
借入金等利息償還	46,178	—	—	—	46,178
留学生交流支援事業費補助金経費	—	8,712	—	—	8,712
受託経費	—	4	—	—	4
寄附金事業費	63	2,770	—	—	2,833
計	2,179,951	18,052	334	2,117	2,200,454

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

4 関係会社の状況

該当事項はありません。

5 役職員の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
役 員	7 (1) 人	7 (1) 人	7 (1) 人
職 員	487 人	487 人	506 人
計	494 (1) 人	494 (1) 人	513 (1) 人

(注) () 内は、非常勤役員数で内数です。

第2 事業の状況

1 業績等の概要

【奨学生貸与事業】

(1) 平成 27 年度の事業の実施状況について

① 奨学生の貸与

ア. 平成 27 年度の貸与実績（人数）のうち新規貸与人員は 43 万 7 千人で、内訳は第一種奨学生が 16 万 9 千人（平成 26 年度比 2.1% 減）、第二種奨学生が 26 万 9 千人（同比 1.5% 減）です。また、家計支持者の失職等により家計が急変した場合に、比較的緩やかな条件で第一種奨学生を貸与する「緊急採用制度」による採用者は 1.6 千人、緊急採用と同様に家計急変の場合に比較的緩やかな条件で第二種奨学生を貸与する「応急採用制度」による採用者は 0.5 千人となっています。

平成 25 年度～平成 27 年度における奨学生の貸与状況

区分	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
[人員]	人	人	人	人	人	人
第一種奨学生	425,819	427,423	451,724	462,443	467,297	486,679
(構成比)	(29.5%)	(31.9%)	(32.1%)	(34.6%)	(34.8%)	(36.8%)
新規	—	156,950	—	172,209	—	168,579
継続	—	270,473	—	290,234	—	318,100
第二種奨学生	1,017,302	911,584	956,867	873,993	877,343	837,009
(構成比)	(70.5%)	(68.1%)	(67.9%)	(65.4%)	(65.2%)	(63.2%)
新規	—	299,992	—	273,057	—	268,830
継続	—	611,592	—	600,936	—	568,179
計	1,443,121	1,339,007	1,408,591	1,336,436	1,344,640	1,323,688
(構成比)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
新規	—	456,942	—	445,266	—	437,409
継続	—	882,065	—	891,170	—	886,279
[金額]	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第一種奨学生	291,163,974	281,061,652	306,757,668	301,089,292	317,304,264	315,842,264
(構成比)	(24.3%)	(25.7%)	(26.1%)	(27.9%)	(28.5%)	(29.7%)
第二種奨学生	907,003,613	812,286,710	867,718,431	779,424,810	796,577,691	747,955,510
(構成比)	(75.7%)	(74.3%)	(73.9%)	(72.1%)	(71.5%)	(70.3%)
計	1,198,167,587	1,093,348,362	1,174,476,099	1,080,514,102	1,113,881,955	1,063,797,774
(構成比)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

(注) 上表の他に第一種奨学生として各都道府県に事業移管された高等学校等奨学生事業交付金

(平成 25 年度 13,464,762 千円、平成 26 年度 8,078,857 千円) があります。

イ. 平成 25 年度～平成 27 年度における奨学金財源（補正予算分含む）の内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
第一種奨学金	一般会計借入金 (構成比)	71,877,586 (25.6%)	67,626,531 (22.5%)	74,809,489 (23.7%)
	東日本大震災復興特別会計借入金 (構成比)	5,724,861 (2.0%)	4,957,968 (1.6%)	4,524,137 (1.4%)
	回収金充当額 (構成比)	203,459,205 (72.4%)	228,504,793 (75.9%)	236,508,638 (74.9%)
	計 (構成比)	281,061,652 (100.0%)	301,089,292 (100.0%)	315,842,264 (100.0%)
第二種奨学金	財政融資資金借入金 (構成比)	848,700,000 (104.5%)	829,600,000 (106.4%)	779,700,000 (104.2%)
	日本学生支援債券 (構成比)	180,000,000 (22.2%)	180,000,000 (23.1%)	120,000,000 (16.0%)
	民間借入金 (構成比)	413,258,000 (50.9%)	362,819,000 (46.5%)	367,428,000 (49.1%)
	回収金等充当額 (構成比)	403,379,710 (49.7%)	441,509,810 (56.6%)	484,272,510 (64.7%)
	財政融資資金等償還 (構成比)	△1,033,051,000 (△127.2%)	△1,034,504,000 (△132.7%)	△1,003,445,000 (△134.2%)
	計 (構成比)	812,286,710 (100.0%)	779,424,810 (100.0%)	747,955,510 (100.0%)
合 計		1,093,348,362	1,080,514,102	1,063,797,774

(注) 上表の他に第一種奨学金として各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金事業交付金

(平成 25 年度 13,464,762 千円、平成 26 年度 8,078,857 千円) があります。

② 奨学生の補導

ア. 奨学生の適格性の審査

平成 27 年度は、奨学生としての適格性の維持向上を図るため、奨学生が在学する学校に対し、「適格認定報告」等の提出を求め、奨学規程等の規定に照らして適格性に問題がある者 40,727 人（第一種奨学生 10,451 人（対象奨学生の 3.0%）、第二種奨学生 30,276 人（対象奨学生の 5.2%））について、廃止、停止又は警告の処置を行っています（平成 27 年度適格認定から激励の処置を廃止）。このうち停止及び警告の処置者については、平成 25 年度より処置内容の理解と学業精励を促すため、「適格認定処置確認書」を提出させることとしています。なお、処置の内容については以下のとおりです。

- i. 廃止・・・奨学生の資格を失わせること。
- ii. 停止・・・1 年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止すること。

ただし、当該停止期間を経過した後さらに1年以内で学校長が定める期間、停止を延長することがある。

iii. 警告・・・ 奨学生の交付を継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導とともに、学業成績が回復しない場合、次回適格認定時以後に奨学生の交付を停止し又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導すること。

また、平成21年度から、借り過ぎ防止及び返還意識の涵養を図るため、貸与中の貸与月額が奨学生の経済状況から見て適切であるかを確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額を選択するよう、当該奨学生への指導を学校長へ依頼しています。

イ. 新規採用奨学生に対する「奨学生のしおり」、貸与終了時の奨学生に対する「返還のてびき」をそれぞれ配付するとともに、奨学生への情報や奨学生返還の手続き方法等を掲載したホームページを開設しています。

③ 機関保証制度の運用

ア. 平成27年度の機関保証制度への加入者は19万9千人で、内訳は第一種奨学生が6万8千人（対象奨学生の40.2%）、第二種奨学生が13万2千人（対象奨学生の45.4%）です。

平成25年度～平成27年度における機関保証制度への加入状況

区分	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	奨学生採用件数 (A) (件)	加入者数 (B) (件)	(B) / (A)	奨学生採用件数 (A) (件)	加入者数 (B) (件)	(B) / (A)	奨学生採用件数 (A) (件)	加入者数 (B) (件)	(B) / (A)
第一種奨学生	155,780	68,657	44.1%	171,773	73,768	42.9%	168,443	67,634	40.2%
第二種奨学生	321,308	160,503	50.0%	294,622	142,404	48.3%	289,983	131,602	45.4%
計	477,088	229,160	48.0%	466,395	216,172	46.3%	458,426	199,236	43.5%

イ. 機関保証制度加入者の返還が延滞した場合、一定期間の督促後、本機構からの請求に基づき保証機関が奨学生であった者に代わり奨学生の残額を一括で返済します（代位弁済）。平成27年度の代位弁済件数は7,168件となっています。

平成25年度～平成27年度における代位弁済状況

区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
第一種奨学生	964	1,456,191,771	1,192	1,833,519,367	1,308	1,974,138,695
第二種奨学生	4,492	9,893,925,991	5,656	12,580,238,223	5,860	13,323,957,758
計	5,456	11,350,117,762	6,848	14,413,757,590	7,168	15,298,096,453

④ 奨学金の回収

ア. 回収及び貸与債権の状況

返還金の回収及び貸与債権の状況における平成27年度実績は別表「回収の状況」、「貸与債権の状況」のとおりとなりました。

なおここで、要返還債権とは貸付金債権の総額から現在貸与中の奨学生及び返還免除予定者に係る猶予中の債権を除いた債権であり、また要返還額とは要返還債権のうち返還期日が到来している債権額です（従って、要返還額には病気、災害、進学等を理由とする猶予中の債権を含みません）。本説明書中、以降の説明においても同様です。

i . 平成27年度の回収状況は、返還を要する人員381万人のうち33万人(8.6%)が返還の履行を怠り、その結果、要返還額6,262億円のうち880億円(14.1%)は未回収となりました。（別表「回収の状況」）

ii . 平成27年度の貸与債権の状況は、第一種奨学金及び第二種奨学金あわせて貸与金残高8兆9,232億円で、このうち要返還債権の額は6兆4,803億円となりました。要返還債権のうち3月以上延滞債権額は2,396億円、6月以上の延滞債権額に限っても1,895億円にのぼり、要返還債権額に対する延滞債権額の割合は3月以上が3.7%で、6月以上が2.9%です。（別表「貸与債権の状況」）

なお、延滞債権の整理としては、3月以上延滞債権として延滞年数による管理を行っていますが、その他に現在の返還者の状況（病気による猶予、災害による猶予、上級校に進学したための猶予、債務整理中である等）を把握することにより、返還者の状況に合わせた効率的かつ効果的な返還指導ができるような債権の整理を進めています。

(別表) 回収の状況

(単位：千人、億円)

区分		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額
第一種奨学金	要返還 (期日到来分のみ)	1,352	2,346	1,372	2,329	1,396	2,337
	うち返還	(89.2) 1,206	(78.1) 1,833	(90.1) 1,236	(80.7) 1,880	(90.8) 1,267	(82.2) 1,921
	うち未返還	(10.8) 146	(21.9) 513	(9.9) 135	(19.3) 449	(9.2) 128	(17.8) 416
	繰上返還額	—	272	—	264	—	283
第二種奨学金	要返還 (期日到来分のみ)	2,072	3,231	2,253	3,580	2,416	3,924
	うち返還	(90.9) 1,884	(86.3) 2,788	(91.4) 2,060	(87.4) 3,131	(91.8) 2,217	(88.2) 3,461
	うち未返還	(9.1) 188	(13.7) 444	(8.6) 193	(12.6) 449	(8.2) 199	(11.8) 464
	繰上返還額	—	1,231	—	1,297	—	1,419
合計	要返還 (期日到来分のみ)	3,424	5,578	3,625	5,909	3,811	6,262
	うち返還	(90.2) 3,090	(82.8) 4,621	(90.9) 3,296	(84.8) 5,011	(91.4) 3,484	(85.9) 5,382
	うち未返還	(9.8) 334	(17.2) 957	(9.1) 328	(15.2) 898	(8.6) 328	(14.1) 880
	繰上返還額	—	1,503	—	1,561	—	1,702

- (注) 1. 上段の括弧内の数字は、要返還（期日到来分のみ）に対する割合を示しています。（単位：%）
2. 人員は、実人員です。
3. 人員・金額ともに四捨五入しているため、合計欄の計数は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

(別表) 貸与債権の状況

(単位：千人、億円)

区分	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
第一種 奨学金	貸与残高	2,020	24,993	2,063	25,563	2,099
	内要返還債権	1,378	17,379	1,399	17,777	1,424
	内 3 月以上 延滞債権	100	898	89	796	82
	内 6 月以上 延滞債権	93	810	81	707	75
第二種 奨学金	貸与残高	3,146	57,133	3,301	60,480	3,434
	内要返還債権	2,157	39,499	2,342	43,241	2,505
	内 3 月以上 延滞債権	87	1,741	85	1,695	83
	内 6 月以上 延滞債権	71	1,367	67	1,294	64
合 計	貸与残高	5,166	82,126	5,364	86,042	5,533
	内要返還債権	3,535	56,878	3,741	61,018	3,928
	内 3 月以上 延滞債権	(5.3)	(4.6)	(4.6)	(4.1)	(4.2)
	内 6 月以上 延滞債権	187	2,639	173	2,491	165

(注) 1. 合計欄の括弧内数字は、要返還債権に対する割合です。(単位：%)

2. 人員・金額とも四捨五入しているため、合計欄の計数は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

イ. 回収の方策と促進策の実施

以上の結果を踏まえ、本機構ではこうした状況を改善すべく、以下のとおり、延滞している返還金の早期回収を図るとともに、延滞を未然に防ぐ諸施策を講じ、要返還額に対する返還額の比率（以下「回収率」という。）の向上に努めました。

i. 振替口座（リレーアカウント）による回収

回収率の向上と回収業務の効率化のため導入した口座振替制度については平成 27 年度末現在、加入者数 402 万人、加入率は加入対象者 412 万 7 千人の 97.4% に達しました。また、10 月より返還が始まる新規返還開始者の加入率は 99.7% となりました。

振替口座（リレーアカウント）加入状況

区分	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計
加入対象者数 (件)	(88,831) 1,497,234	(186,713) 2,223,468	(275,544) 3,720,702	(92,253) 1,518,227	(191,799) 2,414,444	(284,052) 3,932,671	(97,924) 1,542,471	(192,177) 2,584,499	(290,101) 4,126,970
加入者数 (件)	(88,664) 1,440,128	(186,178) 2,165,480	(274,842) 3,605,608	(92,059) 1,466,650	(191,097) 2,355,157	(283,156) 3,821,807	(97,757) 1,495,759	(191,603) 2,524,265	(289,360) 4,020,024
口座加入率 (%)	(99.8) 96.2	(99.7) 97.4	(99.7) 96.9	(99.8) 96.6	(99.6) 97.5	(99.7) 97.2	(99.8) 97.0	(99.7) 97.7	(99.7) 97.4

(注) () 内は新規返還開始者の数値（内数）です。

ii. 払込通知書による請求等

平成 27 年度末現在、要返還者のうち、口座振替制度の全員加入対象者（平成 10 年 3 月卒業者から全員加入）以前の返還者で、無延滞の者全員に対して、払込通知書を本人が指定する期日（年 1 回、主として 6 月又は 12 月）に発送し、請求を行いました。（連帯保証人宛の発送を含む年間発送件数 7 万 3 千件（平成 26 年度 6 万 4 千件、前年度比 13.7% 増）。うち第一種奨学生 2 万 6 千件（同 2 万 4 千件、同比 9.5% 増）、第二種奨学生 4 万 7 千件（同 4 万件、同比 16.2% 増））。また、延滞者（振替口座加入者を含む）全員（第一種奨学生 12 万 8 千人（同 13 万 5 千人、同比 5.0% 減）、第二種奨学生 19 万 9 千人（同 19 万 3 千人、同比 3.0% 増）、計 32 万 8 千人（同 32 万 8 千人、同比 0.3% 減））に対して、払込通知書及び督促状（第一種奨学生 31 万 9 千件（同 37 万件、同比 13.9% 減）、第二種奨学生 32 万 3 千件（同 35 万件、同比 7.8% 減）、計 64 万 2 千件（同 72 万 1 千件、同比 10.9% 減））を発送しました。そのうち、46 万 9 千件（同 49 万 8 千件、同比 5.8% 減）については、連帯保証人及び保証人に延滞解消を促す文書を発送しました。

iii. 督促架電の強化及び回収委託による早期回収の促進

平成 13 年度から延滞の早期解消に効果的な夜間・休日の督促架電を外部業者に委託し実施してきました。平成 27 年度においても引き続きその効果を確認しつつ量的にも拡大し、以下のように実施しました。

1. 口座振替不能者（平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月 計 168 万 8 千件）に対して、延滞の早期解消及び長期化をさせないことを目的として督促架電を行いました。
2. 延滞解消を目的として、延滞 6 月、8 月、10 月、12 月及び機関保証の延滞 6 月末満の返還者に対し、平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月に計 3 万 9 千件、振替口座加入者のうち長期振替不能者に対して、平成 27 年 4 月、6 月、8 月、9 月、10 月、12 月、平成 28 年 2 月、3 月に計 7 万 6 千件、振替口座未加入の延滞者に対し、平成 27 年 4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、平成 28 年 2 月に計 1 万 8 千件、新規返還者かつ猶予切れ返還者で振替口座未加入の者に対し、平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月に計 3 万 9 千件、払込通知書による返還者に対し、平成 27 年 4 月、6 月、8 月、9 月、10 月、12 月、平成 28 年 2 月、3 月に計 2 万 7 千件に督促架電を行いました。

また、延滞者に対して早期における督促の集中的実施を図るため、延滞 3 月以上 9 月末満の返還者について 7 万 7 千件の債権回収委託を実施しました。このうち委託開始から 5 ヶ月経過した者で、入金はあるが延滞が解消していない 9 千件については、継続して回収委託を実施しました。

延滞期間が中長期となっている延滞 2 年半以上 8 年未満（委託時）の返還者については、平成 27 年度中に 2 万 4 千件の回収委託を実施しました。なお、これまでに回収委託を実施し委託期間中に入金はあるが延滞解消していない 1 万 5 千件については、継続して回収委託を実施しました。

東日本大震災の災害救助法適用地域居住者のうち、平成 26 年度まで督促の対象か

ら除外していた沿岸部の居住者に対し、「被災状況調査票」の送付及びサービスを活用した架電による状況確認を踏まえ、500 件の督促を再開しました（原発被災地域については、引き続き督促の対象から除外）。

回収委託をするにあたり、被災状況が確認できていないものについては状況確認し、状況が確認できた場合は状況を踏まえて猶予指導等を含めた回収委託を債権回収会社に委託しました。

内陸部の居住者については、平成 27 年 4 月～平成 27 年 10 月に 2,400 件の回収委託を実施しました。なお、これまでに回収委託を実施し委託期間中に入金はあるが、延滞解消しない 800 件については、継続して回収委託を実施しました。

iv. 連帯保証人、保証人に対する請求の早期化

平成 16 年 4 月から奨学生採用の時点で連帯保証人の「印鑑証明書」の提出を、また、貸与終了の返還誓約書提出時に連帯保証人の「収入に関する証明書」及び「印鑑証明書」と保証人の「印鑑証明書」提出を義務付けてきましたが、平成 22 年度採用者から、返還誓約書の提出時期を採用時に早めました。

また、従来、延滞 1 年以上の延滞者に対して実施してきた連帯保証人、保証人に対する請求を、平成 20 年度以降、延滞 1 月後に連帯保証人へ、延滞 2 月後に保証人へ督促を実施し、連帯保証人、保証人に対する請求の早期化を図っています。

v. 法的手続きによる回収

平成 27 年度においては、督促を重ねても返還に応じない延滞 9 月以上で人的保証を選択している者のうち、特に必要と認められる者 16,737 件に対して「支払督促申立予告」を実施しました。8,713 件に対しては「支払督促申立」を行い、2,268 件に対しては「仮執行宣言付支払督促申立」を行いました。すでに債務名義を取得した者のうち 3,622 件に対しては「強制執行予告」を行い、778 件に対して「強制執行申立」、498 件に対して「強制執行」を行いました。

vi. 住所調査

平成 27 年度において、返還者等に対して発送した振替口座関係書類や請求書等が返戻となった件数は、237,301 件でした。延滞の長期化を防ぐため、延滞している者について優先して、その連帯保証人及び市町村役場等を通じて住所確認調査を行いました。その結果、168,376 件の住所が判明し、平成 27 年度末において、延滞者のうち住所調査が必要な者は、8,856 件でした。

vii. 返還説明会の実施

卒業前の奨学生に対して返還意識の涵養と返還手続きの周知のため、返還説明会の実施を各学校に依頼しました。また、本機構が作成した説明用のマニュアル、DVD を活用するよう併せてお願いしました。

返還説明会は各学校において実施していますが実施にあたり、延滞率が悪化した学校等のうち、特に返還指導の強化が必要と思われる学校を選定し、本機構職員を派遣しました。振替口座の加入の徹底と初回引落日の振替不能者の削減等について指導を行い、併せて救済制度の周知徹底を要請しました（平成 27 年度は 22 校に派遣）。

viii. 学校長宛延滞防止通知の発送

高等学校を除くすべての学校の学校長宛に、在学中から返還意識涵養と学生に対する指導を目的として、卒業奨学生の前年度末の延滞者数及び延滞率を通知し、卒業予定の奨学生に対する入念な指導をお願いしました。

ix. 収還開始のお知らせの送付

前年度3月に大学院、大学、短期大学、高等専門学校を卒業した奨学生並びに年度途中の貸与終了者に対し、奨学金返還の重要性を徹底し、奨学金返還及び社会還元の意識涵養を図るため、また各種願書・届出書に関する手続きの周知を目的としたお知らせを出身校長及び機構理事長連名により送付しました。

x. 「返還のてびき」の配付

奨学金貸与終了時に学校を通じて、返還の方法や振替口座への加入及び返還困難時の手続き等について記載した「返還のてびき」を奨学生に配付しました。

xi. 個人信用情報機関の活用

個人信用情報機関への登録対象となる延滞者に対しては、複数回の文書送付及び架電により、このまま延滞状態が継続することによって登録されることの注意喚起を行うとともに返還期限猶予若しくは減額返還の制度を周知することによって延滞の抑制を図りました。

文書送付や架電による注意喚起を行っても返還期限猶予の願出等がないまま延滞が3月以上となった者については、平成22年4月から個人信用情報機関への登録を開始し、平成27年度は20,350件の情報を登録しました。

ウ. 収還期限猶予・減額返還

本機構は、奨学金の貸与を受けた者が災害又は傷病により奨学金を返還することが困難となったとき又はその他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができます（機構法第15条第2項）。返還期限猶予には大きく分けて、大学・大学院等に在学中の事由による場合に適用される「在学猶予」と災害・傷病等の事由による場合に適用される「一般猶予」があります。猶予期限は、事由により異なりますが、在学猶予は学校に在籍している間、一般猶予のうち災害・傷病・生活保護受給中・大学校在学・産前産後休業及び育児休業、及び海外派遣の場合はその事由が続いている間（災害は当該事由の原因となる災害の発生から原則として5年が限度）、経済困難等の事由による場合は通算5年が限度となっていました。平成26年度以降は、一定の年収を得られるまでの期間をより長く確保することによって延滞状態に陥る事態を防ぐため、制限年数が通算10年に延長されています。

また、経済的理由により返還困難である者への更なる負担軽減とともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図るため、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について一定の要件を満たすことで、一定期間の割賦金額の減額（返還期間の延長）を認める「減額返還制度」を平成23年1月に創設・運用を開始し、平成27年度は18,464件を承認しました。

返還期限猶予状況

(単位：人)

区分	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度			
	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計	
在学猶予	39,488	109,843	149,331	40,894	111,985	152,879	41,596	108,683	150,279	
一般猶予	病気中	4,580	5,042	9,622	4,310	4,985	9,295	4,195	4,957	9,152
	災害	326	443	769	248	303	551	150	179	329
	生活保護	2,726	2,838	5,564	1,768	1,643	3,411	1,947	1,903	3,850
	入学準備中	194	404	598	143	375	518	124	275	399
	経済困難・失業中等	36,182	69,068	105,250	39,886	80,330	120,216	41,903	88,115	130,018
	育児休暇等	—	—	—	1,325	1,852	3,177	1,241	2,078	3,319
	所得連動	—	—	—	393	—	393	1,023	—	1,023
	計	83,496	187,638	271,134	88,967	201,473	290,440	92,179	206,190	298,369

エ. 返還免除

奨学生の貸与を受けた者が、死亡又は心身の障害によって返還ができなくなった場合、返還未済額の全部又は一部の返還を願い出により免除することができます。また、大学院において第一種奨学生の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として本機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学生の全部又は一部が免除されます。なお、大学院奨学生を対象とした教育・研究職に一定期間以上在職した場合の返還特別免除制度は、平成 16 年度以降の採用者から廃止となりました。

これらの措置により、平成 27 年度において返還を免除した額は、第一種奨学生 338 億 3,679 万円、第二種奨学生 19 億 7,011 万円、計 358 億 690 万円でした。

オ. 回収不能債権の処理

本機構では、奨学生であった者が行方不明又は破産等により資力喪失の状態にあり、かつ将来も資力を回復する見込がなく、連帯保証人及び保証人が死亡、行方不明又は強制執行・破産等の理由により、著しく返還困難と認められたときに、返還されるべき金額の全額又は残額について、回収不能債権と認定し、償却を行っています。償却財源については、平成 8 年度から国庫補助金が投入されています。この条件により償却された債権は、平成 27 年度においては、第一種奨学生について 356 件、2 億 6,031 万円（平成 26 年度 545 件、3 億 8,947 万円）、第二種奨学生について 167 件、3 億 1,875 万円（同 215 件、3 億 9,815 万円）となりました。

カ. 報奨金

本機構は、第一種奨学生を貸与された者が最終の割賦金の返還期日の 4 年前までに第一種奨学生の返還未済額の全部を一時に返還したときは、その者に対し、当該返還により繰上返還したこととなる割賦金の金額につき 5% の割合で計算した金額を報奨金として支払うことができます（文部科学省令附則第 6 条）。ただし、返還を開始した日の翌日

から起算して 7 年以上（返還の期限を猶予されている期間を除く。）経過した後に返還未済額の全部を一時に返還したときに支払うことができる報奨金は、当該返還により繰上返還したこととなる割賦金の金額につき 3% の割合で計算した金額となります。平成 27 年度では、3 億 7,160 万円（平成 26 年度 4 億 9,785 万円）の報奨金支払を行いました。

なお、平成 17 年度採用者から報奨金制度は廃止されました。また、第二種奨学金には、報奨金制度はありません。

キ. 延滞金

本機構は、要返還者が割賦金の返還を延滞したときは、その延滞している割賦金（第二種奨学金については利息を除く。）の額に、返還期日の翌日から返還した日までの日数に年 10 パーセントの賦課率を乗じて計算した延滞金を徴しています。ただし、経済環境について厳しい状況が続いており、経済的理由により修学が困難な学生等の教育の機会均等に資するという奨学金本来の趣旨に鑑み、平成 26 年 4 月以降に発生する延滞金の賦課率については、年 5 パーセントに引下げました。

⑤ 学生支援寄附金

本機構への寄附金は、奨学生であった方や一般の篤志家からのものです。そのうち学生支援寄附金については、平成 27 年度は 2 億 2,179 万円（平成 26 年度 9,312 万円）を受入れました。なお、本機構への寄附金は、個人・法人とも税法上の優遇措置が認められています。

（2）借入金の借入先及び借入金額の状況

① 一般会計からの借入金

平成 27 年度では、第一種奨学金の原資として、国の一般会計から 748 億 949 万円の借入れを行いました。一方、平成 26 年度に行った第一種奨学金の返還免除に伴う借入金の償還免除が 290 億 1,904 万円行われました。この結果、平成 27 年度末の借入金残高は 2 兆 6,350 億 3,595 万円となり、平成 26 年度末の借入金残高 2 兆 5,892 億 4,550 万円に比べ 457 億 9,045 万円の増となりました。

② 特別会計からの借入金

平成 27 年度では、第一種奨学金（東日本大震災復興特別会計分）の原資として、国の特別会計から 45 億 2,414 万円の借入れを行いました。一方、平成 26 年度に行った第一種奨学金の返還免除に伴う借入金の償還免除が 3 億 545 万円行われました。この結果、平成 27 年度末の借入金残高は、182 億 4,960 万円となり、平成 26 年度末の借入残高 140 億 3,091 万円に比べ、42 億 1,869 万円の増となりました。

③ 財政融資資金からの借入金

平成 27 年度では、第二種奨学金の原資として 208 億円、貸与終了に伴う借換分として 7,589 億円の借入を行いました。この結果、平成 27 年度末の借入金残高は、5 兆 6,565 億 6,600 万円（借入総額 8 兆 6,020 億 1,800 万円、償還総額 2 兆 9,454 億 5,200 万円）となり、平成 26 年度末の借入金残高 5 兆 3,374 億 9,200 万円に比べ、3,190 億 7,400 万円の増となりました。

④ 日本学生支援債券による資金調達

平成 27 年度では、第二種奨学生金の原資として 1,200 億円を発行しました。この結果、平成 27 年度末の発行残高は、3,500 億円（発行総額 1 兆 6,440 億円、償還総額 1 兆 2,940 億円）となりました。

⑤ 民間金融機関からの借入金

平成 19 年度新規採用者から、第二種奨学生金の原資に充当するため、借入期間約 3 ヶ月の短期借入及び借入期間約 1 年の長期借入を実施しています。平成 27 年度末の借入金残高は、3,674 億 2,800 万円でした。

(3) 運営費交付金の状況

運営費交付金は、国が独立行政法人に対して負託した業務を運営するために交付されるものです。本機構の業務運営に要する経費に充てるため、平成 27 年度では 128 億 6,862 万円の運営費交付金の交付を受けました。

(4) 国庫補助金等の状況

① 国庫補助金

死亡等により法令に基づいて返還免除となった第二種奨学生金にかかる債権を補填するための経費及び回収不能債権の償却財源として補填するための経費に充てるため、平成 27 年度では 60 億 323 万円の育英資金返還免除等補助金の交付を受けました。

② 利子補給金

財政融資資金の借入等に係る利子支払いのため、平成 27 年度では、国の一般会計から 10 億 2,414 万円の育英資金利子補給金の交付を受け、平成 26 年度の交付額 7 億 9,055 万円に比べ 2 億 3,359 万円の増となりました。

【留学生支援事業】

(1) 学資の支給と援助

① 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度

我が国の大学等に在籍する私費留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学金（平成 27 年度単価 大学院・学部レベル：月額 48,000 円、日本語教育機関レベル：月額 30,000 円）を給付しました。平成 27 年度の採用者は、8,503 名でした。

② 海外留学支援制度（協定交流型 協定受入）

我が国の大学等が、諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学等に在籍している学生を、8 日以上 1 年以内の期間受入れた場合、当該留学生に対し、奨学金月額 80,000 円を支給しました。平成 27 年度の採用者は 8,672 名でした。

③ 海外留学支援制度（協定交流型 協定派遣）

我が国の大学等が、諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、我が国の大学等に在籍している学生を 8 日以上 1 年以内の期間諸外国の大学等に派遣した場合、当該派遣留学生に対し、奨学金（月額 60,000 円～100,000 円）を支給しました。平成 27 年度の採用者は 17,345 名でした。

④ 海外留学支援制度（大学院学位取得型）

我が国の大学の学生等を、修士又は博士の学位を取得するために世界の最先端の教育研究活動を行っている諸外国の大学に派遣した場合、当該派遣留学生に対し、奨学金（月額 89,000 円～148,000 円）及び授業料（実費、上限あり）を支給しました。平成 27 年度の採用者は 76 名でした。

⑤ 官民協働海外留学支援制度

平成 26 年度よりグローバル人材育成コミュニティ事業として官民協働海外留学支援制度を実施するため、平成 27 年度は、18 億 1,640 万円の寄附金を受入れました。なお、本事業への寄附金は、個人・法人とも税法上の優遇措置が認められております。

⑥ 国費外国人留学生への奨学金等支給

文部科学省が選抜した留学生に対し、奨学金等を支給する業務を行いました。

⑦ 日韓共同理工系学部留学生への奨学金等支給

日本政府と韓国政府の共同事業として日本の理工系学部を有する大学に招致する韓国人学部留学生に対し、奨学金等を支給する業務を行いました。

(2) 外国人留学生に対する宿舎の支援

① 国際交流会館の設置・運営

外国人留学生等の宿舎として、全国に国際交流会館等を設置し、1,343 戸を提供しました。また、入居留学生相互の交流及び入居者その他の学生と地域住民、ボランティア等との交流等、その他国際交流を深めるための各種事業を実施しました。

② 留学生借り上げ宿舎支援事業の実施

留学生が我が国において安心して充実した留学生活を送るために、民間宿舎を借り上げ

ること等により外国人留学生に宿舎を提供している大学等を支援し、もって大学等のニーズに沿って留学生のために宿舎を効果的、効率的かつ安定的に確保することを目的として留学生借り上げ宿舎支援事業（文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援・海外留学支援制度（協定受入）支援・ホームステイ支援）を実施しました。

- 文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援

大学等が文部科学省外国人留学生学習奨励費の受給者等に宿舎を提供するために賃貸借契約を原則として1年以上締結し、民間宿舎を借り上げる場合において、当該大学等に対し支援金を交付しました。

平成27年度は大学等延べ130校に対し、支援件数は2,389件でした。

- 海外留学支援制度（協定受入）支援

大学等が海外留学支援制度（協定受入）奨学金の受給者に宿舎を提供するために、賃貸借契約を1年以内の間締結し、民間宿舎を借り上げる場合において、当該大学等に対し支援金を交付しました。

平成27年度は大学等延べ7校に対し、支援件数は87件でした。

- ホームステイ支援

大学等がその指定する一般家庭に7日以上留学生（渡日1年以内に宿泊する者に限る。）を宿泊させる場合において、当該大学等に対し支援金を交付しました。

平成27年度は大学等延べ26校に対し、大学等が指定した一般家庭に7日間以上留学生が宿泊した世帯数は、249世帯でした。

（3）留学生交流推進事業

① 留学生地域交流事業（公益財団法人中島記念国際交流財団助成事業）

我が国の外国人留学生受入れ環境を整備し、交流を促進するために、公益財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、外国人留学生と地域住民等との相互理解を図るための事業を実施しました。平成27年度は、一般公募により44事業を支援しました。

② フォローアップ事業

- 帰国外国人留学生短期研究制度

開発途上国・地域等から我が国に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している帰国留学生に対し、我が国の大大学において、当該大学の研究者と共に短期研究を行う機会を提供しました。平成27年度は、49名を採用しました。

- 帰国外国人留学生研究指導事業

我が国における留学を終了し、帰国後、自国の大大学等高等教育機関及び学術研究機関で教育、研究活動に従事している者に対し、我が国における留学時の指導教員を現地に派遣して行わせる研究指導、研究者及び学生等に対するセミナーの開催等の事業を実施する機会を提供しました。平成27年度は11名を採用しました。

- 日本留学ネットワークメールマガジン

メールマガジンの活用により帰国外国人留学生に対して継続的な情報提供を実施していくために、外国人留学生を含む関係各層を対象として「Japan Almuni eNews」（日

本留学ネットワークメールマガジン) を配信しました。平成 27 年度は、52,042 件(平成 28 年 3 月現在) に対して、配信 しました。

(4) 外国人留学生の就職支援

① 外国人留学生のための就活ガイドの作成

大学等に在籍している外国人留学生の就職・採用活動に関する有益な情報を提供することを目的として「外国人留学生のための就活ガイド 2017」を作成しました。

② 外国人留学生のための就職指導に関するガイダンスの実施

学生生活部が実施する「全国キャリア・就職ガイダンス」の中で、関係省庁・団体連携の下、「外国人材活躍推進プログラム」の一環として、「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を実施しました。

(5) 日本留学試験の実施

外国人留学生として、我が国の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的として、平成 27 年 6 月 21 日（日）に第 1 回試験を、同年 11 月 8 日（日）に第 2 回試験を実施しました。

		国内	国外	合計
応募者数	第 1 回	18,012	4,169	22,181
	第 2 回	18,479	3,503	21,982
受験者数	第 1 回	16,423	3,368	19,791
	第 2 回	15,608	2,777	18,385

(6) 留学情報の提供

① 海外からの日本への留学情報の提供

・ 日本留学情報の収集・提供

日本の大学等や日本語教育機関の情報を収集・整理し、印刷物の作成・送付や本機構のホームページ及び日本留学ポータルサイトへの掲載等を通じて、日本留学希望者等に情報提供を行いました。

・ 日本留学説明会の実施

日本への留学事情や大学、日本語教育機関等の正確な情報を提供するため、高校生、大学生、教員等を対象に、平成 27 年度は 12 か国・地域において、日本の大学等の参加を得て、日本留学フェアを実施しました。また、現地帰国留学生会及び在外日本国公館の協力を得て 1 か国において日本留学説明会を実施しました。また他機関が主催する説明会に計 18 回参加しました。

・ 外国人学生のための進学説明会の実施

日本の大学、短期大学等に入学を希望する在日外国人学生に、適切な進学指導を行うため、大学等の参加を得て、東京及び大阪で進学説明会を実施しました。

② 日本から海外への留学情報の提供

海外への留学に関する情報を収集・整理し、出版物の作成・送付を行いました。また、「海外留学支援サイト」及び「海外留学奨学金検索システム」を継続して運営するとともに、コンテンツの更新を行いました。

さらに、在日各国大使館及び関係機関の協力を得て、東京で海外留学フェアを実施しました。この他、平成27年度年間を通して小規模の海外留学説明会（5回）を実施するとともに、他機関が主催する留学フェアやイベント等に計22回参加し、情報提供を行いました。

(7) 日本語教育センターにおける日本語教育の実施

東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、日本の大学院、大学、高等専門学校及び専修学校に入学を希望する外国人留学生に対して日本語及び基礎教科の教育を行いました。

また、日本理解を促進するため、小・中・高・大学生・社会人等各層との交流事業等を実施しました。平成27年度の学生受入数は、東京241名、大阪194名でした。

【学生生活支援事業】

(1) キャリア・就職支援

① インターネットによる情報提供

就職関係情報について、機構ホームページ上の情報を常に最新の情報に更新し、学生支援に係る的確な情報の発信に努めました。

② 「全国キャリア・就職ガイダンス」の開催

大学、短期大学、高等専門学校卒業予定者の就職・採用に関し、大学等や企業におけるキャリア教育・就職支援の先進的取組の事例紹介を行うとともに、国、地方公共団体、大学等及び企業の関係者が一堂に会して情報交換・意見交換を行うことにより、産学官連携による人材育成等キャリア教育・就職支援の充実に資することを目的として、文部科学省・就職問題懇談会との共催で開催しました（参加者数 1,002名）。

③ 「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の開催

大学等における入学から就職まで一貫したキャリア教育をより充実させるため、インターンシップ等をテーマとしたワークショップを通じて、キャリア教育及び就職支援を担当する教職員等の知見の向上と実践面でのステップアップを図ることを目的として開催しました（参加者数 大阪 110名、東京 106名）。

④ 平成27年度大学改革推進等補助金（公表・普及事業）「インターンシップ等を通じた教育強化」

大学等におけるインターンシップ等の推進のため、平成26年度の文部科学省大学改革推進等補助金事業である「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】」に引き続き、「インターンシップ等を通じた教育強化」の全国的なインターンシップ推進組織に選定され、以下の取組を行いました。

ア. 「インターンシップ等推進委員会」の開催

主要経済団体、大学団体、有識者で構成される委員会を設置し、文部科学省と連携のうえ、全国11のグループの地域インターンシップ推進組織の取組状況のヒアリングを行うとともに、各取組に関する評価及び助言等を行いました。

イ. 「成果報告会」の開催

文部科学省「インターンシップ等を通じた教育強化」事業における、地域インターンシップ推進組織11グループの取組の成果と課題、産学官の連携体制などの報告、共有を行うことを目的として開催しました（平成28年2月16日開催）。

ウ. 「インターンシップ等実務者研修会」の開催

全国の大学等でインターンシップ等を担当する専門人材の育成を図ることを目的として開催しました（受講者数 関西 121名、九州 88名、東北 62名、北海道（注）91名、関東 267名）。

（注）北海道は、「JASSOインターンシップ等専門人材ワークショップin北海道」として運営費交付金にて実施しました。

エ. 「JASSO インターンシップ受入企業等情報提供システム」の運営

インターンシップ受入を実施している企業情報を地域の枠を越えて全国規模で共有し、Uターン・Iターン希望者等に対して希望地域で実施されているインターンシップ情報

を提供することを目的として構築した本システムを運営するとともに、地域インターンシップ推進組織の各グループ幹事校及び全国知事会に対し、インターンシップ受入企業等情報の入力を依頼し、情報提供の充実を図りました。

⑤ 「学生に対するインターンシップ実施状況調査（平成 26 年度）」の追加集計・分析

平成 26 年度学生生活調査にインターンシップ経験に関する調査項目を追加して実施した調査の回答について、平成 26 年度末に集計・公表した約 9,300 件のデータを含めた約 42,500 件のデータについて集計を行うとともに有識者による分析を行い、調査結果・分析結果の公表に向けて準備を進めました。

(2) 障害のある学生等への支援

① 「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の実施

障害のある学生の今後の修学支援に関する方策を検討する上で、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握し、障害学生の修学支援の充実に資する目的で、毎年実施しています。

平成 27 年度は障害種別の変更等（障害種に「精神障害」を追加、「発達障害」の下位区分の名称変更、「病弱・虚弱」の下位区分の設置、等）及び支援についての設問の見直し（授業支援と授業以外の支援の項目追加、整理）等を行いました。

② 「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告（対象：平成 17 年度から平成 26 年度）」の実施

平成 17 年度から平成 26 年度までに実施した「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」について「障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議」の協力者の協力を得て分析しました。2 年目の分析となる今回は、各大学等で急務となっている支援体制の構築に参考となるよう、平成 26 年度の調査結果を加えた分析及び実地調査の結果を踏まえた分析を行いました。

③ 「障害のある学生への支援・配慮事例」収集の実施

障害者差別解消法が平成 28 年 4 月から施行されることに伴い、大学、短期大学及び高等専門学校において、障害のある学生の修学機会が確保されるよう、今後、大学等が合理的配慮の提供にあたって参考とするための支援・配慮事例を、各大学等の協力を得て収集しました。事例については、大学等において今後の具体的取り組みを検討する際の参考資料となるよう、「教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成 26 年度改訂版）」（平成 27 年 3 月刊行）に特に参考となる代表事例を掲載しました。

また、収集した事例のうち 188 例（視覚障害 27 例、聴覚・言語障害 42 例、肢体不自由 38 例、病弱・虚弱 22 例、発達障害 35 例、精神障害 24 例）について、入学試験や授業等、支援の場面毎の索引とキーワード（設置者、学校種、学校規模、支援内容）による事例検索を可能としたかたちで平成 27 年 4 月にホームページで公表しました。

④ 「全国障害学生支援セミナー」の開催

- ・ 《体制整備支援セミナー》

障害者差別解消法の合理的配慮規定等が平成 28 年 4 月に施行されることにより、合

理的配慮規定等の施行に向けた各大学等における体制の強化が喫緊の課題となっていることを踏まえ、障害学生への合理的配慮の対応等について理解促進を図るため開催しました（参加者数 全4回 合計1,237名）。

- ・ 《専門テーマ別セミナー》

障害学生修学支援ネットワーク拠点校等の協力により、全国の各地域で専門的なテーマに焦点を当て、支援体制の向上に関する情報や意見の交換等を行う専門テーマ別障害学生支援セミナーを開催しました（参加者数 全2回 合計389名）。

⑤ 「障害学生支援ワークショップ」の開催

障害学生支援を担当する教職員が課題として抱える個別事例について、専門的な見地を持つファシリテーターの助言を得ながら、参加者同士が課題解決のための意見交換を行うことにより、障害のある学生の支援の充実に資することを目的として開催しました（参加者数 172名）。

⑥ 「障害学生支援実務者育成研修会 基礎プログラム／応用プログラム」の開催

障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成できるよう、ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成すること、また、所属校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる教職員としての能力向上を図ることを目的として東京及び大阪で開催しました（参加者数 基礎プログラム 東京151名、大阪146名、応用プログラム52名）。

⑦ 「心の問題と成長支援ワークショップ—メンタルヘルス向上とカウンセリングー」の開催

メンタルヘルス向上とカウンセリングに関する基礎知識の事前学習、参加者間の討議などを通じて、学生の心の問題等に関する課題やニーズの理解を深め、大学等における学生の心のセーフティネットの充実に資することを目的として東京及び大阪で開催しました（参加者数 東京93名、大阪93名）。

(3) 学生生活調査・大学等における学生支援の取組状況に関する調査等

① 「平成26年度学生生活調査」の実施

全国の学生を対象として、学生生活状況を把握することにより、学生生活の実状を明らかにし、学生生活支援事業の充実のための基礎資料を得ることを目的に、大学学部、短期大学本科及び大学院の学生（休学者及び外国人留学生は除く）を対象に隔年で実施しています。平成27年度は、平成26年11月に実施した調査について、調査結果の集計・分析を行い、平成28年3月に機構のホームページ等で公表しました。

② 「大学等における学生支援の取組状況に関する調査（平成27年度）」結果の情報提供

大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況について、全国の大学、短期大学及び高等専門学校を対象に調査を実施しています。平成27年度は、学長等の学生支援全般に関するグランドデザインや学生寮に係る質問等を追加し平成27年8月に実施しました。また書面調査に加えて、新たに大学等における先進的な取組を把握するため実地調査を行いました。

③ 学生生活にかかるリスクの把握と対応に関するセミナーの開催

SNS が普及し、不適切な書き込みなどの問題が深刻化している中、「平成 25 年度大学等における学生支援の取組状況に関する調査」においても、SNS の利用を巡る対人トラブルが増加傾向にあり、大学等にとってその対応が課題となっているという結果が示されていることを踏まえ、大学等における SNS を中心としたインターネットの利用に伴うトラブルの防止等、対応の向上を図るため、トラブルの事例や課題解決の事例の紹介等を行うセミナーを開催しました。(参加者数 380 名)。

(4) 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付

文部科学省及び J R と調整を図り、各大学、都道府県等に対して学割証用紙を配付しました。

2 対処すべき課題

本機構においては、意欲と能力のある学生が経済的に自立し、自らの意志と責任により高等教育機関において学ぶことができるよう、引き続き事業の充実を図るとともに、運営上の合理的、効率的・効果的実施を図る必要があります。本機構が特に重点的に対処すべき課題は次のとおりです。

(1) 延滞債権の減少及び回収率の向上

平成27年度末における一般的なリスク管理債権に相当する債権額は5,572億円であり、うち、破綻先債権は188億円、破綻先債権を除く延滞3ヵ月以上の債権は2,450億円、貸出条件緩和債権に相当する災害・傷病等の事由により返還期限が猶予されているなどの債権額は2,934億円となっています。

こうした現状を踏まえ、返還金回収において累積する延滞債権の解消と新たな延滞発生の防止を図ることは、本機構における重要な課題です。

第三期中期計画においては、総回収率の向上などの目標の下に、各種方策を講じることとしています。

具体的には以下の施策を推進することとしています。

① 返還金回収の促進

原則として、延滞3月以上9月末満の初期延滞債権については回収業務をサービスナーに委託し、一部入金のあった者等を除き、原則として延滞9月以上の者は法的処理の対象とする等、引き続き回収強化に努めてまいります。

延滞者の実態調査について、有効回答率の維持に努めるとともに、実施結果について分析を行います。また、郵便物が返戻となった者等に対する住所調査について一層の徹底を図ります。

② 機関保証制度の運用

大学等と連携し、学生等に対して適切に情報提供、周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底に努めてまいります。

また、本制度において代位弁済請求が着実に実行されるよう態勢の整備を進めてまいります。

(2) 奨学金事業の充実

昨今の社会・経済状況等の低迷を反映して、教育費負担の軽減をはかり、学生が自立てて学べるようにするため、奨学金を希望する者が年々増加してきている反面、民間団体等が実施する奨学事業は、財政状況の悪化から規模を縮小する中で、本機構の奨学金に対する国民の期待は、非常に大きなものになっています。

このような状況を踏まえ、希望に対応し得るだけの貸与人員の確保や学生のニーズを踏まえた貸与基準の見直しなど、新たな制度の創設等、制度全般について、今後とも文

部科学省等関係機関と連携しながら、国及び社会の要望を踏まえつつ、奨学金制度の一層の改善・充実に努めてまいります。

(3) 学校との連携強化

奨学金の返還意識の涵養等のため、奨学金を希望する学生・生徒や貸与中の奨学生に対する返還指導等を学校と連携して進めております。

特に、申込時、採用時、適格認定時、返還開始前においては、奨学生に対して説明会を開催するよう学校に協力を求めています。

また、大学等の奨学金事務担当者向けに奨学金業務に関する研修会を開催し、返還金回収の確実な実施に努めているところです。

(4) 事業資金の安定的確保

奨学金貸与事業の充実を図るためにには、必要となる事業資金の確保が不可欠です。そのため、前記(1)の施策等の実施による返還金の回収により、自己収入を確保するとともに、財投機関債の発行及び民間資金の借入を行い、金融市場から直接自己調達することにも重要な意義があります。

そのため、本機構がより市場の信任を得ることができるよう前記(1)の施策等の実施、金融市場の状況に的確に対応し得る専門職員養成・確保など、財投機関債の発行に係る条件整備が必要と認識しており、そのための取組に努めているところです。

(5) 財務省理財局における「財政融資資金金融通先等実地監査」結果への対応

財務省理財局が財政投融資を利用する機関を対象に「財政融資資金金融通先等実地監査」を実施する中で、平成26年11月に本機構に対して監査が実施されました。主な指摘事項及び改善是正状況は、次のとおりです。

① 主な指摘事項

- ・ 奨学金貸与において、「返還誓約書」（「金銭消費貸借契約書」に相当するもの）が一部未提出となっている実態が認められること。
- ・ 代位弁済請求未了債権について検証したところ、返還期限猶予や代位弁済請求に係る所要の手続きが、その時点のマニュアルに沿って適切に処理されていないもののが存在していたこと。
- ・ リスクの定量的な把握や認識について、リスクを所管する部署で一部を行うにとどめており、機構全体としてリスクの所在、規模、顕在化の可能性や影響度について把握可能な態勢を構築していないこと。

② 改善・是正状況

- ア. 平成27年度の新規採用者から、返還誓約書未提出者に対しては以下の施策を講じた上で、「採用取消」又は「廃止」として処置することとしました。
- ・ 機構への返還誓約書提出期限までに学校へ提出がない者に対して、学校において

奨学金の振込みを保留することとしているが、今後は、学校における提出期限を経過しても提出がない者に対して直ちに保留することとし、研修会等の機会を捉えて周知徹底を図る。

- ・ 万一、学校で振込保留が行われなかつた場合でも、機構での受付けが確認できなき者に対しては、機構において速やかに奨学金の振込みを保留する。

なお、機構に提出された返還誓約書の添付書類及び記載事項が調っていない者については、機構において奨学金の振込みを 3 か月後に保留する。(平成 26 年度実施スケジュールから 1 か月前倒し)

現在、返還誓約書が未提出の返還者に対しては、延滞者の場合は優先的に法的処理を実施することとする。

また、無延滞者には、返還誓約書が未提出の場合、返還期限猶予制度等の適用が受けられない等デメリットの周知を行い、返還誓約書の提出督促を行うこととする。

- イ. 機関保証業務マニュアルについては、指摘されたこと等を踏まえ、取り急ぎ平成 26 年 4 月時点のマニュアルに戻すこととし、早急に適切な事務態勢を構築しました。また、マニュアル検証委員会を設置し、機関保証業務マニュアルを含む奨学金関係の全てのマニュアルについて、前回の理財局監査以降、不適切な改正が行われていないかマニュアル検証委員会で検証し、マニュアルの見直しを平成 27 年 6 月までに実施しました。
- ウ. 機構全体としてのリスクを統合・管理する態勢の構築、内部規程の整備、自律的な PDCA サイクルの構築といった観点から、リスク管理委員会を開催し平成 27 年度のリスク管理の実施計画について検討を行いました。

(6) 奨学金業務システム（JSAS）の運用

本機構では、平成 24 年 1 月より業務・システム最適化後の新システム「JSAS」の運用を開始しており、現在も安定的な運用の維持に努めているところです。

また、セキュリティ対策につきましては、役職員に対して標的型メール等を想定した訓練及び専門家による研修会を実施することにより、教育・啓発活動を充実させています。併せて、外部からのサイバー攻撃に対する検知及び防御システムを導入する等により、一層の強化に努めています。

(注) 「JSAS（ジェイサス）」は、奨学金の申込から返還完了までの管理及び外国からの留学生に対する留学生給与等の給付業務の管理を行っている本機構の基幹業務システムです。

(7) 個人情報の保護と情報公開

本機構が保有する個人情報の保護については、「個人情報保護規程」に基づき、各部署に個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を置き、個人情報保護を図るための安全

管理体制を整備するとともに、全職員に対し研修を実施するなど、個人情報の適切な取扱いについての周知徹底を図っています。

また、情報の公開については、事業全般にわたりその内容を的確、積極的に公開するため、外部有識者を含む「情報公開・個人情報保護委員会」を設置するなど、情報公開の推進に取り組んでいます。

3 事業等のリスク

ここでは、本機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、以下のリスクには、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は平成 28 年 8 月 26 日現在において本機構が判断したものです。

(1) 延滞債権の増加リスク

これまで説明しましたとおり、奨学生の回収率の実績は、長期にわたる経済不況の影響による失業率の増加、収入の低下等の影響を受け、若干ながら低下傾向にありましたが、回収努力により全体として上昇傾向にあります。しかし、今後の景気動向等によつては、無利子貸与の第一種奨学生（日本育英会においては一般勘定で経理）、有利子貸与の第二種奨学生（日本育英会においては特別勘定で経理）ともに、延滞債権が増加する可能性があります。

さらに有利子貸与においては、平成 11 年 4 月より第二種奨学生（きぼう 21 プラン奨学生）として、基準を満たす希望者全員に対して奨学生を貸与することを目標とし、奨学生が安心して自立した学生生活ができるよう援助するとともに教育の機会均等を図るために、制度の内容、貸与人数ともに抜本的な拡充を行いました。その後、平成 25 年度まで貸与人員等の増加傾向は続き平成 26 年度以降はやや減少傾向に転じていますが、返還者数、要返還額は現在も増加傾向にあるため延滞債権も増加する可能性があります。

本機構では過去に貸与した奨学生の回収金が新たに貸与する奨学生の原資の一部となっており、この奨学生の回収状況が、国の一般会計からの借入金額及び財政融資資金からの借入金額に影響を与える仕組みとなっています。従って、延滞債権が増加した場合は、貸倒引当金計上額の増加のみならず、上述の借入金の増加を通じて本機構の財務状況に悪影響を及ぼすことになります。

(2) 国の政策に伴うリスク

本機構は、国が関与すべき業務を実行する独立行政法人であり、国の政策の変化が本機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。平成 28 年 8 月 26 日現在における本機構に関する行政改革の動向は以下のとおりです。

① 日本学生支援機構の業務の見直しについて

平成 25 年 12 月 16 日に政策評価・独立行政法人評価委員会より主務大臣に対して「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」が通知されました。これを踏まえ、文部科学省は、平成 25 年 12 月 20 日に「『独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性』における指摘事項を踏まえた見直し内容」（以下「見直し内容」という。）を決定しました。「見直し内容」につきましては以下のとおりです。

独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し内容

平成 25 年 12 月 20 日
文部科学省

独立行政法人日本学生支援機構（以下「本法人」という。）の事務及び事業については、「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うこととする。なお、この見直しの考え方について、我が国の大學生等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする我が国唯一の学生支援ナショナルセンターとしての機能に鑑み、具体的な検討を行い、平成 26 年 3 月までの間に、次期中期目標・中期計画の策定等を行うこととする。

第 1 事務及び事業の見直し

1 奨学金貸与事業の見直し

(1) 貸与基準等の見直し

奨学金貸与基準のうち収入基準については、①昭和 59 年度に定めた基準を基に、消費者物価上昇率等を掛け合わせて改訂を重ねており、最新のデータに基づく奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にできない、②第二種奨学金の基準額は、平成 24 年度の「家計調査」（総務省）の勤労者世帯の所得と比較しても、また、「平成 21 年全国消費実態調査」（総務省）の勤労者世帯のうち大学生の親世代に相当する 50 歳代の年間世帯収入と比較しても高い、③基準を満たす者の収入限度額の積算内訳のうち給与所得世帯への給与所得控除額分の上乗せ額が、所得税の給与所得控除額と比較して高いといった状況が見受けられる。

このため、最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ、奨学金貸与基準の収入基準について見直すこととする。

また、第一種奨学金の単独貸与者よりも、多額の奨学金の貸与を受けることになる第一種及び第二種奨学金の併用貸与者の延滞率が高く、また、同一の所得水準の世帯において、貸与金額の多い併用貸与者の延滞率が、貸与金額の少ない併用貸与者より高くなっている。

このため、第一種及び第二種奨学金の併用貸与を行う場合、修学を行う上で真に必要な額となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うこととする。

(2) 適格認定期制の着実な実施

奨学生が継続して奨学金の貸与を受ける場合は、年 1 回、本人が「奨学金継続願」を提出し、大学等は、提出された「奨学金継続願」の内容に加え、学修状況等を厳格に審査の上、奨学金継続の可否等を認定し、本法人に報告している。

この大学等の審査に関して、平成 23 年度適格認定で「警告」認定を受けた 1 万 2,329 件に対し、大学等において本法人の定める「適格基準の細目」に沿った認定が行われているか本法人が調査を実施した結果、不適切なケースが 586 件認められた。

不適切と認められた認定は、本法人が厳格な審査の実施について周知を図ってきたにもかかわらず、大学等における認定基準に対する理解不足が主な原因で発生している。

このため、本法人は、大学等が適切な認定を行えるよう、当該調査結果等を踏まえて「適格基準の細目」をより明確化、具体化するとともに、大学等に周知を徹底することとする。

また、これらの措置をとったにもかかわらず、継続的に不適切な認定を行った大学

等があった場合には、大学等の名称を公表する等により再発の防止を図ることとする。

(3) 回収に係る成果指標の見直し

本法人の債権について、現行中期目標で成果指標として用いている総回収率では、過去の延滞債権の状況に大きく影響され、新規の延滞債権や既延滞債権の実態を評価することができないことから、次期中期目標において、総回収率に代わる適切な成果指標を設定することとする。

また、成果指標の目標値を設定する際には、現行中期目標期間における回収促進の取組により、回収率が改善傾向にあることを踏まえて適切な数値を設定することとする。

(4) 機関保証の検証方法の見直し

本法人は、「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）を踏まえ、機関保証の妥当性を毎年度検証するため、奨学金貸与事業に関して識見を有する学識関係者、金融関係者、法曹関係者等により構成される「機関保証制度検証委員会」を設置しており、平成20年度以降毎年度検証を行っている。

しかしながら、同委員会では、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等の検証は行われているが、公益財団法人日本国際教育支援協会の将来の事業コスト等を踏まえた十分な検証は行われていない。

このため、本法人に対し、将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を明らかにさせた上で、同委員会等で当該計画の実効性、妥当性も含めて毎年度検証することとする。

また、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにすることとする。

2 留学生支援事業の見直し

(1) 文部科学省外国人留学生学習奨励費に係る基準の見直し

文部科学省外国人留学生学習奨励費については、「外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視－技能実習制度等を中心として－ 結果に基づく勧告」（平成25年4月19日総務省）において、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を策定することが求められていることから、当該勧告内容を踏まえた明確な基準を策定するとともに、その基準を厳格に運用することとする。

(2) 日留学試験の見直し

日本留学試験については、「留学生30万人計画」骨子（平成20年7月29日文部科学省ほか関係府省）を踏まえ、応募者数及び受験者数を拡充するとされているが、事業収支に継続的な欠損が生じていることから、その原因を分析した上で、費用縮減、受験料の改定などの事業収支改善に向けた取組を行うこととする。

3 学生生活支援事業の見直し

学生生活支援事業については、大学等における支援体制が一定程度整備されてきたことから、大学等における主体的な取組に任せ、今後は、全体を通じた問題の把握・分析、先進的取組の共有などについて、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものに厳選して実施することにより業務の縮小を図ることとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにすることとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図ることとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にすることとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うこととする。

4 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討することとする。

5 その他

上記 1 から 4 のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施することとする。

② 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針

行政刷新会議における審議等を踏まえ、平成 24 年 1 月 20 日に「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定され、本機構については「その機能を整理した上で、統合後の法人への統合、事務・事業の他の主体への一部移管等、その具体的な在り方について平成 24 年夏までに結論を得る」とされました。

この決定を受け、本機構についての具体的な在り方について検討を行うに当たり、「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会」が平成 24 年 4 月に文部科学省に設置され、平成 24 年 9 月 12 日に「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」が取りまとめられました。同報告書につきましては、下記の文部科学省ホームページをご参照ください。

文部科学省ホームページ

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/052/gaiyou/1327109.htm>

その後、「平成 25 年度予算編成の基本方針」が平成 25 年 1 月 24 日に閣議決定され、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)は、「それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結」されることとなりました。

③ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針

平成 25 年 12 月 24 日に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定されています。各独立行政法人について講すべき措置とされたもののうち、本機構に関する部分は以下のとおりです。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」

各法人等について講すべき措置（別紙）

【日本学生支援機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。
- 現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用を含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成 26 年夏までに結論を得る。

国際交流会館等について「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）平成 26 年度フォローアップ結果」（平成 26 年 8 月 29 日内閣官房行政改革推進本部事務局）に記載された措置内容・理由等は以下のとおりです。

「留学生 30 万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会報告書」（平成 26 年 7 月 31 日）の趣旨を踏まえ、文部科学省内で経済性を勘案しつつ検討した結果、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の保有する国際交流会館等の活用方策については以下の通りとする。

1. 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。
2. 上記 1. 以外の国際交流会館（札幌国際交流会館、金沢国際交流会館、福岡国際交流会館、大分国際交流会館）については、これまでどおり地方公共団体や大学等との売却交渉を進める。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）平成 27 年度フォローアップ結果」（平成 27 年 9 月 30 日内閣官房行政改革推進本部事務局、総務省行政管理局）に記載された今後の対応方針は以下のとおりです。

1. 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。
2. 上記 1. 以外の国際交流会館（札幌国際交流会館、金沢国際交流会館、福岡国際交流会館、大分国際交流会館）については、これまでどおり地方公共団体や大学等への売却に必要な手続を行うとともに、売却が困難である場合は、引き続き保有し続けた場合に将来的に発生する維持管理コストと収入を比較考量した上で、処分に向けて条件の見直しを図りつつ交渉を進める。

大分国際交流会館については、平成 28 年 3 月 31 日に学校法人へ売却し、これにより生じた収入は同年 4 月 15 日に国庫納付しました。

また、福岡国際交流会館については、平成 28 年 6 月 30 日に公益財団法人へ売却しました。

④ 独立行政法人制度改革関連法

第 186 回国会にて「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が可決、平成 26 年 6 月 13 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。

⑤ 公共サービス改革基本方針について

平成 28 年 6 月 28 日に「公共サービス改革基本方針」が改定され閣議決定されました。

そのうち、本機構に関する部分は、以下のとおりです。

公共サービス改革基本方針改定<抜粋>

平成 28 年 6 月 28 日閣議決定

【別表】

12. 文部科学省

(2) 行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
コ (独) 日本学生支援機構インターネットシステム保守運用支援業務	○ (独) 日本学生支援機構のインターネットシステム保守運用支援業務については、平成 27 年度から平成 29 年度までの業務の入札結果を踏まえて、民間競争入札の実施について検討し、平成 29 年度末までに結論を得る。

(3) 独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等
タ (独) 日本学生支援機構の設置する兵庫国際交流会館の管理・運営業務	○ (独) 日本学生支援機構の設置する兵庫国際交流会館の管理・運営業務について、今後、国の政策等を踏まえ、国際交流会館の運営方針及びサービス内容等について検討する必要があることから、その検討結果等を踏まえ、監理委員会と連携しつつ、民間競争入札の導入時期について検討し、平成 29 年度末までに結論を得る。

(3) 外部評価制度に伴うリスク

本機構は、各年度の業務実績、中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績及び中期目標期間の業務実績について、文部科学大臣による評価を受けなければなりませんが、文部科学大臣は、評価結果に基づいて必要があると認める場合は、法人に対して業務運営の改善等必要な措置を講ずることを命ずることができるとされています。

さらに、文部科学大臣は、中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績について評価を行ったときは、中期目標期間の終了時までに、本機構の業務の継続又は組織の存続の必要性その他業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとされており、その内容を独立行政法人評価制度委員会に通知するとともに公表しなければならないとされて

います。また、独立行政法人評価制度委員会は、当該通知の事項について、必要があると認めるときは、文部科学大臣に意見を述べなければならないとされており、本機構の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告することができるときとされています。

このように、評価結果に基づき、機構の組織及び業務の存続や在り方が大きく見直される可能性があります。

(4) 金利リスク

第一種奨学生については、本機構から奨学生への貸与及び貸与の財源となる本機構による国的一般会計からの借入れとともに無利息で行っているため金利リスクは発生しません。

第二種奨学生については、奨学生が貸与を受けている間は無利息であり、当該期間中及び本機構の財政融資資金からの借入利率が3%を超える場合には、本機構に金利負担が発生することになりますが、当該金利負担はこれまで一般会計からの利子補給金により補填されています。

一方、平成18年度以前における本機構から奨学生への貸与は「卒業後最長20年の固定金利」(元利均等払い)であるのに対し、貸与の財源となる財政融資資金からの借入は20年償還(うち4年据置)の5年金利見直し(元金均等払い)であるため、金利見直し時に金利変動のリスクがあります。

ただし、機構法23条により政府は毎年度予算の範囲内において本機構に対し、学資の貸与にかかる業務に要する経費の一部を補助することができることとされており、これまで当該金利負担分は、利子補給金により補填されてきました。

このように、現状においては金利リスクは限定的となっていますが、今後国の政策変更等により、こうした金利リスクが顕在化する可能性があります。

なお、こうした金利リスク軽減の観点から、平成19年度に、有利子奨学生の貸与制度及び資金調達制度の見直しを実施しました。

(5) 流動性リスク

市場の混乱等により、本機構の資金調達が困難となり若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合や、社会情勢の急激な変化等により返還充当金の大幅減が生じた場合、本機構の資金調達費用が増加する可能性があります。

(6) 事務リスク

本機構は、役職員による正確な事務の懈怠、あるいは業務遂行上の事故の発生等を原因として損失を被る可能性があります。

(7) システムリスク

本機構は、コンピューターシステムのダウン、誤作動等、システムの不具合及びサイバー攻撃等に伴い損失を被る可能性があります。

4 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

5 研究開発活動

該当事項はありません。

6 財政状態及び経営成績の分析

(1) 奨学金の回収状況について

第一種奨学金及び第二種奨学金はいずれも過去に貸与した奨学金の回収金が事業運営の原資となっており、この奨学金の回収状況が、国的一般会計からの借入金額及び財政融資金からの借入金額に影響を与える仕組みとなっています。従って、奨学金の回収率の向上は本機構の財務内容の向上の観点からも喫緊の課題となっています。

奨学金のうち、要返還額及び返還額の本機構における平成23年度～平成27年度実績は次ページのとおりです。

(単位：百万円)

区分			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
第一種 奨学金	要返還額	当 年 度 分	174,231	179,941	183,908	187,803	191,538
		延 滞 分	50,237	50,700	50,734	45,077	42,195
		総 額	224,468	230,641	234,642	232,880	233,733
	返還額 (回収率)	繰 上 分	27,390	26,685	27,181	26,422	28,310
		当 年 度 分 [a]	166,512 (95.6%)	172,752 (96.0%)	177,437 (96.5%)	182,019 (96.9%)	186,374 (97.3%)
		延 滞 分 [b]	6,127 (12.2%)	5,921 (11.7%)	5,893 (11.6%)	5,969 (13.2%)	5,716 (13.5%)
		期日到来分計 [a+b]	172,638 (76.9%)	178,673 (77.5%)	183,329 (78.1%)	187,988 (80.7%)	192,090 (82.2%)
第二種 奨学金	要返還額	当 年 度 分	219,339	250,347	284,480	319,254	350,922
		延 滞 分	30,029	34,545	38,646	38,795	41,517
		総 額	249,368	284,892	323,126	358,049	392,439
	返還額 (回収率)	繰 上 分	91,346	108,497	123,131	129,664	141,905
		当 年 度 分 [a]	208,092 (94.9%)	238,509 (95.3%)	272,196 (95.7%)	306,615 (96.0%)	338,131 (96.4%)
		延 滞 分 [b]	5,483 (18.3%)	5,851 (16.9%)	6,576 (17.0%)	6,497 (16.7%)	7,951 (19.2%)
		期日到来分計 [a+b]	213,576 (85.6%)	244,360 (85.8%)	278,772 (86.3%)	313,112 (87.4%)	346,082 (88.2%)
合 計 額	要返還額	当 年 度 分	393,570	430,288	468,388	507,056	542,460
		延 滞 分	80,266	85,245	89,380	83,872	83,712
		総 額	473,836	515,533	557,768	590,929	626,171
	返還額 (回収率)	繰 上 分	118,736	135,182	150,312	156,086	170,215
		当 年 度 分 [a]	374,604 (95.2%)	411,261 (95.6%)	449,633 (96.0%)	488,633 (96.4%)	524,504 (96.7%)
		延 滞 分 [b]	11,610 (14.5%)	11,772 (13.8%)	12,469 (14.0%)	12,466 (14.9%)	13,667 (16.3%)
		期日到来分計 [a+b]	386,214 (81.5%)	423,033 (82.1%)	462,102 (82.8%)	501,100 (84.8%)	538,172 (85.9%)

(注) 金額はそれぞれ四捨五入しているため、合計額欄は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

上級学校への進学率の上昇、近年の厳しい経済情勢下での家計急変及び教育費の高騰などによる奨学金希望者の増加などの状況を踏まえ、国の施策として奨学金制度の充実を進めてきたことにより、奨学金の貸与額は年々増加し、それに伴って要返還額も増加しました。

一方、回収率は回収強化により上昇傾向にあり、平成 27 年度は前年度より更に上昇しましたが、長期に及んだ景気低迷の影響等により低下するおそれはなお残っており、回収の強化は引き続き課題となっています。

なお、まだ返還期日の到来していない返還金を返還する繰上返還は、回収率算出にあ

たっては計上していません。

平成 27 年度における回収の方策と促進策の実施状況につきましては 52~55 ページに記載しておりますが、返還金の回収促進に係る中期計画及び平成 28 年度計画は以下の通りです。

回収の方策	中期計画及び年度計画（平成 28 年度）
リレーポ座への加入促進及びコールセンターによる返還相談の実施	<中期計画> リレーポ座（口座振替）の加入を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。 <年度計画> 口座振替による返還を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。
督促の集中的実施	<中期計画> 初期段階の延滞者に対しては、早期における督促の集中実施を行うほか、民間委託を活用し返還金回収を行う。 <年度計画> 原則として、延滞 4 ヶ月となった初期延滞債権について、回収業務をサービスに委託する（期間は約 5 ヶ月間）。回収委託の結果、延滞解消または法的処理移行しない者については、引き続き回収業務を委託する。
法的処理の実施	<中期計画> 中長期段階の延滞者に対しては、民間委託を活用した回収を行うほか、法的処理による督促及び回収を行う。 <年度計画> 中長期段階の延滞債権について、回収業務をサービスに委託するほか、計画的に法的処理を行う。
延滞者の実態調査	<中期計画> 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。 <年度計画> 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。
住所調査の徹底	<中期計画> 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。 <年度計画> 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。
個人信用情報機関の活用	<中期計画> 延滞者の多重債務を防止するため、個人信用情報機関を活用する。 <年度計画> 対象となる延滞者の延滞情報について、個人信用情報機関への登録を行う。

(2) リスク管理債権等の状況について

- 平成 26 年度末、平成 27 年度末の状況について

本機構は、民間金融機関の基準に準じて、リスク管理債権を算出しています。

本機構は、経済的理由により修学が困難な者に対して、本人の支払能力を要件とせず奨学金の貸与を行っております。そのため、このリスク管理債権についても、返還指導を行いつつ、本人及び連帯保証人へ継続的に督促を行うことにより回収が見込まれるものもあることから、記載した残高のすべてが回収不能となるわけではありません。

(総括)

(単位：百万円)

区分		平成 26 年度末	平成 27 年度末
破綻先債権額	(A)	16,917	18,836
延滞債権額	(B)	205,823	197,853
3 カ月以上延滞債権額	(C)	46,717	47,167
小計（延滞債権額）	(D) = (A) + (B) + (C)	269,458	263,856
比率	(D) / (G) × 100	3.1	3.0
貸出条件緩和債権額	(E)	269,634	293,368
合計	(F) = (D) + (E)	539,093	557,225
比率	(F) / (G) × 100	6.3	6.2
総貸付残高	(G)	8,604,221	8,923,246

(第一種奨学金)

(単位：百万円)

区分		平成 26 年度末	平成 27 年度末
破綻先債権額	(A)	6,640	6,829
延滞債権額	(B)	72,050	66,065
3 カ月以上延滞債権額	(C)	8,227	7,839
小計（延滞債権額）	(D) = (A) + (B) + (C)	86,918	80,734
比率	(D) / (G) × 100	3.4	3.1
貸出条件緩和債権額	(E)	69,381	72,270
合計	(F) = (D) + (E)	156,300	153,004
比率	(F) / (G) × 100	6.1	5.8
総貸付残高	(G)	2,556,259	2,617,605

(第二種奨学金)

(単位：百万円)

区分		平成 26 年度末	平成 27 年度末
破綻先債権額	(A)	10,277	12,006
延滞債権額	(B)	133,773	131,787
3 カ月以上延滞債権額	(C)	38,489	39,328
小計（延滞債権額）	(D) = (A) + (B) + (C)	182,540	183,121
比率	(D) / (G) × 100	3.0	2.9
貸出条件緩和債権額	(E)	200,253	221,098
合計	(F) = (D) + (E)	382,793	404,220
比率	(F) / (G) × 100	6.3	6.4
総貸付残高	(G)	6,047,961	6,305,641

- (注) 1. 平成 20 年度より、民間金融機関に準じて返還猶予債権をリスク管理債権に含めています。
2. 「貸出条件緩和債権額」は、独立行政法人日本学生支援機構法第 15 条第 2 項の規定により、国の教育施策の一環として、災害、傷病、生活保護及び経済困難等を理由に返還期限を猶予している債権です。
- なお、返還期限を猶予している債権には、上記のほか、本人が学校に在学している等の理由により返還期限を猶予している在学中等猶予債権が平成 27 年度末で 415,852 百万円（第一種 109,379 百万円、第二種 306,473 百万円）あります。
3. 金額はそれぞれ切り捨てているため、合計欄は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。
4. 平成 20 年度決算より、破産、個人再生等、法的形式的に破綻の事実が発生している者の債権を、破綻先債権として区分し、計上することとしました。

(参考)

- ・破綻先債権額 (A) : 破産、個人再生等、法的形式的に破綻の事実が発生している者の債権残高
- ・延滞債権額 (B) : 延滞 6 月以上の債権で、破綻先債権を除いた債権残高
- ・3 カ月以上延滞債権額 (C) : 弁済期限を 3 月経過して延滞となっている債権残高で、破綻先債権額 (A) 及び延滞債権額 (B) に該当しないもの

リスク管理債権については、これまで述べましたように、奨学金の回収率向上に向けた諸施策を講じているところですが、事業規模の拡充に伴い無利子貸与の第一種奨学金、有利子貸与の第二種奨学金とともに、今後増加することが見込まれます。

特に有利子貸与においては、平成 11 年 4 月より第二種奨学金（きぼう 21 プラン奨学金）として、基準を満たす希望者全員に対して奨学金を貸与することを目標とし、奨学生が安心して自立した学生生活ができるよう援助するとともに教育の機会均等を図るために、制度の内容、貸与人数ともに抜本的な拡充を行いました。その後、平成 25 年度まで貸与人員等の増加傾向は続き平成 26 年度以降はやや減少傾向に転じていますが、返還者数、要返還額は現在も増加傾向にあるためリスク管理債権も増加する可能性があります。

(3) 貸倒引当金の計上方法について

貸付金の貸倒引当金の計上方法は独立行政法人会計基準に基づき、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

貸倒引当金の計上にあたっては過去の回収実績をもとに算出していますが、中期計画の回収目標を達成すべく回収率の向上を図っているところであります。

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

平成27年度末に大分国際交流会館を譲渡し、譲渡収入については、譲渡に要した費用を除き国庫納付しております。

また、平成28年6月30日に、福岡国際交流会館の譲渡を行っております。

2 主要な設備の状況

平成27年度末における主要な設備は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	所在地	内容	土地		建物	動産	合計
			面積	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額
独立行政法人 日本学生支援機構	横浜市 緑区等	庁舎・ 宿舎等	29,582.44 m ²	10,934	24,684	2,528	38,146

3 設備の新設、除却等の計画

平成27年度末において計画中である主要な設備の新設及び除却等はありません。

第4 法人の状況

1 資本金の状況

本機構の資本金は、平成28年8月26日現在、1億円です。

2 役員の状況

役員の定数は機構法第7条の規定により、理事長1人、理事4人以内及び監事2人を置くとされております。

平成28年8月26日現在の役員は、次のとおりです。

役職	氏名	任期	経歴
理事長	遠藤 勝裕	平成28年4月1日～平成31年3月31日	昭和43年4月 日本銀行入行 平成2年11月 青森支店長 平成4年11月 考査役 平成6年5月 神戸支店長 平成8年3月 電算情報局長 平成10年2月 日本証券代行株式会社取締役副社長 平成12年2月 取締役社長 平成18年6月 取締役相談役 平成22年6月 ときわ総合サービス株式会社取締役社長 平成23年7月 本機構理事長 平成24年4月 再任 平成28年4月 再任
理事長代理 理事	高橋 宏治	平成28年4月1日～平成30年3月31日	平成3年4月 文部省採用 平成23年9月 高等教育局国立大学法人支援課企画官 平成24年8月 内閣参事官（内閣官房副長官補付） 平成26年2月 文化庁文化財部記念物課長 平成27年8月 本機構理事長代理・理事（役員出向） 平成28年4月 再任
理事	米川 英樹	平成28年4月1日～平成30年3月31日	昭和52年4月 大阪大学人間科学部助手 昭和55年4月 大阪教育大学教育学部講師 昭和60年4月 大阪教育大学教育学部助教授 平成10年4月 大阪教育大学教育学部教授 平成16年4月 国立大学法人大阪教育大学留学生センター長（兼任） 平成20年4月 国立大学法人大阪教育大学附属学校部長（兼任） 平成24年3月 国立大学法人大阪教育大学退職 平成24年4月 本機構理事 平成26年4月 再任 平成28年4月 再任
理事	大木 高仁	平成28年4月1日～平成30年3月31日	昭和58年4月 文部省採用 平成24年1月 文化庁文化部長 平成25年4月 文部科学省大臣官房審議官（生涯学習政策局担当） 平成26年2月 大阪大学理事 平成28年4月 本機構理事（役員出向）
理事	吉田 真	平成28年4月1日～平成30年3月31日	昭和54年7月 日本育英会採用 平成22年8月 日本学生支援機構債権管理部長 平成24年4月 日本学生支援機構総務部長 平成28年4月 本機構理事
監事	澤木 公義	平成28年4月1日～平成30事業年度の財務諸表承認日	昭和60年4月 学校法人駿河台大学設立準備室採用 平成5年1月 駿河台大学図書館司書長 平成10年12月 学校法人文化学園採用 平成14年4月 文化学園秘書室長 平成26年4月 本機構監事 平成28年4月 再任
監事(非常勤)	小川 千恵子	平成28年4月1日～平成30事業年度の財務諸表承認日	平成3年10月 センチュリー監査法人採用 平成13年4月 新日本監査法人さいたま事務所採用 平成18年2月 監査法人日本橋事務所採用 平成22年7月 リソース・グローバル・プロフェッショナルズ採用 平成26年3月 小川会計事務所開業 平成26年4月 本機構監事 平成28年4月 再任

3 コーポレートガバナンスの状況

(1) 法による規制

① 主務大臣等

本機構の主務大臣は、機構法第 26 条により文部科学大臣とされており、通則法第 20 条により、文部科学大臣は、本機構の理事長及び監事を任命し、通則法第 23 条により解任することができるとされています。また本機構は、業務方法書の作成及び変更、長期借入や債券発行の際には、文部科学大臣の認可を受けることとされています（通則法第 28 条、機構法第 19 条）。

② 会計監査人の監査等

本機構は通則法第 39 条により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、文部科学大臣が選任する会計監査人の監査を受けなければならないとされています。また、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています（通則法第 38 条）。

③ 会計検査院の検査

本機構に対しては会計検査院法に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。

当該検査の観点は以下のとおりです。

- ・ 決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。（正確性）
- ・ 会計処理が予算や法令などに従って適正に処理されているか。（合規性）
- ・ 事務・事業が経済的、効率的に実施されているか。（経済性、効率性）
- ・ 事業が所期の目的を達成しているか、また効果をあげているか。（有効性）

(2) 外部評価体制

独立行政法人の評価は、主務大臣の下での政策の PDCA サイクルを強化する観点から、主務大臣が行うこととされており、従って、本機構の業務実績に関する評価は文部科学大臣により行われます。

文部科学大臣による評価は、通則法第 32 条に基づき、以下の事項について行われ、その結果が本機構に通知されます。

- ・ 中期目標期間の初年度から第 3 年度：当該事業年度の業務の実績
- ・ 中期目標期間最終年度の前年度：当該事業年度における業務実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる業務の実績
- ・ 中期目標期間最終年度：当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

また、総務省には、評価制度や評価の実施に関する重要事項について第三者的な立場から調査審議する機関として、内閣総理大臣が任命した外部有識者で構成される独立行政法人評価制度委員会が設置されています。

文部科学大臣は、中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績の評価の結果を、独立行政法人評価制度委員会に通知しなければならず、独立行政法人評価制度委員会は、必要があると認めるときは、文部科学大臣に意見を述べなければならないとされています。

(3) 内部管理体制

(役員会の運営・業務執行体制)

理事長のリーダーシップの下、機動的な組織運営・事業実施ができるよう権限を理事長に集中させるとともに、外部有識者で構成され、理事長に助言を行う運営評議会、政策企画立案関係事務を分掌する政策企画部を設置するなど理事長の補佐体制についても整備しています。また、理事会とは別に、理事長及び理事等役員で構成し、加えて職員幹部が出席する経営管理会議を定期的に開催して重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組に関する検討・審議を行うなど、本機構の業務の適正な管理、効率的・効果的な運営を図っています。

(監事監査)

本機構の業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的とし、本機構に監事 2 人を置いています（機構法第 7 条）。監事は、「監事監査要綱」に基づき、個々の処理の不適正・非効率を指摘するに止まらず、これらの生ずる原因・理由等の探求及び防止の方策についても配慮し、会計監査人・内部監査等と連携し本機構の業務の監査を行っています。

(内部評価制度)

通則法第 32 条により、各独立行政法人は、上記(2)で述べた大臣による評価を受けるにあたっては、各事業年度の終了後 3 月以内に、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされています。本機構は、この自己評価を厳格かつ客観的に行うために、外部有識者により構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会を設置し、業務実績及びそれに関する本機構の自己評価案について意見を聴取しています。この評価委員会の意見を踏まえ、理事会の審議を経て、理事長が自己評価を決定し、その結果を「業務実績等報告書」としてとりまとめ、文部科学大臣に提出するとともに、ホームページにおいて公表しています。

(組織運営規程)

本機構では、中期目標や中期計画を実現するための組織体制の構築に取り組んでいます。その具体的な内容は、本機構の組織運営規程に規定されていますが、主な内容は以下のとおりです。

① 組織編成及び運営の基本方針の明確化

- ・ 組織編成及び運営の見直し（組織運営規程第 2 条第 1 項）

組織に期待される学生支援の方策は、学生の修学環境等の変化に応じて異なるとともに、各支援策を相互に連携・補完させ、本機構の支援策全体により修学環境を改善することが求められています。このような状況を踏まえ、本機構の組織編成及び運営は、内外の社会経済情勢等に対応して、組織が機構全体としてその目的を実現していくよう各組織相互の連携調整と全体の統括を確保しつつ、効率的、効果的なものになるよう、常に見直していくこととしています。

- ・ 外部の知見等の活用（同第 2 条第 2 項）

本機構の組織編成及び運営の実施に当たっては、外部有識者等の知見を有効に活用することとしています。

② 運営評議会の設置（同第 5 条）

理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について審議を行うため、学識経験者等で構成する運営評議会を設置し、理事長に助言しています。

（コンプライアンス体制）

本機構では、社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、平成 18 年 10 月に「コンプライアンスの推進に関する規程」を制定するとともに、「コンプライアンス推進委員会」を設置して、年度ごとにコンプライアンス推進に関する具体的な取組の計画をまとめ、コンプライアンス・プログラムを策定するなど、コンプライアンスの推進を図っています。

（リスク管理体制）

本機構では、目標の達成及び業務の適正確保を図るため、リスク管理全般に必要な事項を定めた「リスク管理規程」を制定するとともに、「リスク管理委員会」を設置し、目標の達成を阻害する可能性を有する要因（リスク）を的確に把握し、その発生可能性の低減化、又は発生した場合の損失・被害の最小化を図るための措置を行うこととしています。

（情報公開と個人情報保護）

本機構では、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、「情報の公開に関する規程」及び「個人情報保護規程」を制定するとともに、情報の公開の適正な実施の確保及び本機構が保有する個人情報の適切な管理を図るために「情報公開・個人情報保護委員会」を設置しています。

(内部監査)

本機構の業務運営の実情を調査し、その効果的かつ効率的執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的として、内部監査のシステムを設けています。内部監査は、理事長が組織の内部統制を期すために行うものであり、「内部監査規程」に基づき、監査室に所属する職員が監査員となり、理事長が作成する監査計画により実施します。理事長は、監査員の結果報告に基づき、改善を必要とする事項があると認める場合は、業務又は会計経理に関し必要な措置を講ずるものとしています。

(4) 評価

文部科学大臣による本機構の平成 27 年度の業務実績に関する評価は今後決定され公表されます。

第5 経理の状況

1 財務諸表等

本機構は、通則法第38条第1項及び第2項により、毎事業年度の終了後3月以内に監事による監査報告及び会計監査人による会計監査報告を付した財務諸表を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。また同条第3項により、文部科学大臣の承認を受けたときは、遅延なく、財務諸表を官報に公告しなければならないとされています。

平成27年度決算財務諸表につきましては、平成28年7月7日付で文部科学大臣の承認を受け、官報の公告に向けた手続きを進めているところです。

なお、将来の国民負担に関するデイスクリージャーを一層進めるとの観点から、財政投融资を活用している事業に関し、一定の前提条件（金利、事業規模など）を設定し、将来にわたる資金収支（キャッシュフロー）等を推計することで、国（一般会計等）から投入される補助金等の額を試算するものとして、政策コスト分析が公表されております。

本機構の政策コスト分析については、奨学金貸与事業のうち有利子貸与事業が対象となっております。詳細につきましては、下記の財務省ホームページをご参照ください。

財務省ホームページ

< http://www.mof.go.jp/filp/summary/policy_cost_analysis/index.htm >

【平成 27 年度】

(目次)	頁
(1) 財務諸表	93
① 貸借対照表	93
② 損益計算書	95
③ キャッシュ・フロー計算書	97
④ 行政サービス実施コスト計算書	98
⑤ 利益の処分に関する書類	99
⑥ 重要な会計方針等	100
⑦ 附属明細書	108
(2) 監事による監査報告	115
(3) 独立監査人の監査報告書	128

(1) 財務諸表
①貸借対照表(平成28年3月31日現在)

(単位:円)

区分	金額
資産の部	
I 流動資産	
現金及び預金	151,904,195,679
貸付金	
第一種学資金	2,579,160,557,420
第二種学資金	6,259,046,658,231
貸倒引当金	<u>△ 86,689,467,900</u>
有価証券	8,751,517,747,751
前払金	30,999,837,528
前払費用	9,410,111
未収収益	702,268
貸倒引当金	934,181,883
未収金	<u>△ 8,469,095</u> 925,712,788
流動資産合計	<u>885,690,867</u> 8,936,243,296,992
II 固定資産	
1. 有形固定資産	
建物	37,111,659,143
減価償却累計額	<u>△ 12,427,672,189</u> 24,683,986,954
構築物	77,637,195
減価償却累計額	<u>△ 43,539,446</u> 34,097,749
車両運搬具	6,890,809
減価償却累計額	<u>△ 6,201,729</u> 689,080
工具器具備品	3,596,865,623
減価償却累計額	<u>△ 1,159,919,735</u> 2,436,945,888
土地	10,933,516,060
建設仮勘定	56,296,000
有形固定資産合計	<u>38,145,531,731</u>
2. 無形固定資産	
借地権	5,450,587,495
ソフトウェア	1,927,737,688
電話加入権	<u>5,395,000</u>
無形固定資産合計	<u>7,383,720,183</u>
3. 投資その他の資産	
投資有価証券	15,669,421,595
破産再生更生債権等	85,039,558,010
貸倒引当金	<u>△ 84,760,928,263</u> 278,629,747
未収財源措置予定額	121,929,384,130
差入保証金	27,438,844
投資その他の資産合計	<u>137,904,874,316</u> 183,434,126,230
固定資産合計	
資産合計	9,119,677,423,222

区分	金額
負債の部	
I 流動負債	
運営費交付金債務	1, 738, 958, 460
預り補助金等	3, 137, 641, 409
預り寄附金	2, 837, 619, 000
一年以内償還予定日本学生支援債券	180, 000, 000, 000
一年以内返済予定長期借入金	850, 214, 000, 000
未払金	2, 232, 061, 773
国庫納付未払金	71, 163, 281
未払消費税等	20, 375, 700
リース債務	647, 191, 962
未払費用	7, 101, 938, 043
前受金	390, 837, 750
預り金	315, 346, 712
仮受金	110, 541, 447
流動負債合計	1, 048, 817, 675, 537
II 固定負債	
資産見返負債	
資産見返運営費交付金	2, 669, 083, 889
資産見返施設費	1, 927, 854
資産見返補助金等	288, 489, 982
資産見返寄附金	11, 511, 464
建設仮勘定見返運営費交付金	56, 296, 000
長期預り寄附金	3, 027, 309, 189
日本学生支援債券	2, 229, 090, 946
長期借入金	170, 000, 000, 000
長期預り保証金	7, 827, 065, 545, 991
長期リース債務	69, 915, 816
固定負債合計	1, 501, 781, 498
負債合計	8, 003, 893, 643, 440
純資産の部	
I 資本金	
政府出資金	100, 000, 000
資本金合計	100, 000, 000
II 資本剰余金	
資本剰余金	△ 9, 560, 217, 547
損益外減価償却累計額	△ 13, 117, 451, 828
民間出えん金	58, 745, 446, 994
資本剰余金合計	36, 067, 777, 619
III 利益剰余金	
前中期目標期間繰越積立金	18, 030, 006, 644
積立金	5, 406, 100, 675
当期末処分利益 (うち当期総利益)	7, 362, 219, 307 (7, 362, 219, 307)
利益剰余金合計	30, 798, 326, 626
純資産合計	66, 966, 104, 245
負債・純資産合計	9, 119, 677, 423, 222

貸借対照表注記

- (1) 「貸付金」は、独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項に基づく奨学金貸与事業の貸付金を示しております。
- (2) 運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額 10, 516, 322, 000 円
- (3) 運営費交付金から充当されるべき賞与引当金の見積額 272, 156, 906 円

②損益計算書(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位:円)

区分	金額
経常費用	
業務費	
学資金貸与業務費	80,915,663,624
留学生学資金支給業務費	13,093,780,616
留学生寄宿舎運営業務費	894,238,031
留学試験業務費	495,558,420
日本語予備教育業務費	675,691,530
留学生交流推進業務費	745,250,453
研修・情報提供業務費	221,202,529
修学環境等調査研究業務費	124,149,487
	<u>97,165,534,690</u>
一般管理費	2,264,466,012
	<u>99,430,000,702</u>
経常費用合計	
経常収益	
運営費交付金収益	11,045,924,411
学資金利息	38,654,279,850
延滞金収入	3,873,242,051
留学生宿舎収入	661,319,284
日本語学校収入	309,046,908
日本留学試験検定料収入	393,756,039
その他事業収入	293,601,191
受託収入	5,110,710
補助金等収益	
国庫補助金収益	8,360,655,867
政府補給金収益	<u>5,846,716,138</u>
財源措置予定額収益	14,207,372,005
寄附金収益	31,423,840,733
資産見返負債戻入	1,390,572,864
資産見返運営費交付金戻入	551,380,993
資産見返施設費戻入	796,680
資産見返補助金等戻入	265,970,866
資産見返寄附金戻入	<u>1,537,326</u>
	819,685,865
財務収益	
受取利息	45,390,980
有価証券利息	<u>246,340,547</u>
	291,731,527
経常収益合計	<u>103,369,483,438</u>
経常利益	3,939,482,736
臨時損失	
固定資産売却損	25,027,140
固定資産除却損	2,184,774
国庫納付金	<u>637,658</u>
	27,849,572
臨時利益	
貸倒引当金戻入益	3,422,736,571
資産見返運営費交付金戻入	<u>27,849,572</u>
	3,450,586,143
当期純利益	<u>7,362,219,307</u>
当期総利益	7,362,219,307

損益計算書注記

1. 事業費内訳（主なもの）

(単位:円)

区分	金額	区分	金額
学資金貸与業務費			留学生学資金支給業務費
支払利息	36,558,342,047	奨学金	12,214,037,000
返還免除損	35,806,900,415	人件費	232,402,715
人件費	2,081,926,792	減価償却費	6,991,790
減価償却費	1,077,111,086	その他	640,349,111
その他	5,391,383,284		
計	80,915,663,624	計	13,093,780,616
留学生寄宿舎運営業務費			留学試験業務費
業務委託費	252,010,264	業務委託費	210,451,213
会館運営業務委託費	188,108,090	人件費	71,135,738
支援金	164,189,716	諸謝金	53,572,500
光熱水料	101,740,246	支払賃金	46,389,557
維持修繕費	60,890,893	通信運搬費	41,343,757
人件費	41,133,799	支払賃借料	37,949,475
減価償却費	30,832,432	減価償却費	3,562,472
その他	55,332,591	その他	31,153,708
計	894,238,031	計	495,558,420
日本語予備教育業務費			留学生交流推進業務費
人件費	358,317,894	人件費	193,944,520
支払賃金	144,800,318	往復渡航費	163,960,750
業務委託費	48,684,658	業務委託費	111,597,671
減価償却費	39,100,817	旅費	92,789,852
その他	84,787,843	支払賃金	52,173,088
計	675,691,530	減価償却費	2,314,102
		その他	128,470,470
		計	745,250,453
研修・情報提供業務費			修学環境等調査研究業務費
人件費	168,240,700	人件費	85,692,355
減価償却費	2,131,049	支払賃金	12,053,590
その他	50,830,780	業務委託費	10,653,063
計	221,202,529	減価償却費	839,749
		その他	14,910,730
		計	124,149,487
一般管理費			
人件費	1,143,363,520		
土地建物借料	479,894,989		
公租公課	245,075,191		
減価償却費	74,029,318		
その他	322,102,994		
計	2,264,466,012		

2. ファイナンス・リースに係る取引

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、94,598円であり、当該影響額を除いた当期総利益は7,362,124,709円であります。

③キャッシュ・フロー計算書(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

区分	金額 (単位:円)
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 4,356,548,047
学資金の貸付による支出	△ 1,063,797,773,500
短期借入金の返済による支出	△ 5,567,800,000,000
債券の償還による支出	△ 180,000,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 823,445,000,000
借入利息の支払額	△ 36,181,701,351
債券利息の支払額	△ 559,122,537
その他の業務支出	△ 21,190,390,184
運営費交付金収入	12,868,615,000
学資金の回収による収入	708,349,551,800
短期借入れによる収入	5,567,800,000,000
債券の発行による収入	119,832,183,899
長期借入れによる収入	1,226,461,626,000
学資金利息の受取額	38,678,016,650
延滞金収入	3,873,242,051
留学生宿舎収入	653,258,521
日本語学校収入	353,718,184
日本留学試験検定料収入	434,848,565
その他の事業収入	499,140,429
国庫補助金収入	15,197,926,000
国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 996,033,380
政府補給金収入	1,024,142,000
寄附金収入	2,109,875,278
小計	△ 190,424,622
その他利息の受取額	285,370,403
その他利息の支払額	△ 45,478
業務活動によるキャッシュ・フロー	94,900,303
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 30,000,000,000
有価証券の償還による収入	62,000,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 88,499,371
有形固定資産の売却による収入	76,765,441
無形固定資産の取得による支出	△ 1,086,531,640
差入保証金の返還による収入	531,061
投資活動によるキャッシュ・フロー	30,902,265,491
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 418,019,010
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 418,019,010
IV 資金に係る換算差額	—
V 資金増加額	30,579,146,784
VII 資金期末残高	121,325,048,895
VII 資金期末残高	151,904,195,679

キャッシュ・フロー計算書注記

(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	151,904,195,679 円
資金期末残高	151,904,195,679 円

(2) 重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得	1,291,615,274 円
学資金免除	35,806,900,415 円
一般会計からの借入金免除	29,019,041,354 円
特別会計からの借入金免除	305,446,000 円
計	66,423,003,043 円

単位:円

I 業務費用

損益計算書上の費用

学資金貸与業務費	80,915,663,624
留学生学資金支給業務費	13,093,780,616
留学生寄宿舎運営業務費	894,238,031
留学試験業務費	495,558,420
日本語予備教育業務費	675,691,530
留学生交流推進業務費	745,250,453
研修・情報提供業務費	221,202,529
修学環境等調査研究業務費	124,149,487
一般管理費	2,264,466,012
臨時損失	27,849,572
	<u>99,457,850,274</u>

(控除)

学資金利息	△ 38,654,279,850
延滞金収入	△ 3,873,242,051
留学生宿舎収入	△ 661,319,284
日本語学校収入	△ 309,046,908
日本留学試験検定料収入	△ 393,756,039
その他事業収入	△ 293,601,191
受託収入	△ 5,110,710
寄附金収益	△ 1,390,572,864
資産見返寄附金戻入	△ 1,537,326
財務収益	△ 291,731,527
臨時利益	△ 3,450,586,143
	<u>△ 49,324,783,893</u>

業務費用合計

50,133,066,381

II 損益外減価償却相当額

1,073,384,082

損益外減損損失相当額

0

III 損益外除売却差額相当額

2,408,603,422

IV 引当外賞与見積額

6,228,584

V 引当外退職給付増加見積額

15,428,000

VI 機会費用

国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用
無利子融資取引の機会費用

977,820,182

3,033,835,7944,011,655,976

VII (控除) 国庫納付額

△ 637,658

VIII 行政サービス実施コスト

57,647,728,787

行政サービス実施コスト計算書注記

引当外退職給付増加のうち、国等からの出向職員に係るものが16,768,052円含まれており、国家公務員退職手当法に基づき期末在職出向職員に係る自己都合要支給額の当年度増加額を計上しております。

⑤利益の処分に関する書類

(単位:円)

区分	金額
I 当期末処分利益	7,362,219,307
当期総利益	7,362,219,307
II 利益処分額	7,362,219,307
積立金	7,362,219,307

⑥重要な会計方針等

I 重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成 27 年 1 月 27 日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関する Q & A」（平成 28 年 2 月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第 43（注解 39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第 8 条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

また、「独立行政法人会計基準」第 81（注解 60、注解 61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第 81（注解 60）を適用しております。

1. 運営費交付金収益の計上基準

収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、改訂前の「独立行政法人会計基準」第 81（注解 60）に基づき期間進行基準を採用しております。また、業務システム開発業務、財産譲渡業務及び施設整備業務については、業務達成基準を適用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 1～53 年

構築物 1～30 年

工具器具備品 1～23 年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第 87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、所有権移転外リースは残存価額を零、所有権移転リースは貸手の購入価額の 10% を残存価額とする定額法によっております。

3. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額について財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上してお

りません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

(会計方針の変更)

改訂後の独立行政法人会計基準等を当事業年度より適用し、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額の算定にあたっての退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法については期間定額基準を継続適用し、割引率の決定方法については職員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

この結果、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、行政サービス実施コストが253,854,469円増加しております。

(追加情報)

当法人が加入する文教関係団体厚生年金基金の代行部分について、平成27年11月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

平成27年3月末日現在において測定された返還相当額（最低準備金）は4,839,416,488円であり、当返還相当額（最低責任準備金）の支払が当事業年度末に行われたと仮定して「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）第46項を適用した場合に生じる行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額（控除見込額）は15,428,000円であります。

また、これに伴い「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第63号）附則第10条に基づき、最低責任準備金の一部を国に前納（2,504,015,850円）しておりますが、当該前納額は年金資産に含めております。

4. 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の有価証券

償却原価法（定額法）

6. 未収財源措置予定額の計上基準

（1）第一種学資金の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第一種学資金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第22条及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令第19条の規定に基づき、後年度に一般会計から借入金が償還免除されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

（2）第二種学資金の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第二種学資金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第23条の規定及び

中期計画に計上されている第二種学資金返還免除補填金により財源措置されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

(3) 第二種学資金に係る財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の利息補てんに係る未収財源措置予定額

第二種学資金に係る受取利息と財源である財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の支払利息の差額については、独立行政法人日本学生支援機構法第23条の規定及び中期計画に計上されている政府補給金により財源措置されることが明らかであることから、当該事業年度末における未収利息と未払利息の差額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

(4) 法人化後新たに生じた学資金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額

法人化後新たに生じた学資金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第23条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、「債権管理規程」及び「中期目標」に基づき適正に債権管理した結果生じた部分について財源措置されることが明らかであることから、回収目標率に基づき算出される予想貸倒引当金相当額を上限として当該学資金に係る貸倒引当金繰入額から受取利息等を控除した額を未収財源措置予定額として計上しております。

(5) 旧日本育英会から承継した学資金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額

旧日本育英会から承継した学資金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令附則第3条の規定により文部科学大臣が決定した額（17,519,277,701円）から毎期補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

(6) 貸倒引当金見積方法の変更により追加で計上される旧債権の貸倒引当金繰入額に係る未収財源措置予定額

「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則（平成21年3月16日）」の制定に伴い、追加で計上される旧債権に係る貸倒引当金繰入額に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第23条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、平成20年度決算の損失処理において第二期中期目標期間に繰越がなされる金額及び国庫納付がなされる金額を控除した積立金残額では当期総損失を処理できないものと計算される額（22,173,611,784円）について財源措置されることが明らかであることから、同額を未収財源措置予定額として計上しております。

7. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地価や賃借料を参考に計算しております。

(2) 無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に利用した利率

当事業年度に行った通常の資金調達に係る約定利率の加重平均値 0.116%で計算しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

II 重要な債務負担行為

該当ありません。

III 重要な後発事象

該当ありません。

IV 減損会計関係注記

1. 使用しないという決定を行った固定資産

(1) 留学生宿舎

① 使用しないという決定を行った固定資産の概要

用 途	資産名称	種 類	場 所
留学生宿舎	札幌国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	北海道札幌市豊平区豊平6条
留学生宿舎	金沢国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	石川県金沢市もりの里
留学生宿舎	福岡国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	福岡県福岡市博多区店屋町

② 使用しなくなる日

・札幌国際交流会館、金沢国際交流会館

譲渡・廃止の時期は、今後譲渡交渉を進める中で決まっていくこととなります。

・福岡国際交流会館

平成 28 年 6 月 30 日

③ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」(平成22年12月 7 日閣議決定)において、当機構において講ずべき措置として、留学生宿舎については「大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに機構の事業としては廃止すること」とされました。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)において、「現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用も含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成 26 年夏までに結論を得る」とされたことを受けて、平成 26 年 8 月に「留学生 30 万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方検討会有識者会議」の議論を踏まえ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) 平成 26 年度フォローアップ結果」(平成 26 年 8 月 29 日内閣官房行政改革推進本部事務局) の中で、東京国際交流館および兵庫国際交流会館については、「機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する」、札幌・金沢・福岡・大分各国際交流会館については、「これまでどおり地方公共団体や大学等との売却交渉を進める」とされました。

このことを受けて、当機構では、大分各国際交流会館については平成 28 年 3 月に売却を行いました。また、福岡国際交流会館については、平成 28 年 6 月に売却を行う予定となりました。なお、札幌及び金沢の各国際交流会館については使用しないという決定に変更はなく、譲

渡に向けて引き続き業務を進めているところであります。

④ 使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

福岡国際交流会館の帳簿価額、回収可能サービス価額及び売却に伴う損失見込額については、以下のとおりとなります。

また、札幌及び金沢の留学生宿舎（当事業年度末帳簿価額：建物等1,058,627,413円）については、譲渡・廃止の時期が個別に決定するまでは回収可能サービス価額及び減損額の見込額を算出することができません。

(単位：円)

資産名称	帳簿価額	回収可能 サービス価額	売却に伴う 損失見込額
福岡国際交流会館	394,992,763	6,193,400	388,799,363

※帳簿価額は平成28年6月30日の見込帳簿価額を記載しております。

※回収可能サービス価額は、正味売却価額を掲記しております。

(2) 職員宿舎

① 使用しないという決定を行った固定資産の概要

用 途	資産名称	種 類	場 所
職員宿舎	百合ヶ丘第1宿舎	建物等	神奈川県川崎市麻生区東百合丘

② 使用しなくなる日

平成 29 年 3 月 31 日

③ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

建物・設備等の老朽化が著しく、修繕費用等の一層の増大が見込まれること及び「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成 24 年 4 月 3 日行政改革実行本部決定)で示された廃止方針等の趣旨及び当該見直し計画において「実施計画に基づく措置は、(中略) 今後 5 年以内を目指す」とされていることを踏まえ、平成 29 年 3 月に閉鎖することとしました。

④ 使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

(単位：円)

資産名称	帳簿価額	回収可能 サービス価額	減損額の見込額
百合ヶ丘第1宿舎	13,868,117	0	13,868,117

※ 帳簿価額は平成 29 年 3 月 31 日の見込帳簿価額を記載しております。

※ 回収可能サービス価額は、正味売却価額を掲記しております。

V 金融商品の時価等の開示に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、奨学金貸与事業を実施しております。この業務を実施するため、一般会計借入金、財政融資資金、金融機関からの借入及び財投機関債の発行により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当法人が保有する金融資産は、個人に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は国債、地方債及び譲渡性預金であり、満期保有目的で保有しております。

借入金及び財投機関債は、市場の混乱等により、当法人の資金調達が困難となる等の流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当法人は、当法人の奨学規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金について、信用情報管理、問題債権への対応など債権管理に関する体制を整備し運用しております。これらの債権管理は、奨学金事業部門により行われ、また、定期的に経営管理会議やリスク管理委員会等を開催し、審議・報告を行っております。

② 金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当法人は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	151,904	151,904	—
(2) 貸付金及び破産再生更生債権等 貸倒引当金	8,923,247 △171,450 8,751,796	8,957,425	205,628
(3) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的 債券 譲渡性預金	46,669 46,669 16,669 30,000	47,433 47,433 17,433 30,000	764 764 764 —
(4) 日本学生支援債券	(350,000)	(350,216)	(216)
(5) 長期借入金	(8,677,280)	(8,552,094)	(△125,185)

(注) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 貸付金

貸付金及び破産再生更生債権等の種類に基づく区分ごとに、無利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、有利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は業界団体が公表している価格によっております。また、譲渡預金は短期間で満期となるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 日本学生支援債券

当法人の発行する日本学生支援債券の時価は、業界団体が公表している価格によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、無利息である一般会計借入金及び特別会計借入金については、法令上の国からの償還免除相当額を見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、財政融資資金及び金融機関からの借入については、主として元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

VI 賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

VII 不要財産の国庫納付に関する注記

平成 28 年度に不要財産としての国庫納付等を行うもの

不要財産としての譲渡を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

①	資産種類		建物、構築物、工具器具備品	
②	資産名称		大分国際交流会館	
③	帳簿価額	(1) 取得価額	3,175,721,021 円	
		(2) 減価償却	672,316,740 円	
		(3) 帳簿価額	2,503,404,281 円	
④	不要財産となった理由		「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、留学生宿舎については「大学・民間等への売却を進め、平成 23 年度末までに機構の事業としては廃止する」とされた。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) 平成 26 年度フォローアップ結果」(平成 26 年 8 月 29 日内閣官房行政改革	

		推進本部事務局) の中で、札幌・金沢・福岡・大分各国際交流会館については「これまでどおり地方公共団体や大学等との 売却交渉を進める」とされた。	
(5)	国庫納付等の方法	現金	
(6)	譲渡収入の額	76,765,441 円	
(7)	控除費用	5,602,160 円	
(8)	国庫納付等の額 納付年月日	(1)国庫納付額	71,163,281 円
		納付年月日	平成 28 年 4 月 15 日
		(2)地方公共団体への払戻額	—
		納付年月日	—
		(3)その他民間等への払戻額	—
		納付年月日	—
(9)	減資額	—	
(10)	備考	—	

⑦附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第8 7 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第9 1 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）及び減損損失累計額の明細

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要
						当期償却額		当期減損額			
有形固定資産 (償却費損益内)	建物	1,021,472,444	52,851,625	25,308,150	1,049,015,919	316,633,293	82,576,835	0	0	732,382,626	
	構築物	27,504,026	2,555,540	0	30,059,566	8,117,180	1,624,725	0	0	21,942,386	
	車両運搬具	6,890,809	0	0	6,890,809	6,201,729	0	0	0	689,080	
	工具器具備品	2,161,870,488	1,324,929,442	92,249,988	3,394,549,942	984,659,319	472,476,914	0	0	2,409,890,623	
	計	3,217,737,767	1,380,336,607	117,558,138	4,480,516,236	1,315,611,521	556,678,474	0	0	3,164,904,715	
有形固定資産 (償却費損益外)	建物	39,138,859,456	0	3,076,216,232	36,062,643,224	12,111,038,896	1,060,214,818	0	0	23,951,604,328	
	構築物	91,157,298	0	43,579,669	47,577,629	35,422,266	4,051,220	0	0	12,155,363	
	工具器具備品	236,660,571	0	34,344,890	202,315,681	175,260,416	9,118,044	0	0	27,055,265	
	計	39,466,677,325	0	3,154,140,791	36,312,536,534	12,321,721,578	1,073,384,082	0	0	23,990,814,956	
有形固定資産 (非償却資産)	土地	10,933,516,060	0	0	10,933,516,060	0	0	0	0	10,933,516,060	
	建設仮勘定	0	71,448,400	15,152,400	56,296,000	0	0	0	0	56,296,000	
	計	10,933,516,060	71,448,400	15,152,400	10,989,812,060	0	0	0	0	10,989,812,060	
有形固定資産合計	建物	40,160,331,900	52,851,625	3,101,524,382	37,111,659,143	12,427,672,189	1,142,791,653	0	0	24,683,986,954	
	構築物	118,661,324	2,555,540	43,579,669	77,637,195	43,539,446	5,675,945	0	0	34,097,749	
	車両運搬具	6,890,809	0	0	6,890,809	6,201,729	0	0	0	689,080	
	工具器具備品	2,398,531,059	1,324,929,442	126,594,878	3,596,865,623	1,159,919,735	481,594,958	0	0	2,436,945,888	
	土地	10,933,516,060	0	0	10,933,516,060	0	0	0	0	10,933,516,060	
	建設仮勘定	0	71,448,400	15,152,400	56,296,000	0	0	0	0	56,296,000	
	計	53,617,931,152	1,451,785,007	3,286,851,329	51,782,864,830	13,637,333,099	1,630,062,556	0	0	38,145,531,731	
無形固定資産 (償却費損益内)	ソフトウェア	5,012,213,819	1,086,531,640	5,775,000	6,092,970,459	4,165,232,771	680,234,341	0	0	1,927,737,688	
無形固定資産 (償却費損益外)	ソフトウェア	795,730,250	0	0	795,730,250	795,730,250	0	0	0	0	
無形固定資産 (非償却資産)	借地権	5,450,587,495	0	0	5,450,587,495	0	0	0	0	5,450,587,495	
	電話加入権	5,395,000	0	0	5,395,000	0	0	0	0	5,395,000	
	計	5,455,982,495	0	0	5,455,982,495	0	0	0	0	5,455,982,495	
無形固定資産合計	借地権	5,450,587,495	0	0	5,450,587,495	0	0	0	0	5,450,587,495	
	ソフトウェア	5,807,944,069	1,086,531,640	5,775,000	6,885,700,709	4,960,963,021	680,234,341	0	0	1,927,737,688	
	電話加入権	5,395,000	0	0	5,395,000	0	0	0	0	5,395,000	
	計	11,263,926,564	1,086,531,640	5,775,000	12,344,683,204	4,960,963,021	680,234,341	0	0	7,383,720,183	
投資その他の資産	投資有価証券	16,661,049,763	8,209,360	999,837,528	15,669,421,595	0	0	-	-	15,669,421,595	
	破産再生更生債権等	76,973,535,103	8,645,087,431	579,064,524	85,039,558,010	0	0	-	-	85,039,558,010	
	貸倒引当金	△ 76,709,823,434	△ 8,630,169,353	△ 579,064,524	△ 84,760,928,263	0	0	-	-	△ 84,760,928,263	*
	未収財源措置予定額	121,010,686,613	31,423,840,733	30,505,143,216	121,929,384,130	0	0	-	-	121,929,384,130	
	差入保証金	27,128,158	1,539,209	1,228,523	27,438,844	0	0	-	-	27,438,844	
	計	137,962,576,203	31,448,507,380	31,506,209,267	137,904,874,316	0	0	-	-	137,904,874,316	

*当期減少額のうち目的取崩額は579,064,524円であります。

(2) 有価証券の明細

①流动資産として計上された有価証券

(単位:円)						
区分	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘要
満期保有目的	第7回5年福岡市債	998,900,000	1,000,000,000	999,837,528	0	
	譲渡性預金	30,000,000,000	30,000,000,000	30,000,000,000	0	
貸借対照表計上額合計				30,999,837,528		

②投資その他の資産として計上された有価証券

(単位:円)						
区分	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘要
満期保有目的	第40回20年国債	3,681,500,000	3,700,000,000	3,697,628,066	0	
	第297回10年国債	2,990,610,000	3,000,000,000	2,997,338,562	0	
	第305回10年国債	2,485,042,500	2,500,000,000	2,494,252,970	0	
	第310回10年国債	1,575,904,000	1,600,000,000	1,589,212,915	0	
	第312回10年国債	1,982,100,000	2,000,000,000	1,991,275,078	0	
	第1回5年京都府債	499,900,000	500,000,000	499,975,575	0	
	第4回5年静岡県債	499,950,000	500,000,000	499,987,766	0	
	第3回5年千葉県債	499,750,000	500,000,000	499,938,493	0	
	第1回5年福岡市債	499,650,000	500,000,000	499,913,409	0	
	第3回5年埼玉県債	499,750,000	500,000,000	499,938,013	0	
	第2回5年札幌市債	399,840,000	400,000,000	399,960,748	0	
	貸借対照表計上額合計			15,669,421,595		

(3) 貸付金の明細

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額			期末残高	摘要
		新規貸付額	回収額	償却額	返還免除額		
第一種学資金 (うち破産再生更生債権等)	2,556,259,654,092 (38,050,124,511)	315,842,263,500	220,399,166,973	260,312,163	33,836,786,720	2,617,605,651,736 (38,445,094,316)	
第二種学資金 (うち破産再生更生債権等)	6,047,961,552,085 (38,923,410,592)	747,955,510,000	487,987,074,104	318,752,361	1,970,113,695	6,305,641,121,925 (46,594,463,694)	
計 (うち破産再生更生債権等)	8,604,221,206,177 (76,973,535,103)	1,063,797,773,500	708,386,241,077	579,064,524	35,806,900,415	8,923,246,773,661 (85,039,558,010)	

*返還免除の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第15条第3項の規定により当年度に返還を免除したものであります。

(4) 長期借入金の明細

区分	期首残高 (内一年以内返済予定期)	当期増加	当期減少	期末残高 (内一年以内返済予定期)	平均利率(%)	返済期限	摘要
一般会計借入金	2,589,245,501,345 (-)	74,809,489,000	29,019,041,354	2,635,035,948,991 (-)	無利息	平成30年度～平成63年度	*
特別会計借入金	14,030,906,000 (-)	4,524,137,000	305,446,000	18,249,597,000 (-)	無利息	平成59年度～平成63年度	*
財政融資資金借入金	5,337,492,000,000 (460,626,000,000)	779,700,000,000	460,626,000,000	5,656,566,000,000 (482,786,000,000)	0.601	平成28年度～平成47年度	
民間借入金（山梨中央銀行）	5,000,000,000 (5,000,000,000)	0	5,000,000,000	0 (0)	-	平成27年度	
民間借入金（京都銀行）	5,000,000,000 (5,000,000,000)	4,300,000,000	5,000,000,000	4,300,000,000 (4,300,000,000)	0.090	平成28年度	
民間借入金（常陽銀行）	5,500,000,000 (5,500,000,000)	2,100,000,000	5,500,000,000	2,100,000,000 (2,100,000,000)	0.001	平成28年度	
民間借入金（青森銀行）	4,200,000,000 (4,200,000,000)	2,900,000,000	4,200,000,000	2,900,000,000 (2,900,000,000)	0.001	平成28年度	
民間借入金（三井住友銀行）	96,700,000,000 (96,700,000,000)	186,100,000,000	96,700,000,000	186,100,000,000 (186,100,000,000)	0.465	平成28年度	
民間借入金（佐賀銀行）	3,400,000,000 (3,400,000,000)	0	3,400,000,000	0 (0)	-	平成27年度	
民間借入金（岐阜信用金庫）	400,000,000 (400,000,000)	0	400,000,000	0 (0)	-	平成27年度	
民間借入金(島田信用金庫)	3,000,000,000 (3,000,000,000)	2,000,000,000	3,000,000,000	2,000,000,000 (2,000,000,000)	0.095	平成28年度	
民間借入金(農林中央金庫)	132,344,500,000 (132,344,500,000)	66,535,000,000	132,344,500,000	66,535,000,000 (66,535,000,000)	0.001	平成28年度	
民間借入金（十八銀行）	5,000,000,000 (5,000,000,000)	8,600,000,000	5,000,000,000	8,600,000,000 (8,600,000,000)	0.081	平成28年度	
民間借入金（湘南信用金庫）	2,800,000,000 (2,800,000,000)	1,900,000,000	2,800,000,000	1,900,000,000 (1,900,000,000)	0.090	平成28年度	
民間借入金（朝日信用金庫）	10,000,000,000 (10,000,000,000)	0	10,000,000,000	0 (0)	-	平成27年度	
民間借入金（鹿児島銀行）	4,100,000,000 (4,100,000,000)	0	4,100,000,000	0 (0)	-	平成27年度	
民間借入金（北陸銀行）	60,000,000,000 (60,000,000,000)	12,900,000,000	60,000,000,000	12,900,000,000 (12,900,000,000)	0.001	平成28年度	
民間借入金（信金中央金庫）	15,674,500,000 (15,674,500,000)	66,100,000,000	15,674,500,000	66,100,000,000 (66,100,000,000)	0.001	平成28年度	
民間借入金（京都中央信用金庫）	4,700,000,000 (4,700,000,000)	0	4,700,000,000	0 (0)	-	平成27年度	
民間借入金（北洋銀行）	5,000,000,000 (5,000,000,000)	12,793,000,000	5,000,000,000	12,793,000,000 (12,793,000,000)	0.099	平成28年度	
民間借入金（栃木銀行）	0 (0)	1,200,000,000		1,200,000,000 (1,200,000,000)	0.001	平成28年度	
計	8,303,587,407,345 (823,445,000,000)	1,226,461,626,000	852,769,487,354	8,677,279,545,991 (850,214,000,000)			

*減少の理由は、一般会計および特別会計について独立行政法人日本学生支援機構法第22条第2項の規定により償還を免除されたものであります。

(5) 日本学生支援債券の明細

(単位:円)

銘柄	期首残高 (内一年以内償還予定期)	当期増加	当期減少	期末残高 (内一年以内償還予定期)	利率(%)	償還期限	摘要
第二十九回日本学生支援債券	50,000,000,000 (50,000,000,000)	0	50,000,000,000	0	0.156	H27.11.20	
第三十回日本学生支援債券	0	0	0	0	-	H27.2.20	
第三十一回日本学生支援債券	50,000,000,000 (50,000,000,000)	0	50,000,000,000	0	-	H27.6.19	
第三十二回日本学生支援債券	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0	40,000,000,000	0	-	H27.9.18	
第三十三回日本学生支援債券	50,000,000,000	0	0	50,000,000,000 (50,000,000,000)	0.187	H28.11.18	
第三十四回日本学生支援債券	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0	40,000,000,000	0	-	H28.2.19	
第三十五回日本学生支援債券	50,000,000,000	0	0	50,000,000,000	0.152	H29.6.20	
第三十六回日本学生支援債券	50,000,000,000	0	0	50,000,000,000 (50,000,000,000)	0.111	H28.9.20	
第三十七回日本学生支援債券	40,000,000,000	0	0	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0.105	H28.11.18	
第三十八回日本学生支援債券	40,000,000,000	0	0	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0.100	H29.2.20	
第三十九回日本学生支援債券	0	30,000,000,000	0	30,000,000,000	0.100	H29.6.20	
第四十回日本学生支援債券	0	30,000,000,000	0	30,000,000,000	0.100	H29.9.20	
第四十一回日本学生支援債券	0	30,000,000,000	0	30,000,000,000	0.100	H29.11.20	
第四十二回日本学生支援債券	0	30,000,000,000	0	30,000,000,000	0.099	H30.2.20	
計	410,000,000,000 (180,000,000,000)	120,000,000,000	180,000,000,000	350,000,000,000 (180,000,000,000)			

(6) 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位:円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	期首残高	当期増額	期末残高	期首残高	当期増額	期末残高	
第一種学資金	2,556,259,654,092	61,345,997,644	2,617,605,651,736	64,133,488,006	△ 3,838,794,662	60,294,693,344	
一般債権	正常先	2,344,380,658,200	63,643,536,623	2,408,024,194,823	1,092,124,372	△ 167,782,278	924,342,094
	要注意先	52,245,247,347	1,145,791,967	53,391,039,314	984,018,036	△ 145,100,437	888,917,599
	要管理先	79,353,692,216	2,556,887,774	81,910,579,990	1,653,820,467	△ 213,133,128	1,440,687,339
	小計	2,475,979,597,763	67,346,216,364	2,543,325,814,127	3,729,962,875	△ 526,015,843	3,203,947,032
貸倒懸念債権	破綻懸念先	42,229,931,818	△ 6,395,188,525	35,834,743,293	22,410,604,497	△ 3,700,675,452	18,709,929,045
破産再生 更生債権等	実質破綻先	31,394,551,724	392,166,917	31,786,718,641	31,349,348,498	388,303,930	31,737,652,428
	破綻先	6,655,572,787	2,802,888	6,658,375,675	6,643,572,136	△ 407,297	6,643,164,839
	小計	38,050,124,511	394,969,805	38,445,094,316	37,992,920,634	387,896,633	38,380,817,267
	第二種学資金	6,047,961,552,085	257,679,569,840	6,305,641,121,925	111,316,616,191	△ 160,913,372	111,155,702,819
一般債権	正常先	5,461,129,783,845	219,992,902,549	5,681,122,686,394	3,688,459,144	△ 373,810,231	3,314,648,913
	要注意先	200,150,570,720	16,087,595,139	216,238,165,859	4,127,389,199	△ 346,175,947	3,781,213,252
	要管理先	240,761,121,734	22,032,949,376	262,794,071,110	6,975,293,734	△ 641,646,686	6,333,647,048
	小計	5,902,041,476,299	258,113,447,064	6,160,154,923,363	14,791,142,077	△ 1,361,632,864	13,429,509,213
貸倒懸念債権	破綻懸念先	106,996,665,194	△ 8,104,930,326	98,891,734,868	57,808,571,314	△ 6,462,488,704	51,346,082,610
破産再生 更生債権等	実質破綻先	28,795,282,967	6,749,387,549	35,544,670,516	28,628,163,304	6,758,735,265	35,386,898,569
	破綻先	10,128,127,625	921,665,553	11,049,793,178	10,088,739,496	904,472,931	10,993,212,427
	小計	38,923,410,592	7,671,053,102	46,594,463,694	38,716,902,800	7,663,208,196	46,380,110,996
貸付金利息に係る未収益		924,337,275	△ 23,736,800	900,600,475	10,562,156	△ 2,093,061	8,469,095
計	8,605,145,543,452	319,001,830,684	8,924,147,374,136	175,460,666,353	△ 4,001,801,095	171,458,865,258	

*貸倒引当金の見積方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(7) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	政府出資金	100,000,000	0	0	100,000,000
資本剰余金	資本剰余金				
	資本剰余金	△ 461,295,206	0	0	△ 461,295,206
	損益外除売却差額相当額	△ 6,000,607,173	14,700,000	3,113,015,168	△ 9,098,922,341
	計	△ 4,611,902,379	14,700,000	3,113,015,168	△ 9,560,217,547
	損益外減価償却累計額	△ 12,719,079,492	675,011,746	1,073,384,082	△ 13,117,451,828
	民間出えん金	58,801,272,617	5,602,160	61,427,783	58,745,446,994
差引計	39,620,290,746	695,313,906	4,247,827,033	36,067,777,619	

*減少要因は特定債却資産の除売却等によるものであります。

(8) 積立金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通則法第44条第1項積立金	0	5,406,100,675	0	5,406,100,675	前期未処分利益からの積立てにより増加した。
前中期目標期間繰越積立金	18,030,006,644	0	0	18,030,006,644	
計	18,030,006,644	5,406,100,675	0	23,436,107,319	

(9) 運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

(単位:円)

①運営費交付金債務の増減の明細

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計	
平成26年度	879,201,738	-	139,866,113	269,523,149	0	409,389,262	469,812,476
平成27年度	-	12,868,615,000	10,906,058,298	693,410,718	0	11,599,469,016	1,269,145,984

②運営費交付金債務の当期振替額の明細

・平成26年度交付分 (単位:円)

区分	金額	内訳			
		業務達成基準による振替額	期間進行基準による振替額	費用進行基準による振替額	合計
運営費交付金収益	139,866,113	・業務達成基準を採用した業務： (1) 業務システム開発業務、(2) 財産譲渡業務、(3) 施設整備業務 ・当該業務にかかる損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：138,561,590 (1) 111,213,099、(2) 1,374,000、(3) 25,974,491 イ) 自己収入に係る収益計上額：0 ウ) 固定資産の取得額：269,523,149 ・運営費交付金収益化の積算根拠 年度計画に定める当該業務に対して策定した予算のうち、当該業務の進捗状況に対応する交付金の執行額を収益化	-	-	-
資産見返運営費交付金	269,523,149		- (期間進行基準を採用した業務は無い)	-	-
資本剰余金	0				
計	409,389,262				
運営費交付金収益	0				
資産見返運営費交付金	0				
資本剰余金	0				
計	0				
旧会計基準第81第3項による振替額	0				
合計	409,389,262				

平成27年度交付分		(単位:円)
区分	金額	内訳
業務達成基準による振替額	運営費交付金収益 60,965,822	・業務達成基準を採用した業務： （1）業務システム開発業務、（2）財産譲渡業務、（3）施設整備業務 ・当該業務にかかる損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：91,884,747 （1）50,360,085、（2）5,635,340、（3）35,889,322 イ) 自己収入に係る収益計上額：0 ウ) 固定資産の取得額：619,266,456 （1）589,262,040、（2）0、（3）30,004,416
	資産見返運営費交付金 619,266,456	年次計画に定める当該業務に対して策定した予算のうち、当該業務の進捗状況に対応する交付金の執行額を収益化
	資本剰余金 0	
	計 710,232,278	
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益 10,815,092,476	・期間進行基準を採用した業務：上記、業務達成基準を採用した業務以外の全ての業務 ・当該業務にかかる損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：99,199,168,767 （内訳：奨学生貸与事業関係 80,788,106,264 留学生支援事業関係 15,847,939,875 学生生活支援事業関係 345,352,016 法人共通 2,217,770,612 イ) 自己収入に係る収益計上額：0 ウ) 固定資産の取得額：619,266,456 （内訳：延滞金収入 3,873,242,051 留学生宿舎収入 661,319,284 その他 1,025,283,097 ウ) 固定資産の取得額：事業系 64,187,044 管理系 9,957,218
	資産見返運営費交付金 74,144,262	・運営費交付金収益化の積算根拠：期間進行基準を採用していることにより、全額を振替
	資本剰余金 0	
	計 10,889,236,738	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益 0	
	資産見返運営費交付金 0	- (費用進行基準を採用した業務は無い)
	資本剰余金 0	
	計 0	-
旧会計基準第81第3項による振替額	0	-
合計	11,599,469,016	-

(3)運営費交付金債務残高の明細			(単位:円)
交付年度	運営費交付金債務残高	残高の発生理由及び収益化等の計画	
平成26年度	業務達成基準を採用した業務に係る分 469,812,476	(1) 業務システム開発に要する業務経費 : 384,397,516 (2) 施設整備に要する業務経費 : 85,414,960	
	期間進行基準を採用した業務に係る分 0	いずれの業務も当該年度内に事業が完了しなかったことから、計画予算額と支出額の差額を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したものである。翌事業年度以降において、計画どおり実施する見込みであり、今中期計画期間中に収益化を行う予定である。	-
	費用進行基準を採用した業務に係る分 0	- (費用進行基準を採用した業務は無い)	
	計 469,812,476	-	
平成27年度	業務達成基準を採用した業務に係る分 1,269,145,984	(1) 業務システム開発に要する業務経費 : 683,309,484 (2) 財産譲渡に要する業務経費 : 7,855,660 (3) 施設整備に要する業務経費 : 577,982,840	
	期間進行基準を採用した業務に係る分 0	いずれの業務も当該年度内に事業が完了しなかったことから、計画予算額と支出額の差額を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したものである。翌事業年度以降において、計画どおり実施する見込みであり、今中期計画期間中に収益化を行う予定である。	-
	費用進行基準を採用した業務に係る分 0	- (費用進行基準を採用した業務は無い)	
	計 1,269,145,984	-	

(1 0) 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

補助金等の明細					(単位:円)
区分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘要
		預り補助金等	資産見返補助金等	未収財源措置予定期	
一般会計借入金償還免除	29,019,041,354	0	0	29,019,041,354	0
特別会計借入金償還免除	305,446,000	0	0	305,446,000	0
返還免除補填金	764,415,000	0	0	764,415,000	0
回収不能債権補填金	5,238,815,000	0	0	5,238,815,000	0
政府補給金	1,024,142,000	0	0	△ 4,822,574,138	5,846,716,138
留学生交流支援事業費補助金	9,165,716,000	1,123,167,221	0	0	8,042,548,779
大学改革推進等補助金	17,100,000	1,187,102	0	0	15,912,898
奨学金業務システム開発費補助金	569,494,190	0	267,300,000	0	302,194,190
計	46,104,169,544	1,124,354,323	267,300,000	30,505,143,216	14,207,372,005

(1 1) 役員及び職員の給与の明細

区分	報酬または給与		退職手当		(単位:千円、人)
	支給額	支給人員	支給額	支給人員	
役員	(204)	(1)	(-)	(-)	
	98,586	6	6,413	1	
職員	(-)	(-)	(-)	(-)	
	3,337,526	482	305,982	17	
合計	(204)	(1)	(-)	(-)	
	3,436,112	488	312,394	18	

(注)

(1) 役員に対する報酬等の支給基準の概要

役員の給与及び退職手当については、役員給与規程（平成16年規程第2号）及び役員退職手当規程（平成16年規程第3号）に基づき支給しております。

(2) 職員に対する報酬等の支給基準の概要

職員の給与及び退職手当については、職員給与規程（平成16年規程第4号）及び職員退職手当規程（平成16年規程第5号）に基づき支給しております。

(3) 職員・非常勤職員の支給人員は、年間平均支給人員数を記載しております。

(4) 非常勤職員等については、外数にて()で記載しております。

(5) 上記には法定福利費（社会保険料等に關わる事業主負担分に相当する範囲の費用）627,448千円は含めておりません。

(6) 中期計画において5年間の人事費予算を定めており、その範囲は損益計算書と異なっております。中期計画における5年間の人事費予算では、

役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与に相当する範囲の費用を記載しており、損益計算書では、

中期計画における範囲に加え、退職手当及び法定福利費を含めております。

(1 2) 恩賜基金の明細

(単位:円)					
区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
恩賜基金	恩賜金 1,000,000	0	0	1,000,000	現金及び預金
	恩賜金より生じた運用利息 3,118,372	4,204	0	3,122,576	現金及び預金
計	4,118,372	4,204	0	4,122,576	

(注) 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第18条第2項により管理しております。

(単位:円)

	奨学生貸与事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	計
I 事業費用、事業収益及び事業損益					
事業費用					
学資金貸与業務費	80,915,663,624	0	0	0	80,915,663,624
留学生学資金支給業務費	0	13,093,780,616	0	0	13,093,780,616
留学生寄宿舎運営業務費	0	894,238,031	0	0	894,238,031
留学試験業務費	0	495,558,420	0	0	495,558,420
日本語子備教育業務費	0	675,691,530	0	0	675,691,530
留学生交流推進業務費	0	745,250,453	0	0	745,250,453
研修・情報提供業務費	0	0	221,202,529	0	221,202,529
修学環境等調査研究業務費	0	0	124,149,487	0	124,149,487
一般管理費	0	0	0	2,264,466,012	2,264,466,012
計	80,915,663,624	15,904,519,050	345,352,016	2,264,466,012	99,430,000,702
事業収益					
運営費交付金収益	3,780,225,609	4,807,009,313	356,627,960	2,102,061,529	11,045,924,411
学資金利息	38,654,279,850	0	0	0	38,654,279,850
延滞金収入	3,873,242,051	0	0	0	3,873,242,051
留学生宿舎収入	0	661,319,284	0	0	661,319,284
日本語学校収入	0	309,046,908	0	0	309,046,908
日本留学試験検定料収入	0	393,756,039	0	0	393,756,039
その他の事業収入	60,760,887	184,600,047	0	48,240,257	293,601,191
受託収入	0	5,110,710	0	0	5,110,710
補助金等収益	6,148,910,328	8,042,548,779	15,912,898	0	14,207,372,005
財源措置予定額収益	31,423,840,733	0	0	0	31,423,840,733
寄附金収益	58,522,409	1,332,050,455	0	0	1,390,572,864
資産見返負債戻入	677,095,306	70,920,243	2,970,798	68,699,518	819,685,865
財務収益	262,856,772	0	0	28,874,755	291,731,527
計	84,939,733,945	15,806,361,778	375,511,656	2,247,876,059	103,369,483,438
事業損益	4,024,070,321	△ 98,157,272	30,159,640	△ 16,589,953	3,939,482,736
II 臨時損益等					
臨時損失	265,697	25,664,798	1,020,802	898,275	27,849,572
臨時利益	3,423,002,268	25,664,798	1,020,802	898,275	3,450,586,143
当期総損益	7,446,806,892	△ 98,157,272	30,159,640	△ 16,589,953	7,362,219,307
III 行政サービス実施コスト					
業務費用	80,915,929,321	15,930,183,848	346,372,818	2,265,364,287	99,457,850,274
(控除) 自己収入	△ 46,332,664,237	△ 2,913,085,567	△ 1,020,802	△ 78,013,287	△ 49,324,783,893
損益外減価償却相当額	0	816,102,939	241,200	257,039,943	1,073,384,082
損益外除売却差額相当額	21,960	2,408,124,272	318,900	138,290	2,408,603,422
引当外賞与見積額	3,013,090	1,269,261	308,315	1,637,918	6,228,584
引当外退職給付増加見積額	7,463,326	3,143,918	763,686	4,057,070	15,428,000
機会費用	3,033,835,794	0	0	977,820,182	4,011,655,976
(控除) 国庫納付額	0	△ 637,658	0	0	△ 637,658
行政サービス実施コスト	37,627,599,254	16,245,101,013	346,984,117	3,428,044,403	57,647,728,787
IV 総資産					
現金及び預金	141,173,216,286	7,497,748,023	34,785,149	3,198,446,221	151,904,195,679
貸付金	8,751,517,747,751	0	0	0	8,751,517,747,751
貸付金(第一種学資金)	2,579,160,557,420	0	0	0	2,579,160,557,420
貸付金(第二種学資金)	6,259,046,658,231	0	0	0	6,259,046,658,231
貸倒引当金	△ 86,689,467,900	0	0	0	△ 86,689,467,900
有価証券	30,999,837,528	0	0	0	30,999,837,528
その他流動資産	1,702,115,496	101,996,266	575	17,403,697	1,821,516,034
有形固定資産	2,143,003,403	20,674,457,360	7,973,883	15,320,097,085	38,145,531,731
無形固定資産	1,902,941,652	5,470,169,863	587,570	10,021,098	7,383,720,183
投資その他の資産	137,877,435,472	0	0	27,438,844	137,904,874,316
投資有価証券	15,669,421,595	0	0	0	15,669,421,595
破産再生更生債権等	85,039,558,010	0	0	0	85,039,558,010
貸倒引当金	△ 84,760,928,263	0	0	0	△ 84,760,928,263
未収財源措置予定額	121,929,384,130	0	0	0	121,929,384,130
差入保証金	0	0	0	27,438,844	27,438,844
計	9,067,316,297,588	33,744,371,512	43,347,177	18,573,406,945	9,119,677,423,222

1. 奨学生貸与事業は独立行政法人日本学生支援機構法(以下機構法)第13条第1項第1号に係る事業として、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対する奨学生貸与等の事業を実施しております。

留学生支援事業は機構法第13条第1項第2号及び3号、4号、5号、6号並びに7号に係る事業として、留学生に対する学資金支給事業、留学生の寄宿舎等運営事業、日本への留学を希望する外国人に対する留学試験事業、留学生に対する日本語教育事業、留学生交流推進事業を実施しております。

学生生活支援事業は機構法第13条第1項第8号及び9号に係る事業として、大学等が学生等に対して行う相談・指導事業の研修・情報提供事業、修学環境整備のための調査及び研究事業を実施しております。

2. 法人共通に含めた主な費用及び収益の内訳

費用：管理部門の人工費1,143,364千円、各事務所の土地建物借料479,895千円、公租公課245,797千円
収益：管理部門の運営費交付金予算相当額から資産見返負債に計上した額を除いた額

3. 法人共通に含めた資産の内訳

現金及び預金 : 翌期以降の費用等の支払に充てるための現預金であります。

建物並びに構築物、工具器具備品:事務所及び職員宿舎に係る資産であります。

土地 : 事務所及び職員宿舎の土地であります。

奨学金貸与事業		留学生支援事業		学生生活支援事業		法人共通	
項目	金額	項目	金額	項目	金額	項目	金額
学資金貸与業務費		留学生学資金支給業務費		研修・情報提供業務費		一般管理費	
支払利息	36,558,342,047	奨学金	12,214,037,000	人件費	168,240,700	人件費	1,143,363,520
返還免除損	35,806,900,415	人件費	232,402,715	減価償却費	2,131,049	土地建物借料	479,894,989
人件費	2,081,926,792	減価償却費	6,991,790	その他	50,830,780	公租公課	245,075,191
減価償却費	1,077,111,086	その他	640,349,111	計	221,202,529	減価償却費	74,029,318
その他	5,391,383,284	計	13,093,780,616	修学環境等調査研究業務費		その他	322,102,994
計	80,915,663,624	留学生寄宿舎運営業務費		人件費	85,692,355	計	2,264,466,012
		業務委託費	252,010,264	支払賃金	12,053,590		
		会館運営業務委託費	188,108,090	業務委託費	10,653,063		
		支援金	164,189,716	減価償却費	839,749		
		光熱水料	101,740,246	その他	14,910,730		
		維持修繕費	60,890,893	計	124,149,487		
		人件費	41,133,799				
		減価償却費	30,832,432				
		その他	55,332,591				
		計	894,238,031				
		留学試験業務費					
		業務委託費	210,451,213				
		人件費	71,135,738				
		諸謝金	53,572,500				
		支払賃金	46,389,557				
		通信運搬費	41,343,757				
		支払賃借料	37,949,475				
		減価償却費	3,562,472				
		その他	31,153,708				
		計	495,558,420				
		日本語予備教育業務費					
		人件費	358,317,894				
		支払賃金	144,800,318				
		業務委託費	48,684,658				
		減価償却費	39,100,817				
		その他	84,787,843				
		計	675,691,530				
		留学生交流推進業務費					
		人件費	193,944,520				
		往復渡航費	163,960,750				
		業務委託費	111,597,671				
		旅費	92,789,852				
		支払賃金	52,173,088				
		減価償却費	2,314,102				
		その他	128,470,470				
		計	745,250,453				

① 現金及び預金

項目	金額	備考
現金	1,117,511	
普通預金	103,056,048,318	
郵便振替	24,448,086,167	
別段預金	24,398,943,683	
計	151,904,195,679	

② 未収収益

項目	金額	備考
学資金利息	900,600,475	
有価証券利息	33,581,408	
計	934,181,883	

③ 未収財源措置予定額

項目	金額	備考
第一種学資金返還免除繰延資産見合	33,836,786,720	
第二種学資金返還免除繰延資産見合	9,768,794,907	
未払利息見合	△ 7,946,154,940	
第一種学資金貸倒引当金見合(新債権)	11,227,126,155	※
第二種学資金貸倒引当金見合(旧債権)	22,512,002,485	※
第二種学資金貸倒引当金見合(新債権)	52,530,828,803	※
計	121,929,384,130	

※新債権とは機構設立後に、旧債権とは旧日本育英会がそれぞれ貸出した債権であります。

④ 預り寄附金

項目	金額	備考
奨学寄附金	67,880,000	
留学生支援事業寄附金	2,870,000	
グローバル人材育成コミュニティ事業寄附金	2,766,869,000	
計	2,837,619,000	

⑤ 未払金

項目	金額	備考
奨学生業務システム改修費	795,659,258	
奨学生貸与事業に係る業務委託	283,118,748	
退職手当	225,536,900	
延滞債権回収委託費	185,743,317	
文部科学省外国人留学生学習奨励費	131,790,000	
報奨金	51,343,131	
その他未払金	558,870,419	
計	2,232,061,773	

⑥ 未払費用

項目	金額	備考
借入金利息	6,869,527,235	
債券利息	101,648,070	
その他未払費用	130,762,738	
計	7,101,938,043	

⑦ 前受金

項目	金額	備考
日本留学試験検定料収入前受金	232,313,604	
日本語教育センター前受金	140,780,853	
受託事業	3,640,498	
その他前受金	14,102,795	
計	390,837,750	

⑧ 預り金

項目	金額	備考
留学生支援事業預り金	135,299,300	
奨学生貸与事業返戻金	58,031,535	
預り市町村民税徴収金等	24,123,223	
その他預り金	97,892,654	
計	315,346,712	

⑨ 仮受金

項目	金額	備考
第一種仮受金	14,619,266	
第二種仮受金	95,922,181	
計	110,541,447	

⑩ 長期預り寄附金

項目	金額	備考
奨学寄附金	1,559,608,378	
留学生支援事業寄附金	37,563,270	
グローバル人材育成コミュニティ事業寄附金	631,919,298	
計	2,229,090,946	

⑪ 長期預り保証金

項目	金額	備考
長期預り保証金	69,915,816	
計	69,915,816	

平成 27 事業年度監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項、同条第 9 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の平成 27 事業年度（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめましたので、以下のとおり報告します。

I. 監査の方法及びその内容

1. 監査は、「機構 監事監査要綱（平成 16 年規程第 11 号）」及び「機構 監事監査実施基準（平成 16 年規程第 12 号）」に準拠し、「平成 27 事業年度監査計画」（以下、「監査計画」という。）に従い、機構に属する全ての部門を監査対象として、平成 28 年 4 月 1 日（金）～6 月 22 日（水）の間に実施しました。
2. 実地監査に当たっては、各部等の長及び課長等から、予め提出された監査資料に基づき業務執行状況及び財産の状況等につき概況説明を受け実施しました。監査は、主として実地監査を行いましたが、関東甲信越支部を除く支部に関しては、提出書類による書面監査を行いました。
3. 監査計画に基づく実地監査及び書面監査のほか、役員（監事を除く。以下「役員」という。）、監査室、政策企画部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他機構の管理運営に係る重要な会議等に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査しました。
4. 役員の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
5. 監査の重点項目としては、中期計画及び年度計画を踏まえた平成 27 年度における業務の実施状況を確認し、機構における内部統制システムが適切に機能し、目標達成が図られたかどうかに留意しつつ監査を実施しました。

6. 会計監査については、会計検査院への提出が義務付けられる月次の「計算証明に関する指定」監査を実施するとともに、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に準拠した会計処理状況と予算執行状況並びにこれらに係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）につき監査を行いました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表等について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

II. 監査の結果

1. 中期計画・年度計画の実施状況

平成 27 事業年度（以下「平成」を省略する。）における機構の業務は、その設置目的に沿い、法令、規程、その他の定め及び予算に従い、概ね適正に実施されていると認められます。また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。

27 年度は、機構として第 3 期中期目標期間の 2 年度目を迎えたところですが、初年度に当たる 26 事業年度の評価結果は、中期目標達成に向けた 27 事業年度の業務運営にも大きな影響を及ぼすことから、まず、26 事業年度の評価結果について記載した上で、27 事業年度の業務運営について記載します。

第 3 期中期目標期間の初年度に当たる 26 年度における業務の実績について、27 年度から改正通則法が施行された新制度のもとで、文部科学大臣の評価を受けました。結果については、項目別評価（細目評価）の一部について改善事項等の指摘があったものの、法人全体に対する評定については、「26 年度の機構の業務実績は、法人全体として中期計画における初期の目標を達成していると認められる。」として B 評価（目標達成率 100% 以上 120% 未満）の判定を得（27 年 8 月 26 日）、その後の総務省独立行政法人評価制度委員会における審議結果においても、機構に対する意見・指摘事項はありませんでした。（27 年 11 月 17 日）

第 3 期中期目標期間の初年度となる 26 事業年度における業務目標が概ね達成できたと認められたことは、機構にとって第 3 期中期計画・年度計画の目標達成に向けた第一歩ともなり高く評価します。

(1) 奨学生新規採用状況

27年度の奨学生新規採用状況は437,409名であり、継続者と合わせて1,323,688名の学生に総額1,063,797,773,500円の奨学生を貸与しています。当事業は返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、当事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施・強化し、これを踏まえた返還金の回収促進を図ることが求められています。外部有識者で構成する「債権管理・回収等検証委員会」において、返還金の回収状況について定量的な把握・分析を実施し、回収促進の取組や業務改善等の効果について検証を行うとともに、今後の更なる返還促進に向けた施策提言をとりまとめています。27年度は同委員会を4回開催し、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図っています。

回収の取組について、今中期目標期間中の当年度分の回収率を中期目標期間中に96%とすることが求められています。機構としては、返還開始前後における返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的措置、返還期限猶予制度の周知等により確実な回収に努めた結果、当年度分回収率については96.7%となり、年度計画値95.88%を大きく上回ったことは評価します。

また、要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合については、前中期目標期間最終年度における割合と比較し、中期目標期間中に20%以上改善することが求められています。SMSによる口座加入の督促や、学校と連携して実施した新規返還者への働きかけ等により、新たな3ヶ月以上の延滞の抑制に努めた結果、25年度末における割合と比較して12.27%削減となり、年度計画値10.40%を上回りました。高い目標値と思われますが引き続き一層の努力を望みます。

そして、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に83%以上にすることが求められています。総回収率は85.9%となり、年度計画値82.87%を大きく上回りました。機構における回収の取組は高く評価します。

返還が困難な者に対しては、返還者の状況を考慮し、減額返還制度（27年度18,464件）及び返還期限猶予制度（27年度一般猶予148,090件）の適切な運用がされており、学校説明会やDVD、ホームページ等で周知に努めていることが認められます。また、優れた業績を挙げた大学院生に対する返還免除制度（27年度9,188件）に関しましては、業績優秀者奨学生返還免除認定委員会の審議を経て適切に運用されています。

なお、返還相談体制の抜本的強化策として、21年から設置された「奨学生返還相談センター（コールセンター）」は、返還者への機構に対する満足度を高めるとともに、円滑な返還金回収業務を支える体制の一助として機能したことを評価します。

現在、新たな所得連動返還型奨学金制度の創設が、文部科学省に置かれた有識者会議において検討されています。(28年3月31日に第一次まとめ公表) 機構としては、有識者会議にオブザーバーとして出席するとともに、制度導入による回収金等への影響に関するシミュレーション及び業務影響分析を実施し、それを踏まえた検討を行っています。併せて、IT戦略委員会及びマイナンバー・新所得連動対応に関するIT化小委員会を中心に、29年4月からの導入に向けたハード・ソフト面での準備が進められていることを確認しました。しかしながら、有識者会議の最終報告が28年夏頃の予定で進められており、制度の決定から導入までの期間が短いことから、従前の制度との違いなどについて、奨学生(候補者)や保護者、あるいは高等学校等の教職員をはじめ、学校等への告知は、周到な準備のうえ実施されますようお願いします。

予約採用(大学等進学前の申し込み)者は、第一種・第二種を合わせて27年度73.9%であり、28年度には80%が見込まれます。大学等進学前の高校3年生に対し、奨学金制度や諸手続きに関する理解の増進及び返還意識の涵養を図ることが何より重要な認識のもと、機構としては、各都道府県主催の説明会等に機構職員の派遣や資料配布の実施、予約採用者用DVDを各高等学校等に配布するとともにホームページに掲載、高等学校等の教職員向け月刊誌等への記事掲載をするなど、様々な努力が確認できます。今後、高校等との連携についてはますます重要であり、文部科学省や都道府県教育委員会等とも連携した新たな取組等について、検討が必要と思料します。

(2) 留学生支援事業

「日本再興戦略」(25年6月14日閣議決定)において、2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人に倍増させる、優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から2020年までに30万人に倍増させること(「留学生30万人計画」の実現)に向け、学生の双方向交流を一層活発化していくため、留学生の受入れ及び派遣における様々な支援事業の実施が機構に求められています。

ア. 外国人留学生に対する支援

日本留学試験の中期目標期間における応募者数の合計が、前中期目標期間における応募者数の合計を上回ることを求められています。留学生事業部では、国内の日本語教育機関に在籍する外国人留学生等を対象とした「進学説明会」等の実施、海外においては12ヶ国・地域 19都市で開催した「日本留学フェア」の実施、そして、ホームページ及びSNSによる留学情報提供や海外事務所における情報発信の取組等、国内外において幅広く日本留学試験の広報活動を実施しています。結果、日本留学試験の年間応募者数が国内外合わせて44,163名となり、前年度実績及び年度計

画値を上回ったことは高く評価します。

外国人留学生に対する学資金の支給については、文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度により、27年度は91ヶ国・地域から8,503名の採用をしています。他方、「留学生30万人計画」の実現に向けて、28年度より本制度を「留学生受入れ促進プログラム」へと改編し、大学等における渡日前予約採用の状況や大学等の取組状況に応じた重点配分の実施等へ見直す旨を大学等に周知しています。

国費外国人留学生制度については、昭和29年度創設以来、今日まで世界約160ヶ国・地域から合計約102,000名を超える留学生を受入れてきました。27年度給与(奨学金)等支給状況は、10,072名であり、26年度に比し491名増となり評価します。また、国費外国人留学生の選考にあたっては、申請書類の受付・確認・資料作成及び選考委員会の開催等の審査事務を、文部科学省と分担し行っていることを確認しました。

海外留学支援制度(協定受入)は、我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学等に在籍している学生を、8日以上1年以内の期間受入れた場合、当該留学生に対し、奨学金(月額80,000円)を支給する制度です。27年度採用者数は8,672名であり、昨年度に比して945名増となったことは評価します。

イ. 日本人留学生に対する学資金の支給

我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流協定等に基づき、在籍学生を派遣する際に、奨学金(月額60,000円~100,000円)を支給する海外留学支援制度「協定派遣」の27年度採用実績は、280校、1,311プログラム、17,345名であることを確認しました。また、大学院の学位取得のため諸外国の大学等へ派遣した学生に、奨学金(月額89,000円~148,000円)及び授業料を支給する「大学院学位取得型」にて76名を採用しています。そして、「協定派遣」あるいは「大学院学位取得型」の採用者が機構の貸与奨学金を希望する場合、第一種奨学生に限り応募ができる制度もあり、また、第二種奨学金においては「海外」あるいは「短期留学」の制度もあり、入学時特別増額貸与奨学金を併せての利用も可能とするなど、海外留学のための様々な支援に取り組んでいることは高く評価します。但し、学生の借り過ぎには特段の注意をお願いします。

27年度で創設2年目となる「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」において、2020年までに海外へ派遣する学生を10,000名、そして民間からの寄附による留学資金200億円を目標に、機構と文部科学省が核となり、民間企業と大学とが連携した体制により事業を推進していくことが機構に求められています。

大学生基本4コースの応募者数は、第1期 1,700 名、第2期 784 名であり、第3期は地域人材コースを入れて 1,290 名、第4期は 1,415 名となり、累計では 5,189 名となっています。このことは、各地で開催する説明会の実施、海外留学フェア等での告知、そして、派遣留学生による体験発信活動等の取組によるものと評価します。高校生コースでは、第1期 514 名、第2期 2,058 名と応募者数が急増しています。特に女子が 69.8%を占め、そのうち2週間～3ヶ月の「アカデミック（ティクオフ+ショート）分野」に限れば 71%となり、女子高校生の語学学習等の意欲の高さが認められます。高校時の留学経験者は、大学進学後も再度留学する学生が多いことから、高校生コースへの応募者増に向けた取組が肝要と思料します。

一方、寄附受入れの状況について、支援決定企業数の推移をみると、制度発足直後の26年4月には44社、その後、関係各位の努力により27年3月には141社となり順調な滑り出しでしたが、同年9月 166 社、28年3月には 184 社とやや減速が見られます。今後の事業継続のために寄附金受入れ拡大の方策の検討・実践が喫緊の課題と思料します。

本制度で支援を受けた派遣留学生のうち、本年4月時点で 500 名超が帰国しており、うち 100 名超が社会人となり、3割強が支援企業に入社しています。「第1回留学成果報告会」(27年11月) や「グローバル人材育成コミュニティ協議会」(28年3月) にて、支援企業・団体の方々に、海外での経験を経た派遣留学生による成果報告会の取組は、支援企業等の理解も得られ、今後の支援にも繋がることを期待します。

この事業は、寄附金の募集、学生募集、奨学金等の支給、学生・生徒の選考、事前・事後研修、留学中のサポート、そして派遣留学生のネットワークの構築等多岐にわたる業務を、機構職員と文部科学省とが核となり民間企業とが連携した体制にて実施されています。他方、38名の常駐職員中、毎年 15 名超の入替えもあることから、人員確保や育成、管理等に時間が割かれることが毎年繰り返されてもいます。これから効率的な事業運営について、より一層の検討が必要と思料します。

ウ. 日本語教育センター（以下、「センター」という。）

東京・大阪両センターの実地監査を隔年で実施しており、今年は東京において行い、大阪はテレビ会議システムにて実施しました。両センターは、27年度も‘連携強化’を重点にしており、カリキュラムの見直しやアラビア系学生に配慮した教材開発を行い、学則改正をする等協力し合い、留学生及び派遣国の多様なニーズに応じた肌理細かい教育の実践が認められます。進学状況は、東京 99.4%、大阪 98.4% と進学率が高く、センターの質の高い教育内容の結果と評価します。また、修了予定者のアンケート調査において、学校満足度が東京・大阪ともに目標値 80%を大きく上回っており評価します。他方、国費留学生・外国政府派遣留学生の受入につい

ては、関係大使館等と緊密な連絡を取るなど積極的な受入れの努力をしていることが認められますが、なかなか目標達成までには届かない状況であることから、より一層の努力を望みます。

高等教育機関に進学を希望する留学生を対象とした日本語予備教育を行う文部科学大臣指定の準備教育機関であるセンターは、機構において人材育成を直接行っている唯一の機関であることから、今後も日本語教育のモデルとなる、より質の高い教育の実施を望みます。

(3) 学生活支援事業

学生活支援事業については、「第3次障害者基本計画」(25年9月17日閣議決定)や「日本再興戦略改訂2015」(27年6月30日閣議決定)等も踏まえ、全体を通じた問題の把握・分析、先進的取組の共有などについて、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものに厳選して実施することが求められています。

「学生活調査」については、新たに大学生等の経済状況と学習状況のクロス集計を行い、また学校種を拡大して専門家の協力を得て分析し情報提供を行っていることが認められます。更に、「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」については、高等教育機関の参考となるよう、調査内容を充実させるとともに、先進的な取組を把握するため実地調査も行っています。そして、それらの調査結果を踏まえ、各大学等で生じているリスク対応関係での喫緊課題の解決に向けた先進事例等を紹介するセミナー「SNSの利用に伴うトラブル防止について」(380名参加 満足度 97.4%)を実施しています。これら学生活に係る情報収集やその分析、提供等の取組は評価します。

「全国キャリア・就職ガイダンス」(1,002名参加 満足度 90.8%)において、先進事例の紹介や国、地方公共団体、大学等、企業の関係者による情報交換会等の実施、そして、「キャリア教育・就職支援ワークショップ」(2回開催 満足度 98%超)において、大学等の教職員の知見と実践力の向上を図ったことは評価します。インターンシップ・キャリア教育については、大学等の取組に格差が見られること、中長期インターンシップの取組が少ないなどの課題を踏まえ、26年度に引き続き、文部科学省補助事業「インターンシップ等を通じた教育強化」の全国的なインターンシップ等推進組織事業を実施したことが認められます。そして、インターンシップ受入企業等情報提供システムの運用を行うとともに、成果報告会を実施するなど、キャリア・就職支援事業の着実な実施が認められます。また、インターンシップ等実務者研修会等を5回開催し、満足度はいずれも 90%以上であり、研修会の概要・成果を機構ホームページに掲載するとともに、冊子にまとめ全ての大学等に配布したことは評価します。

28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、大

学においても、障害者への差別的取扱いの禁止（法的義務）及び合理的配慮の不提供の禁止（国公立大学等は法的義務、私立大学等は努力義務）等について規定されました。26年度の大学・短大・高等専門学校における障害学生数は14,127名と、5年前（21年度）の7,103名に比し約2倍になっており、国としても取り組むべき喫緊な重要課題となっています。機構としては、体制整備支援セミナーを4回、専門テーマ別セミナーを2回開催しました。また、発達障害のある学生の修学支援をテーマとするワークショップ、実務者育成研修会、メンタルヘルス問題への対応のための「心の問題と成長支援ワークショップ」を開催し、いずれも90%を超える高い満足度であり評価します。「教職員のための障害学生修学支援ガイド（改訂版）」の発刊、「支援・配慮事例」をホームページに掲載、障害学生修学支援ネットワークを通じた相談等の取組を実施するなど肌理の細かい取組等を実施していることが認められ評価します。

2. 内部統制システムの整備及び運用について

内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。

具体的な状況は以下のとおりです。

（1）内部統制全般の状況について

通則法の改正を受け、26年度末には「業務方法書」の記載内容について、内部統制が有効に機能しているかどうかの判断基準となる、『統制環境』、『リスクの評価と対応』、『統制活動』、『情報と伝達』、『モニタリング』、そして『ＩＣＴへの対応』という内部統制の6つの基本要素を中心に大幅に見直しました。そして、27年度に「経営基本理念・経営方針」を定め、「内部統制基本方針」を制定するなど、業務の適正を確保するための体制等の整備のため、法人全体での取組がなされ、内部統制システムの整備が図られたことを高く評価します。

（2）理事長による意思決定・伝達の状況

理事長は、理事会のほか、役員及び各部等の長を構成員とする機構の内部統制委員会である経営管理会議を原則月2回、27年度は22回開催しました。経営管理会議は、機構の重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組について、検討及び審議等を行っており、理事長はそれぞれの事案に改善策等の指示など指揮監督に努め、内部統制システム整備の推進役としての役割を十分に果たされていたことを認めます。

そして、経営管理会議やリスク管理委員会をはじめとする重要な会議等において、あるいは、新規採用職員研修会や全国支部長会議、管理職研修等の機を捉え、理事長は自らの経験及び知見を踏まえ、機構の使命や奨学金貸与事業における金融業務、

広報の重要性等々について率先した指導等を行うなど役職員の意識改革への積極的な取組が認められます。

(3) リスク管理体制の構築・運用状況

27年4月に理事長率先のもと、役職員幹部一同による第1回リスク管理委員会が開催され、リスク管理規程に則り機構全部署におけるリスク管理のP D C Aサイクルの実施方について決定をみました。その後、「組織・事業全般におけるリスク管理」と「金融業務（奨学金貸与事業）におけるリスク管理」に分け、業務フロー図の作成、内在するリスクの洗い出し・評価等の取組が認められます。リスク管理委員会は計6回開催され、当初の目標であった28年3月末に優先対応リスクに関する「リスク対応計画」の策定、具体的な取組に係る検討、実施状況の確認と報告が行われたことは、リスク管理の面においても、内部統制整備の観点からも高く評価します。引き続き、全部署において「リスク対応計画」の着実な実施により、機構のリスク管理体制が有効に機能することを期待します。

(4) 個人情報保護について

機構は、個人情報保護規程を定め、個人情報等の適切な管理のため、個人情報保護管理者のもと各担当者を決め、全機構構成員による個人情報保護体制を敷いています。そして、個人情報保護研修を全役職員対象、個人情報保護管理者及び同担当者対象、あるいは階層別等にて実施していることを確認しました。

また、郵便物誤発送等による保有個人情報の漏えい事案が発生した場合には、直ちに上位者に報告され、再発防止策の策定を取りまとめ、組織横断的な事象の共有の取組をするなど再発防止に向けて職場ミーティング等の取組が認められます。機構においては、今後も職員一人ひとりの個人情報保護に対する意識のさらなる向上を図るとともに、より効果的な再発防止策を策定・実施し、保有個人情報の保護体制強化のため、引き続きこれらの取組に留意願います。

(5) 内部監査の実施状況

監査室において、27年度内部監査実施計画に基づき、業務監査が5テーマ行われたほか、臨時監査が2テーマ行われました。また、その他会計監査、自己査定監査、法人文書の管理状況の監査、保有個人情報等の管理状況の監査が実施されました。監査結果等については、理事長への報告がされるとともに経営管理会議に報告され、必要に応じて課題等の報告、フォローアップを実施するなど、監査の実効性向上に向けた取組が着実に進められていることが認められます。

(6) 情報システムの状況

情報部においては、奨学金貸与・返還・国費外国人留学生への給与（奨学金）給付等の複雑なシステムの改修・調達案件、あるいはアップロードデータによる更新依頼業務等を着実に実施されたことが認められます。特に、新たな改修等の進捗状況については、理事長召集のIT戦略委員会において四半期ごとに報告され、業務の効率化に資するIT化を着実に推進していることを確認しました。

昨年の全国銀行個人信用情報センターに提供した奨学金返還に係る情報の一部に誤りがあった事案は、事案発覚後直ちに理事長を本部長とする危機管理対策本部を設置し、関係部署による情報収集・分析・対策方について検討し、対応策の実施を確認しました。また、報道発表による国民への説明・お詫び、誤登録情報の訂正、再発防止策の指示など事案発生後の速やかな事後措置は、理事長のリーダーシップのもと適切な手順にて実施されたことを確認しました。今後、マイナンバー・新たな所得連動返還型奨学金制度の対応等が控えている機構においては、情報部門と奨学事業部門等関係部門との一層の連携を図るとともに、情報システム開発における品質管理の強化には、引き続き不断の取組が重要であると思料されるので留意願いたい。

(7) 情報セキュリティの状況

機構における情報セキュリティに対する取組は、内部統制基本方針に基づき、情報セキュリティ対策基本方針、情報セキュリティ対策基準及び個人情報保護規程において実施されています。特に、機構が保有する情報資産には、その漏洩、改ざんまたは破壊等が発生した場合には極めて重大な結果を招くものが多数含まれていることから、十分な情報セキュリティの確保が求められています。

官民等で多発している個人情報流出事案に対して、機構として様々な対策を講ずるなど迅速な対応を確認しました。他方、標的型メール攻撃に対しては、全役職員に注意喚起とともに標的型メールテスト等を実施し、ハード面においては不審メール及び不正通信検知装置を導入するなど、情報セキュリティ対策の強化に努めていることを確認しました。

他方、首都直下型地震の発生可能性については、予測はつかないものの、東日本大震災に続くこの度の熊本地震災害を教訓として、情報セキュリティ対策を講じる必要があります。機構において大規模災害によるシステム障害は致命傷となることから、データセンターの二重化は、是非とも実現すべき喫緊の課題と思料しますので、実現に向けた取組を期待します。

(8) 会計検査院及び財務省からの 26 年度指摘事項への対応

ア. 会計検査院より「奨学金貸与事業における振込超過金の取扱い等について」是正改善（26 年 10 月 30 日）の処置状況について。

会計検査院より、機構におけるその後の処置状況について会計実地検査があり、次の 2 点につき詳細な報告をしたことを確認しました。

①振込超過金の発生防止策の検討・実施、振込超過金の件数等の把握、再発防止策の実施状況の確認。

②遡って適格認定の修正を行わせる取扱いを定めるとともに、その内容を大学等及び奨学生に周知。

会計検査院の検査結果については、指摘の趣旨に沿い、機構として適切な処置を講じていたことが認められた旨の報告が経営管理会議においてあり、機構役職者間で問題の共有が図られたことを確認しました。

今後とも引き続き、大学等との連携を深め、再発防止に努めることが肝要であると思料します。

イ. 財務省理財局による 21 年度フォローアップ監査を受けての「財政融資資金本省資金融通先等実地監査（26 年 11 月 13 日から 11 月 27 日）」を受け、財務省に報告した改善措置（27 年 3 月 31 日）に関するその後の取組状況について。

理財局より、実地監査 1 年後の取組状況についてヒアリングがあり、次の 3 点につき詳細な報告をしています。

①奨学金貸与業務において、「返還誓約書」の一部未提出者の解消について。

②奨学金貸与事業に伴う種々のリスクを機構全体のリスクとして統合・管理する体制の整備について。

③延滞債権の回収促進策と並行した更なる延滞防止策について。

今後とも引き続き、指摘事項への継続的な取組に努めることが肝要であると思料します。

3. 役員の統制環境に対する認識は適当と認められ、職務執行に関する不正の行為又は法令等に違反する事実はなく、不当な職務行為は認められません。

4. 会計監査に関しては、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認め、会計監査人の監査結果も利活用することとしました。改めて財務諸表等につき検討を加えた結果、27 事業年度における会計経理は適正に行われているものと認めます。

5. 事業報告書は、法令に従い、機構の 27 事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認めます。

III. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1. 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用し、札幌、金沢、福岡、大分の国際交流会館は、これまでどおり地方公共団体や大学等との売却交渉を進める。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(25年12月24日閣議決定)の26年度フォローアップ結果(26年8月29日内閣官房行政改革推進本部事務局))

東京国際交流館及び兵庫国際交流会館における国際交流の拠点事業の検討及び企画運営を行うため、理事長の指揮、監督のもと「国際交流の拠点事業」に関するプロジェクトチームが設置され、都道府県教育委員会や所在地域との連携等さまざまな検討・実施がされています。東京国際交流館では、初めての試みとして国費外国人留学生歓迎会等、国際交流の拠点としての多くの事業を実施したことが認められます。そして、兵庫国際交流会館では、「大学コンソーシアムひょうご神戸」の事務所の移転・開所式が28年3月にあり、今後は、加盟校と留学生、地域が連携した活動が期待され、地域創生の中核となってゆくことが望まれます。一方、収支改善については、両館とも館費設定や貸出し方法の見直しを行うなど、引き続き収支改善に向けた努力が認められます。

国際交流会館4館については、27年度には大分国際交流会館の売却ができ、福岡国際交流会館が28年度内には売却されることとなりました。札幌と金沢の国際交流会館については、現在、地方公共団体や大学等に対し引き続き売却交渉が進められています。一方、入居率については、売却を進める間も4館全体平均で85.2%となり、前年度比では0.2%増となったことが認められます。

2. 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(25年12月24日閣議決定))

27年度は、理事長を委員長とするリスク管理委員会において、「リスク管理実施計画」が策定され、とりわけ、奨学金貸与事業に関しては、金融業務のリスクを洗出し、評価等を行い、専門家の支援も得て、金融業務のガバナンスの高度化等に向けた対応として、「金融リスク対応計画」の実施状況報告が行われたことは評価します。引き続き、リスク管理体制の整備が着実に実施されることを期待します。

3. 給与水準の状況（独立行政法人整理合理化計画（19年12月24日閣議決定））

職員の給与水準に関しては、当該事業年度に公表された対国家公務員の給与水準に準拠することとしており、給与水準の適正化に努めていることを評価します。

なお、検証結果等を毎年機構ホームページに公表していることを確認しました。

4. 隨意契約の適正化を含めた入札・契約の状況（独立行政法人整理合理化計画（19年12月24日閣議決定））

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、27年度から、機構では「調達等合理化計画」を策定し、年度終了後に、計画の実施状況について自己評価を実施し、機構の業務方法書に記載された常設の委員会となった契約監視委員会は、「調達等合理化計画」の策定に当たっての事前点検及び年度終了後の自己評価（案）の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行っています。

従って、26年度の契約の点検については、従来通りの進め方による契約監視委員会は27年6月3日に開催され、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、競争性のある一般競争契約等に銳意努めたことが認められました。また、一者応札・一者応募に対する改善方策につき、その要因分析をし、当該事業年度の同案件に対する事後点検体制の整備が図られていることが確認されています。

その後、27年6月22日に開催された契約監視委員会では、機構が策定した「27年度調達等合理化計画（案）」の承認を得ています。また、26年度における「競争性のない随意契約」及び「一者応札・一者応募」について、現状把握のため、個別契約内容の説明があったことを認めます。

以上

平成28年6月22日

独立行政法人 日本学生支援機構

監事 澤木公義 印

監事（非常勤） 小川千恵子 印

独立監査人の監査報告書

平成28年6月21日

独立行政法人 日本学生支援機構

理 事 長 遠 藤 勝 裕 殿

有限責任監査法人 ト 一 マ ツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 岸 野

勝 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 長 村 彌 角 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 青 木 裕 晃 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27事業年度の利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人日本学生支援機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27事業年度の利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

利益の処分に関する書類（案）、事業報告書及び決算報告書に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに予算の区分に従つて、一定の事業等のまとめごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が、独立行政法人日本学生支援機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているか並びに決算報告書が予算の区分に従つて、一定の事業等のまとめごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人日本学生支援機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従つて、一定の事業等のまとめごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【平成 26 年度】

(目次)	頁
(1) 財務諸表	131
① 貸借対照表	131
② 損益計算書	133
③ キャッシュ・フロー計算書	135
④ 行政サービス実施コスト計算書	136
⑤ 利益の処分に関する書類	137
⑥ 重要な会計方針等	138
⑦ 附属明細書	144
(2) 監事による意見書	152
(3) 独立監査人の監査報告書	157

(1) 財務諸表

①貸借対照表（平成27年3月31日現在）

(単位:円)

区分	金額
資産の部	
I 流動資産	
現金及び預金	121,325,048,895
貸付金	
第一種学資金	2,518,209,529,581
第二種学資金	6,009,038,141,493
貸倒引当金	△ 98,740,280,763
有価証券	8,428,507,390,311
前払金	61,999,734,062
前払費用	9,097,793
未収収益	3,842,589
貸倒引当金	960,032,857
未収金	△ 10,562,156
流動資産合計	949,470,701
	294,157,076
	8,613,088,741,427
II 固定資産	
1. 有形固定資産	
建物	40,160,331,900
減価償却累計額	△ 11,903,222,379
構築物	28,257,109,521
減価償却累計額	118,661,324
車両運搬具	△ 68,672,056
減価償却累計額	49,989,268
工具器具備品	6,890,809
減価償却累計額	△ 6,201,729
土地	689,080
有形固定資産合計	2,398,531,059
	△ 794,753,941
	1,603,777,118
	10,933,516,060
	40,845,081,047
2. 無形固定資産	
借地権	5,450,587,495
ソフトウェア	1,522,299,639
電話加入権	5,395,000
無形固定資産合計	6,978,282,134
3. 投資その他の資産	
投資有価証券	16,661,049,763
破産再生更生債権等	76,973,535,103
貸倒引当金	△ 76,709,823,434
未収財源措置予定額	263,711,669
差入保証金	121,010,686,613
投資その他の資産合計	27,128,158
	137,962,576,203
固定資産合計	185,785,939,384
資産合計	8,798,874,680,811

区分	金額
負債の部	
I 流動負債	
運営費交付金債務	879, 201, 738
預り補助金等	3, 009, 320, 466
預り寄附金	2, 553, 267, 720
一年以内償還予定日本学生支援債券	180, 000, 000, 000
一年以内返済予定長期借入金	823, 445, 000, 000
未払金	1, 862, 367, 685
未払消費税等	41, 251, 300
リース債務	371, 770, 377
未払費用	7, 279, 764, 976
前受金	312, 539, 993
預り金	284, 893, 219
仮受金	124, 446, 683
流動負債合計	<u>1, 020, 163, 824, 157</u>
II 固定負債	
資産見返負債	
資産見返運営費交付金	2, 341, 676, 587
資産見返施設費	2, 724, 534
資産見返補助金等	287, 160, 848
資産見返寄附金	<u>10, 947, 498</u>
長期預り寄附金	2, 642, 509, 467
日本学生支援債券	1, 796, 241, 104
長期借入金	230, 000, 000, 000
長期預り保証金	7, 480, 142, 407, 345
長期リース債務	69, 915, 816
固定負債合計	<u>903, 384, 857</u>
負債合計	<u>7, 715, 554, 458, 589</u>
純資産の部	
I 資本金	
政府出資金	100, 000, 000
資本金合計	<u>100, 000, 000</u>
II 資本剰余金	
資本剰余金	△ 6, 461, 902, 379
損益外減価償却累計額	△ 12, 719, 079, 492
民間出えん金	<u>58, 801, 272, 617</u>
資本剰余金合計	<u>39, 620, 290, 746</u>
III 利益剰余金	
前中期目標期間繰越積立金	18, 030, 006, 644
当期末処分利益 (うち当期総利益)	5, 406, 100, 675 (5, 406, 100, 675)
利益剰余金合計	<u>23, 436, 107, 319</u>
純資産合計	<u>63, 156, 398, 065</u>
負債・純資産合計	<u>8, 798, 874, 680, 811</u>

貸借対照表注記

- (1) 「貸付金」は、独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項に基づく奨学金貸与事業の貸付金を示しております。
- (2) 運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額 10, 488, 363, 000 円
- (3) 運営費交付金から充当されるべき賞与引当金の見積額 265, 928, 322 円

②損益計算書(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位:円)

区分	金額
経常費用	
業務費	
学資金貸与業務費	82,345,307,633
留学生学資金支給業務費	11,781,024,461
留学生寄宿舎運営業務費	761,969,447
留学試験業務費	447,806,844
日本語予備教育業務費	671,303,913
留学生交流推進業務費	551,562,071
研修・情報提供業務費	186,575,833
修学環境等調査研究業務費	156,364,369
高等学校等奨学金事業移管業務費	<u>8,078,857,000</u>
	104,980,771,571
一般管理費	2,308,094,893
経常費用合計	<u>107,288,866,464</u>
経常収益	
運営費交付金収益	12,627,293,821
学資金利息	37,804,001,828
延滞金収入	4,068,193,322
留学生宿舎収入	677,366,605
日本語学校収入	328,030,839
日本留学試験検定料収入	339,647,428
その他事業収入	285,207,797
受託収入	6,302,434
補助金等収益	
高等学校等奨学金事業交付金収益	8,078,857,000
国庫補助金収益	6,531,360,754
政府補給金収益	<u>4,060,379,247</u>
財源措置予定額収益	18,670,597,001
寄附金収益	36,179,609,004
資産見返負債戻入	574,814,947
資産見返運営費交付金戻入	490,219,421
資産見返施設費戻入	796,680
資産見返補助金等戻入	315,566,549
資産見返寄附金戻入	<u>1,467,305</u>
財務収益	808,049,955
受取利息	36,137,951
有価証券利息	<u>291,598,947</u>
経常収益合計	<u>112,696,851,879</u>
経常利益	5,407,985,415
臨時損失	
固定資産除却損	1,884,740
当期純利益	<u>5,406,100,675</u>
当期総利益	5,406,100,675

損益計算書注記

事業費内訳（主なもの）

(単位:円)

区分	金額	区分	金額
学資金貸与業務費			留学生学資金支給業務費
支払利息	37,045,745,958	奨学生	11,120,568,000
返還免除損	30,913,901,998	人件費	211,049,468
貸倒引当金繰入	5,544,648,387	減価償却費	10,218,780
人件費	2,223,451,697	その他	439,188,213
減価償却費	1,232,854,979		
その他	5,384,704,614	計	11,781,024,461
計	82,345,307,633		
留学生寄宿舎運営業務費			留学試験業務費
会館運営業務委託費	194,130,673	業務委託費	189,464,059
業務委託費	169,072,025	人件費	66,074,729
支援金	165,566,491	諸謝金	52,677,500
維持修繕費	58,164,324	支払賃金	45,577,541
光熱水料	49,431,644	通信運搬費	37,165,865
人件費	49,168,026	支払賃借料	27,753,310
減価償却費	28,381,645	減価償却費	1,801,315
その他	48,054,619	その他	27,292,525
計	761,969,447	計	447,806,844
日本語予備教育業務費			留学生交流推進業務費
人件費	361,097,186	人件費	168,658,493
支払賃金	147,181,436	業務委託費	96,471,642
業務委託費	43,111,368	旅費	86,123,183
減価償却費	37,716,663	往復渡航費	54,695,863
その他	82,197,260	支払賃金	47,828,197
計	671,303,913	減価償却費	2,971,108
		その他	94,813,585
		計	551,562,071
研修・情報提供業務費			修学環境等調査研究業務費
人件費	131,520,300	人件費	104,799,112
支払賃借料	10,214,253	業務委託費	13,594,038
旅費	9,341,540	支払賃金	11,658,325
減価償却費	3,151,730	減価償却費	910,650
その他	32,348,010	その他	25,402,244
計	186,575,833	計	156,364,369
高等学校等奨学生事業移管業務費			一般管理費
高等学校等奨学生事業交付金	8,078,857,000	人件費	1,070,869,748
計	8,078,857,000	土地建物借料	479,133,086
*独立行政法人日本学生支援機構法施行令附則第11条の2の規定により、都道府県に対して、高等学校又は専修学校の高等課程に入学する者に学資の貸与を行うための資金として支給しております。			公租公課
			121,175,406
			減価償却費
			77,642,384
			その他
			304,456,344
			計
			2,308,094,893

③キャッシュ・フロー計算書(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位:円)

区分	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 4,321,809,517
学資金の貸付による支出	△ 1,080,700,388,831
短期借入金の返済による支出	△ 3,832,075,000,000
債券の償還による支出	△ 180,000,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 854,553,394,000
借入利息の支払額	△ 35,430,506,600
債券利息の支払額	△ 741,810,196
高等学校等奨学金事業移管による支出	△ 8,078,857,000
その他の業務支出	△ 20,008,283,005
運営費交付金収入	14,029,475,000
政府交付金収入	8,078,857,000
学資金の回収による収入	657,408,979,227
短期借入れによる収入	3,832,075,000,000
債券の発行による収入	179,754,933,674
長期借入れによる収入	1,265,003,499,000
学資金利息の受取額	37,811,839,769
延滞金収入	4,068,193,322
留学生宿舎収入	701,446,902
日本語学校収入	316,864,165
日本留学試験検定料収入	370,871,687
その他の事業収入	464,302,362
国庫補助金収入	14,240,265,000
政府補給金収入	790,548,000
寄附金収入	2,563,264,101
小計	1,768,290,060
その他利息の受取額	317,124,171
その他利息の支払額	△ 725,924,350
国庫納付金の支払額	△ 1,871,171,067
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 511,681,186
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 60,000,000,000
有価証券の償還による収入	56,024,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 86,356,647
無形固定資産の取得による支出	△ 438,227,134
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,500,583,781
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 589,484,039
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 589,484,039
IV 資金に係る換算差額	—
V 資金減少額	△ 5,601,749,006
VI 資金期首残高	126,926,797,901
VII 資金期末残高	121,325,048,895

キャッシュ・フロー計算書注記

(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	121,325,048,895 円
資金期末残高	121,325,048,895 円

(2) 重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得	1,254,314,081 円
学資金免除	30,913,901,998 円
一般会計からの借入金免除	31,624,952,513 円
特別会計からの借入金免除	6,214,000 円
計	63,799,382,592 円

④行政サービス実施コスト計算書(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

単位:円

I 業務費用

損益計算書上の費用

学資金貸与業務費	82,345,307,633
留学生学資金支給業務費	11,781,024,461
留学生寄宿舎運営業務費	761,969,447
留学試験業務費	447,806,844
日本語予備教育業務費	671,303,913
留学生交流推進業務費	551,562,071
研修・情報提供業務費	186,575,833
修学環境等調査研究業務費	156,364,369
高等学校等奨学金事業移管業務費	8,078,857,000
一般管理費	2,308,094,893
臨時損失	1,884,740
	<u>107,290,751,204</u>

(控除)

学資金利息	△ 37,804,001,828
延滞金収入	△ 4,068,193,322
留学生宿舎収入	△ 677,366,605
日本語学校収入	△ 328,030,839
日本留学試験検定料収入	△ 339,647,428
その他事業収入	△ 285,207,797
受託収入	△ 6,302,434
寄附金収益	△ 574,814,947
資産見返寄附金戻入	△ 1,467,305
財務収益	△ 327,736,898
	<u>△ 44,412,769,403</u>

業務費用合計

62,877,981,801

II 損益外減価償却相当額

1,041,475,991

III 損益外除売却差額相当額

746,751

IV 引当外賞与見積額

17,582,950

V 引当外退職給付増加見積額

△ 43,098,000

VI 機会費用

国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	923,408,782
無利子融資取引の機会費用	8,640,157,270
	<u>9,563,566,052</u>

VII 行政サービス実施コスト

73,458,255,545

行政サービス実施コスト計算書注記

- (1) 引当外退職給付増加のうち、国等からの出向職員に係るものが1,123,000円含まれており、国家公務員退職手当法に基づき期末在職出向職員に係る自己都合要支給額の当年度増加額を計上しております。
- (2) 都道府県に対して、高等学校又は専修学校の高等課程に入学する者に学資の貸与を行うための資金を支給していることにより、業務費用8,078,857,000円を計上しておりますが、これに対応する収益は国から受け入れた高等学校等奨学金事業交付金収益であるため、行政サービス実施コストに同額の費用が含まれております。

⑤利益の処分に関する書類

(単位:円)

区分	金額
I 当期未処分利益	5, 406, 100, 675
当期総利益	5, 406, 100, 675
II 利益処分額	5, 406, 100, 675
積立金	5, 406, 100, 675

⑥重要な会計方針等

I 重要な会計方針

1. 運営費交付金収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。ただし、業務システム開発業務、財産譲渡業務及び施設整備業務については、業務達成基準を適用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 1～54 年

構築物 1～58 年

工具器具備品 1～23 年

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第 87)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

3. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第 38 に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

4. 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の有価証券

償却原価法(定額法)

6. 未収財源措置予定額の計上基準

(1) 第一種学資金の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第一種学資金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 22 条及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令第 19 条の規定に基づき、後年度に一般会計から借入金が償還免除されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

(2) 第二種学資金の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第二種学資金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている第二種学資金返還免除補填金により財源措置されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

(3) 第二種学資金に係る財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の利息補てんに係る未収財源措置予定額

第二種学資金に係る受取利息と財源である財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の支払利息の差額については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている政府補給金により財源措置されることが明らかであることから、当該事業年度末における未収利息と未払利息の差額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

(4) 法人化後新たに生じた学資金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額

法人化後新たに生じた学資金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、「債権管理規程」及び「中期目標」に基づき適正に債権管理した結果生じた部分について財源措置されることが明らかであることから、回収目標率に基づき算出される予想貸倒引当金相当額を上限として当該学資金に係る貸倒引当金繰入額から受取利息等を控除した額を未収財源措置予定額として計上しております。

(5) 旧日本育英会から承継した学資金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額

旧日本育英会から承継した学資金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令附則第 3 条の規定により文部科学大臣が決定した額（17,519,277,701 円）から毎期補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

(6) 貸倒引当金見積方法の変更により追加で計上される旧債権の貸倒引当金繰入額に係る未収財源措置予定額

「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則（平成 21 年 3 月 16 日）」の制定に伴い、追加で計上される旧債権に係る貸倒引当金繰入額に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、平成 20 年度決算の損失処理において第二期中期目標期間に繰越がなされる金額及び国庫納付がなされる金額を控除した積立金残額では当期総損失を処理できないものと計算される額（22,173,611,784 円）について財源措置されることが明らかであることから、同額を未収財源措置予定額として計上しております。

7. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地価や賃借料を参考に計算しております。

(2) 無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に利用した利率

当事業年度に行った通常の資金調達に係る約定利率の加重平均値 0.336%で計算しております。

8. リース取引の処理方法

(1) リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(2) リース料総額が 300 万円未満のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

II 重要な債務負担行為

該当ありません。

III 重要な後発事象

該当ありません。

IV 減損会計関係注記

1. 使用しないという決定を行った固定資産

(1) 留学生宿舎

① 使用しないという決定を行った固定資産の概要

用 途	資産名称	種 類	場 所
留学生宿舎	札幌国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	北海道札幌市豊平区豊平6条
留学生宿舎	金沢国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	石川県金沢市もりの里
留学生宿舎	福岡国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	福岡県福岡市博多区店屋町
留学生宿舎	大分国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	大分県別府市京町

② 使用しなくなる日

各宿舎ごとの譲渡・廃止の時期は、今後譲渡交渉を進める中で決まっていくこととなります。

③ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、当機構において講ずべき措置として、留学生宿舎については「大学・民間等への売却を進め、平成 23 年度末までに機構の事業としては廃止する」とこととされました。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)において、「現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用も含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成 26 年夏までに結論を得る」とされたことを受けて、平成 26 年 8 月に「留学生 30 万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方検討会(識者会議)」の議論を踏まえ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) 平成 26 年度フォローアップ結果」(平成 26 年 8 月 29 日内閣官房行政改革推進本部事務局) の中で、東京国際交流館および兵庫国際交流会館については、「機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する」、札幌・金沢・福岡・大分各国際

交流会館については、「これまでどおり地方公共団体や大学等との売却交渉を進める」とされました。

このことを受けて、当機構では札幌・金沢・福岡・大分各国際交流会館については使用しないという決定に変更ではなく、譲渡に向けて引き続き業務を進めているところあります。

④ 使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

留学生宿舎（当事業年度末帳簿価額：建物等 4,053,752,662 円）については、譲渡・廃止の時期が個別に決定するまでは回収可能サービス価額及び減損額の見込額を算出することができません。

(2) 職員宿舎

① 使用しないという決定を行った固定資産の概要

用 途	資産名称	種 類	場 所
職員宿舎	百合ヶ丘第1宿舎	建物等	神奈川県川崎市麻生区東百合丘

② 使用しなくなる日

平成 29 年 3 月 31 日

③ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

建物・設備等の老朽化が著しく、修繕費用等の一層の増大が見込まれること及び「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成 24 年 4 月 3 日行政改革実行本部決定)で示された廃止方針等の趣旨及び当該見直し計画において「実施計画に基づく措置は、(中略) 今後 5 年以内を目途に講じる」とされていることを踏まえ、平成 29 年 3 月に閉鎖することとしました。

④ 使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

(単位：円)

資産名称	帳簿価額	回収可能 サービス価額	減損額の見込額
百合ヶ丘第1宿舎	13,868,117	0	13,868,117

※ 帳簿価額は平成 29 年 3 月 31 日の見込帳簿価額を記載しております。

※ 回収可能サービス価額は、正味売却価額を掲記しております。

V 金融商品の時価等の開示に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、奨学金貸与事業を実施しております。この業務を実施するため、一般会計借入金、財政融資資金、金融機関からの借入及び財投機関債の発行により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当法人が保有する金融資産は、個人に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は国債、地方債及び譲渡性預金であり、満期保有目的で保有しております。

借入金及び財投機関債は、市場の混乱等により、当法人の資金調達が困難となる等の流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当法人は、当法人の奨学規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金について、信用情報管理、問題債権への対応など債権管理に関する体制を整備し運用しております。これらの債権管理は、奨学金事業部門により行われ、また、定期的に運営会議等を開催し、審議・報告を行っております。

② 金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当法人は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	121,325	121,325	—
(2) 貸付金及び破産再生更生債権等	8,604,221		
貸倒引当金	△175,450		
	8,428,771	8,401,983	△26,789
(3) 有価証券及び投資有価証券	78,661	79,482	822
満期保有目的	78,661	79,482	822
債券	18,661	19,482	822
譲渡性預金	60,000	60,000	—
(4) 日本学生支援債券	(410,000)	(410,027)	(27)
(5) 長期借入金	(8,303,587)	(7,737,748)	(△565,840)

(注) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 貸付金

貸付金及び破産再生更生債権等の種類に基づく区分ごとに、無利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、有利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は業界団体が公表している価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で満期となるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 日本学生支援債券

当法人の発行する日本学生支援債券の時価は、業界団体が公表している価格によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、無利息である一般会計借入金及び特別会計借入金については、法令上の国からの償還免除相当額を見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、財政融資資金及び金融機関からの借入については、主として元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

VI 賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑦附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第8 7 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第9 1 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）及び減損損失累計額の明細

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	減損損失累計額			差引当期末残高	摘要
						当期償却額	当期損益内	当期損益外		
有形固定資産 (償却費損益内)	建物	997,789,808	24,407,136	724,500	1,021,472,444	237,155,133	80,494,742	0	0	784,317,311
	構築物	21,418,033	6,085,993	0	27,504,026	6,492,455	1,212,206	0	0	21,011,571
	車両運搬具	6,890,809	0	0	6,890,809	6,201,729	0	0	0	689,080
	工具器具備品	2,542,619,613	1,315,002,498	1,695,751,623	2,161,870,488	599,651,546	647,944,713	0	0	1,562,218,942
	計	3,568,718,263	1,345,495,627	1,696,476,123	3,217,737,767	849,500,863	729,651,661	0	0	2,368,236,904
有形固定資産 (償却費損益外)	建物	39,138,859,456	0	0	39,138,859,456	11,666,067,246	1,036,354,961	0	0	27,472,792,210
	構築物	91,157,298	0	0	91,157,298	62,179,601	2,106,125	0	0	28,977,697
	工具器具備品	241,874,490	0	5,213,919	236,660,571	195,102,395	3,014,905	0	0	41,558,176
	計	39,471,891,244	0	5,213,919	39,466,677,325	11,923,349,242	1,041,475,991	0	0	27,543,328,083
有形固定資産 (非償却資産)	土地	10,933,516,060	0	0	10,933,516,060	0	0	0	0	10,933,516,060
	計	10,933,516,060	0	0	10,933,516,060	0	0	0	0	10,933,516,060
	有形固定資産 合計	40,136,649,264	24,407,136	724,500	40,160,331,900	11,903,222,379	1,116,849,703	0	0	28,257,109,521
無形固定資産 (償却費損益内)	ソフトウェア	4,575,308,530	438,227,134	1,321,845	5,012,213,819	3,489,914,180	665,997,593	0	0	1,522,299,639
	無形固定資産 (償却費損益外)	ソフトウェア	795,730,250	0	0	795,730,250	0	0	0	0
	借地権	5,450,587,495	0	0	5,450,587,495	0	0	0	0	5,450,587,495
	電話加入権	5,395,000	0	0	5,395,000	0	0	0	0	5,395,000
	計	5,455,982,495	0	0	5,455,982,495	0	0	0	0	5,455,982,495
無形固定資産 合計	借地権	5,450,587,495	0	0	5,450,587,495	0	0	0	0	5,450,587,495
	ソフトウェア	5,371,038,780	438,227,134	1,321,845	5,807,944,069	4,285,644,430	665,997,593	0	0	1,522,299,639
	電話加入権	5,395,000	0	0	5,395,000	0	0	0	0	5,395,000
	計	10,827,021,275	438,227,134	1,321,845	11,263,926,564	4,285,644,430	665,997,593	0	0	6,978,282,134
投資その他の資産	投資有価証券	18,651,398,532	9,385,293	1,999,734,062	16,661,049,763	0	0	-	-	-
	破産再生更生債権等	58,214,995,956	19,546,154,944	787,615,797	76,973,535,103	0	0	-	-	-
	貸倒引当金	△ 58,076,549,772	△ 19,420,889,459	△ 787,615,797	△ 76,709,823,434	0	0	-	-	-
	未収財源措置予定期	118,399,441,875	36,179,609,604	34,068,364,266	121,010,686,613	0	0	-	-	-
	差入保証金	27,128,158	0	0	27,128,158	0	0	-	-	27,128,158
	計	137,716,414,749	36,314,259,782	36,068,098,328	137,962,576,203	0	0	-	-	-
										137,962,576,203

*当期減少額のうち目的取崩額は787,615,797円であります。

(2) 有価証券の明細

①流動資産として計上された有価証券

区分	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表上額	当期費用に含まれた評価差額	摘要
満期保有目的	第89回5年国債	1,994,980,000	2,000,000,000	1,999,734,062	0	
	譲渡性預金	60,000,000,000	60,000,000,000	60,000,000,000	0	
貸借対照表上額合計				61,999,734,062		

②投資その他の資産として計上された有価証券

区分	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表上額	当期費用に含まれた評価差額	摘要
満期保有目的	第40回20年国債	3,681,500,000	3,700,000,000	3,696,666,686	0	
	第297回10年国債	2,990,610,000	3,000,000,000	2,996,358,596	0	
	第305回10年国債	2,485,042,500	2,500,000,000	2,492,705,205	0	
	第310回10年国債	1,575,904,000	1,600,000,000	1,586,796,713	0	
	第312回10年国債	1,982,100,000	2,000,000,000	1,989,423,877	0	
	第7回5年福岡市債	998,900,000	1,000,000,000	999,617,287	0	
	第1回5年京都府債	499,900,000	500,000,000	499,955,531	0	
	第4回5年静岡県債	499,950,000	500,000,000	499,977,750	0	
	第3回5年千葉県債	499,750,000	500,000,000	499,888,356	0	
	第1回5年福岡市債	499,650,000	500,000,000	499,843,294	0	
	第3回5年埼玉県債	499,750,000	500,000,000	499,887,931	0	
	第2回5年札幌市債	399,840,000	400,000,000	399,928,537	0	
貸借対照表上額合計				16,661,049,763		

(3) 貸付金の明細

区分	期首残高	当期増加額 新規貸付額	当期減少額 回収額	期末残高 償却額	返還免除額	期末残高	摘要
第一種学資金 (うち被災再生更生債権等)	2,499,293,940,131 (34,407,333,582)	301,089,291,500	214,409,622,420	389,467,765	29,324,487,354	2,556,259,654,092 (38,050,124,511)	
第二種学資金 (うち被災再生更生債権等)	5,713,300,523,728 (23,807,662,374)	779,424,810,000	442,776,218,967	398,148,032	1,589,414,644	6,047,961,552,085 (38,923,410,592)	
計	8,212,594,463,859 (58,214,995,956)	1,080,514,101,500	657,185,841,387	787,615,797	30,913,901,998	8,604,221,206,177 (76,973,535,103)	

*返還免除の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第15条第3項の規定により当年度に返還を免除したものであります。

(4) 長期借入金の明細

区分	期首残高 (内一年以内返済予定額)	当期増加	当期減少	期末残高 (内一年以内返済予定額)	平均利率(%)	返済期限	摘要
一般会計借入金	2,553,243,922,858	67,626,531,000	31,624,952,513	2,589,245,501,345	無利息	平成30年～平成62年	*
特別会計借入金	9,128,546,000 (-)	4,957,968,000	55,608,000	14,030,906,000 (-)	無利息	平成59年～平成62年	*
財政融資資金借入金	4,949,138,000,000 (441,246,000,000)	829,600,000,000	441,246,000,000	5,337,492,000,000 (460,626,000,000)	0.69	平成27年～平成46年	
民間借入金（山梨中央銀行）	700,000,000 (700,000,000)	5,000,000,000	700,000,000	5,000,000,000 (5,000,000,000)	0.10	平成28年	
民間借入金（京都銀行）	6,100,000,000 (6,100,000,000)	5,000,000,000	6,100,000,000	5,000,000,000 (5,000,000,000)	0.10	平成28年	
民間借入金（常陽銀行）	9,500,000,000 (9,500,000,000)	5,500,000,000	9,500,000,000	5,500,000,000 (5,500,000,000)	0.10	平成28年	
民間借入金（清水銀行）	6,000,000,000 (6,000,000,000)	0	6,000,000,000	0 (0)	-	平成27年	
民間借入金（青森銀行）	4,000,000,000 (4,000,000,000)	4,200,000,000	4,000,000,000	4,200,000,000 (4,200,000,000)	0.10	平成28年	
民間借入金（三井住友銀行）	243,619,000,000 (243,619,000,000)	96,700,000,000	243,619,000,000	96,700,000,000 (96,700,000,000)	0.10	平成28年	
民間借入金（佐賀銀行）	5,000,000,000 (5,000,000,000)	3,400,000,000	5,000,000,000	3,400,000,000 (3,400,000,000)	0.10	平成28年	
民間借入金（岐阜信用金庫）	100,000,000 (100,000,000)	400,000,000	100,000,000	400,000,000 (400,000,000)	0.10	平成28年	
民間借入金（島田信用金庫）	1,500,000,000 (1,500,000,000)	3,000,000,000	1,500,000,000	3,000,000,000 (3,000,000,000)	0.10	平成28年	
民間借入金（農林中央金庫）	108,939,000,000 (108,939,000,000)	132,344,500,000	108,939,000,000	132,344,500,000 (132,344,500,000)	0.10	平成28年	
民間借入金（十八銀行）	5,000,000,000 (5,000,000,000)	5,000,000,000	5,000,000,000	5,000,000,000 (5,000,000,000)	0.10	平成28年	
民間借入金（湘南信用金庫）	2,800,000,000 (2,800,000,000)	2,800,000,000	2,800,000,000	2,800,000,000 (2,800,000,000)	0.10	平成28年	
民間借入金（朝日信用金庫）	10,000,000,000 (10,000,000,000)	10,000,000,000	10,000,000,000	10,000,000,000 (10,000,000,000)	0.10	平成28年	
民間借入金（山陰合同銀行）	10,000,000,000 (10,000,000,000)	0	10,000,000,000	0 (0)	-	平成27年	
民間借入金（鹿児島銀行）	0 (0)	4,100,000,000	0	4,100,000,000 (4,100,000,000)	0.10	平成28年	
民間借入金（北陸銀行）	0 (0)	60,000,000,000	0	60,000,000,000 (60,000,000,000)	0.10	平成28年	
民間借入金（信金中央金庫）	0 (0)	15,674,500,000	0	15,674,500,000 (15,674,500,000)	0.10	平成28年	
民間借入金（京都中央信用金庫）	0 (0)	4,700,000,000	0	4,700,000,000 (4,700,000,000)	0.10	平成28年	
民間借入金（北洋銀行）	0 (0)	5,000,000,000	0	5,000,000,000 (5,000,000,000)	0.10	平成28年	
計	7,924,768,468,858 (854,504,000,000)	1,265,003,499,000	886,184,560,513	8,303,587,407,345 (823,445,000,000)			

*減少の理由は、一般会計および特別会計については独立行政法人日本学生支援機構法第22条第2項の規定により償還を免除されたもの、特別会計については繰上償還を行ったものであります。

(5) 日本学生支援債券の明細

銘柄	期首残高 (内一年以内償還予定額)	当期増加	当期減少	期末残高 (内一年以内償還予定額)	利率(%)	償還期限	摘要
第二十五回日本学生支援債券	50,000,000,000 (50,000,000,000)	0	50,000,000,000	0	-	H26.11.20	
第二十七回日本学生支援債券	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0	40,000,000,000	0	-	H26.7.18	
第二十八回日本学生支援債券	50,000,000,000 (50,000,000,000)	0	50,000,000,000	0	-	H26.9.19	
第二十九回日本学生支援債券	50,000,000,000	0	0	50,000,000,000 (50,000,000,000)	0.16	H27.11.20	
第三十回日本学生支援債券	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0	40,000,000,000	0	-	H27.2.20	
第三十一回日本学生支援債券	50,000,000,000	0	0	50,000,000,000 (50,000,000,000)	0.21	H27.6.19	
第三十二回日本学生支援債券	40,000,000,000	0	0	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0.16	H27.9.18	
第三十三回日本学生支援債券	50,000,000,000	0	0	50,000,000,000 (50,000,000,000)	0.19	H28.11.18	
第三十四回日本学生支援債券	40,000,000,000	0	0	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0.14	H28.2.19	
第三十五回日本学生支援債券	0	50,000,000,000	0	50,000,000,000	0.15	H29.6.20	
第三十六回日本学生支援債券	0	50,000,000,000	0	50,000,000,000	0.11	H28.9.20	
第三十七回日本学生支援債券	0	40,000,000,000	0	40,000,000,000	0.11	H28.11.18	
第三十八回日本学生支援債券	0	40,000,000,000	0	40,000,000,000	0.10	H29.2.20	
計	410,000,000,000 (180,000,000,000)	180,000,000,000	180,000,000,000	410,000,000,000 (180,000,000,000)			

(6) 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位:円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
第一種学資金	2,499,293,940,131	56,965,713,961	2,556,259,654,092	65,913,208,073	△ 1,779,720,067	64,133,488,006	
一般債権	2,285,536,278,545	58,844,379,655	2,344,380,658,200	1,296,336,539	△ 204,212,167	1,092,124,372	
	正常先	54,241,365,553	△ 1,996,118,206	52,245,247,347	1,194,870,389	△ 210,852,353	984,018,036
	要注意先	73,583,082,967	5,765,609,249	79,353,692,216	1,960,348,893	△ 306,528,426	1,653,820,467
	小計	2,413,365,727,065	62,613,870,698	2,475,979,597,763	4,451,555,821	△ 721,592,946	3,729,962,875
貸倒懸念債権	破綻懸念先	51,520,879,484	△ 9,290,947,666	42,229,931,818	27,089,813,549	△ 4,679,209,052	22,410,604,497
破産再生 更生債権等	実質破綻先	27,655,762,833	3,738,788,891	31,394,551,724	27,626,598,813	3,722,749,685	31,349,348,498
	破綻先	6,751,570,749	△ 95,997,962	6,655,572,787	6,745,239,890	△ 101,667,754	6,643,572,136
	小計	34,407,333,582	3,647,790,929	38,050,124,511	34,371,838,703	3,621,081,931	37,992,920,634
第二種学資金	5,713,303,523,728	334,661,028,357	6,047,961,552,083	104,777,249,946	6,539,375,245	111,316,616,191	
一般債権	正常先	5,174,339,346,954	286,790,436,891	5,461,129,783,845	4,137,478,185	△ 449,019,041	3,688,458,144
	要注意先	186,970,972,206	13,179,598,514	200,150,570,720	4,469,768,417	△ 342,379,218	4,127,389,199
	要管理先	208,426,878,148	32,334,243,586	240,761,121,734	7,466,921,464	△ 491,627,730	6,975,293,734
	小計	5,569,737,197,308	332,304,278,991	5,902,041,476,299	16,074,168,066	△ 1,283,025,989	14,791,142,077
貸倒懸念債権	破綻懸念先	119,755,664,046	△ 12,758,998,852	106,996,665,194	64,998,361,811	△ 7,189,790,497	57,808,571,314
破産再生 更生債権等	実質破綻先	14,467,887,203	14,327,395,764	28,795,282,967	14,380,156,335	14,248,006,969	28,628,163,304
	破綻先	9,339,775,171	788,352,454	10,128,127,625	9,324,554,734	764,184,762	10,088,739,496
	小計	23,807,662,374	15,115,748,218	38,923,410,592	23,704,711,069	15,012,191,731	38,716,902,800
貸付金利息に係る未収収益		932,175,216	△ 7,837,941	924,337,275	13,184,744	△ 2,622,588	10,562,156
計	8,213,526,639,075	391,618,904,377	8,605,145,543,452	170,703,633,763	4,757,032,590	175,460,666,353	

*貸倒引当金の見積方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(7) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

区分	(単位:円)					摘要
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高		
資本金	100,000,000	0	0	100,000,000		
資本剰余金	資本剰余金	△ 461,295,206	0	0	△ 461,295,206	
	損益除外売却差額相当額	△ 5,995,393,254	△ 5,213,919	0	△ 6,000,607,173	*
	計	△ 6,456,688,460	△ 5,213,919	0	△ 6,461,902,379	
	損益外減価償却累計額	△ 11,682,070,669	△ 1,041,475,991	△ 4,467,168	△ 12,719,079,492	*
民間出金	58,801,272,617	0	0	58,801,272,617		
差引計	40,662,513,488	△ 1,046,689,910	△ 4,467,168	39,620,290,746		

*減少要因は特定償却資産の除売却等によるものであります。

(8) 積立金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要	
通則法第44条第1項積立金	13,665,691,694	5,611,360,790	19,277,052,484	0	当期減少額の内訳	
前中期目標期間繰越積立金	624,125,227	17,405,881,417	0	18,030,006,644	今中期目標期間繰越積立金	17,405,881,417
計	14,289,816,921	23,017,242,207	19,277,052,484	18,030,006,644	国庫納付金	1,871,171,067

(9) 運営費交付金債務及び当期振替額の明細

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額			期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	
平成26年度	0	14,029,475,000	12,627,293,821	522,979,441	0	13,150,273,262
						879,201,738

②運営費交付金債務の当期振替額の明細

(単位:円)

区分	金額	内訳		摘要
		業務達成基準による振替額	期間進行基準による振替額	
業務達成基準による振替額	運営費交付金収益	221,676,862	・業務達成基準を採用した業務 :	
			(1) 業務システム開発業務、(2) 財産譲渡業務 (3) 施設整備業務	
	資産見返運営費交付金	360,624,400	・当該業務にかかる損益等	
	資本剰余金	0	ア) 捐益計算書に計上した費用の額 : 219,090,062 (1) 216,723,600、(2) 0、(3) 2,366,462 イ) 自己収入に係る収益計上額 : 0 ウ) 固定資産の取得額 : 360,624,400 (1) 359,035,200、(2) 0、(3) 1,589,200	
期間進行基準による振替額	計	582,301,262	・運営費交付金収益化の積算根拠 年度計画に定める当該業務に対して策定した予算のうち、当該業務の進捗状況に対応する交付金の執行額を収益化	
	運営費交付金収益	12,405,616,959	・期間進行基準を採用した業務 : 上記、業務達成基準を採用した業務以外の全ての業務	
	資産見返運営費交付金	162,355,041	・当該業務にかかる損益等 ア) 捐益計算書に計上した費用の額 : 18,105,890,880 (内訳:奨学生貸与事業関係 8,296,942,479 留学生支援事業関係 7,176,564,484 学生生活支援事業関係 324,307,024 法人共通 2,308,094,893	
	資本剰余金	0	イ) 自己収入に係る収益計上額 : 5,808,720,237 (内訳:延滞金收入 4,068,193,322 留学生宿舎収入 677,366,605 その他 1,063,160,310) ウ) 固定資産の取得額 : 事業系 147,149,677 管理系 15,205,364	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	0	・運営費交付金の振替額の積算根拠 : 期間進行基準を採用していることにより、全額を振替	
	資産見返運営費交付金	0		
	資本剰余金	0	- (費用進行基準による振替額)	
	計	0		
会計基準第81第3項による振替額		0	-	
合計	13,150,273,262	0	-	

③運営費交付金債務残高の明細

(単位:円)

交付年度	運営費交付金債務残高	残高の発生理由及び収益化等の計画		摘要
平成26年度	業務達成基準を採用した業務に係る分	879,201,738	(1) 業務システム開発に要する業務経費 : 707,298,400 (2) 財産譲渡に要する業務経費 : 1,374,000 (3) 施設整備に要する業務経費 : 170,529,338	いづれの業務も当該年度内に事業が完了しなかったことから、計画予算額と支出額の差額を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したものである。翌事業年度以降において、計画どおり実施する見込みであり、今中期計画期間中に収益化を行う予定である。
	期間進行基準を採用した業務に係る分	0		-
	費用進行基準を採用した業務に係る分	0	- (費用進行基準を採用した業務は無い)	
	計	879,201,738		-

(10) 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細
補助金等の明細

(単位:円)

区分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘要
		預り補助金等	資産見返補助金等	未収財源措置予定額	
一般会計借入金償還免除	31,624,952,513	0	0	31,624,952,513	0
特別会計借入金償還免除	6,214,000	0	0	6,214,000	0
返還免除補填金	671,680,000	0	0	671,680,000	0
回収不能債権補填金	5,035,349,000	0	0	5,035,349,000	0
高等学校等奨学生事業交付金	8,078,857,000	0	0	0	8,078,857,000
政府補給金	790,548,000	0	0	△ 3,269,831,247	4,060,379,247
留学生交流支援事業費補助金	8,514,236,000	2,013,287,086	0	0	6,500,948,914
大学改革推進等補助金	19,000,000	468,160	0	0	18,531,840
奨学生業務システム開発費補助金	11,880,000	0	0	0	11,880,000
計	54,752,716,513	2,013,755,246	0	34,068,364,266	18,670,597,001

(11) 役員及び職員の給与の明細

(単位:千円/人)

区分	報酬または給与		退職手当		摘要
	支給額	支給人員	支給額	支給人員	
役員	(204)	(1)	(-)	(-)	
	96,337	6	0	0	
職員	(-)	(-)	(-)	(-)	
	3,363,833	485	309,429	21	
合計	(204)	(1)	(-)	(-)	
	3,460,171	491	309,429	21	

(注)

- (1) 役員に対する報酬等の支給基準の概要
役員の給与及び退職手当については、役員給与規程（平成16年規程第2号）及び役員退職手当規程（平成16年規程第3号）に基づき支給しております。
- (2) 職員に対する報酬等の支給基準の概要
職員の給与及び退職手当については、職員給与規程（平成16年規程第4号）及び職員退職手当規程（平成16年規程第5号）に基づき支給しております。
- (3) 職員・非常勤職員の給与の支給人員は、年間平均支給人員数を記載しております。
- (4) 非常勤職員等については、外数にて()で記載しております。
- (5) 上記には法定福利費(社会保険料等)に相当する範囲の費用 616,885千円は含めておりません。
- (6) 中期計画において5年間の人件費予算を定めており、その範囲は損益計算書と同一(役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、退職手当及び社会保険料等に相当する範囲の費用)であります。

(12) 恩賜基金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要	
					恩賜金	現金及び預金
恩賜基金	1,000,000	0	0	1,000,000		現金及び預金
	恩賜金より生じた運用利息	3,114,334	4,038	0	3,118,372	現金及び預金
計		4,114,334	4,038	0	4,118,372	

(注)独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第18条第2項により管理しております。

(13) セグメント情報の開示

(単位:円)

	奨学生貸与事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	計
事業費用	90,424,164,633	14,213,666,736	342,940,202	2,308,094,893	107,288,866,464
学資金貸与業務費	82,345,307,633	0	0	0	82,345,307,633
留学生学資金支給業務費	0	11,781,024,461	0	0	11,781,024,461
留学生寄宿舎運営業務費	0	761,969,447	0	0	761,969,447
留学試験業務費	0	447,806,844	0	0	447,806,844
日本語予備教育業務費	0	671,303,913	0	0	671,303,913
留学生交流推進業務費	0	551,562,071	0	0	551,562,071
研修・情報提供業務費	0	0	186,575,833	0	186,575,833
修学環境等調査研究業務費	0	0	156,364,369	0	156,364,369
高等学校等奨学生事業移管業務費	8,078,857,000	0	0	0	8,078,857,000
一般管理費	0	0	0	2,308,094,893	2,308,094,893
事業収益	95,654,294,316	14,313,522,741	360,592,712	2,368,442,110	112,696,851,879
運営費交付金収益	4,427,113,671	5,671,322,307	337,998,492	2,190,859,351	12,627,293,821
学資金利息	37,804,001,828	0	0	0	37,804,001,828
延滞金収入	4,068,193,322	0	0	0	4,068,193,322
留学生宿舎収入	0	677,366,605	0	0	677,366,605
日本語学校収入	0	328,030,839	0	0	328,030,839
日本留学試験検定料収入	0	339,647,428	0	0	339,647,428
その他事業収入	51,840,296	189,477,908	0	43,889,593	285,207,797
受託収入	0	6,302,434	0	0	6,302,434
補助金等収益	12,151,116,247	6,500,948,914	18,531,840	0	18,670,597,001
財源措置予定額収益	36,179,609,004	0	0	0	36,179,609,004
寄附金収益	46,506,490	528,308,457	0	0	574,814,947
資産見返負債戻入	658,870,278	72,117,849	4,062,380	72,999,448	808,049,955
財務収益	267,043,180	0	0	60,693,718	327,736,898
事業損益	5,230,129,683	99,856,005	17,652,510	60,347,217	5,407,985,415
総資産	8,744,737,539,914	36,216,761,230	27,772,558	17,892,607,109	8,798,874,680,811

1. 奨学生貸与事業は独立行政法人日本学生支援機構法(以下機構法)第13条第1項第1号に係る事業として、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対する奨学生貸与等の事業を実施しております。

留学生支援事業は機構法第13条第1項第2号及び3号、4号、5号、6号並びに7号に係る事業として、留学生に対する学資金支給事業、留学生の寄宿舎等運営事業、日本への留学を希望する外国人に対する留学試験事業、留学生に対する日本語教育事業、留学生交流推進事業を実施しております。

学生生活支援事業は機構法第13条第1項第8号及び9号に係る事業として、大学等が学生等に対して行う相談・指導事業の研修・情報提供事業、修学環境整備のための調査及び研究事業を実施しております。

2. 法人共通に含めた主な費用及び収益の内訳

費用：管理部門の入件費1,070,870千円、各事務所の土地建物借料479,133千円、公租公課254,818千円
収益：管理部門の運営費交付金予算相当額から資産見返負債に計上した額を除いた額

2. 主な事業費用の内訳

(単位:円)

奨学生貸与事業		留学生支援事業		学生生活支援事業		法人共通	
項目	金額	項目	金額	項目	金額	項目	金額
学資金貸与業務費		留学生学資金支給業務費		研修・情報提供業務費		一般管理費	
支払利息	37,045,745,958	奨学生	11,120,568,000	人件費	131,520,300	人件費	1,070,869,748
返還免除損	30,913,901,998	人件費	211,049,468	支払賃借料	10,214,253	土地建物借料	479,133,086
貸倒引当金繰入	5,544,648,387	減価償却費	10,218,780	旅費	9,341,540	公租公課	254,817,925
人件費	2,223,451,697	その他	439,188,213	減価償却費	3,151,730	業務委託費	121,175,406
減価償却費	1,232,854,979	計	11,781,024,461	その他	32,348,010	減価償却費	77,642,384
その他	5,384,704,614	留学生寄宿舎運営業務費		計	186,575,833	その他	304,456,344
計	82,345,307,633	会館運営業務委託費	194,130,673	修学環境等調査研究業務費		計	2,308,094,893
高等学校等奨学生事業移管業務費		業務委託費	169,072,025	人件費	104,799,112		
高等学校等奨学生事業交付金	8,078,857,000	支援金	165,566,491	業務委託費	13,594,038		
計	8,078,857,000	維持修繕費	58,164,324	支払賃金	11,658,325		
		光熱水料	49,431,644	減価償却費	910,650		
		人件費	49,168,026	その他	25,402,244		
		減価償却費	28,381,645	計	156,364,369		
		その他	48,054,619				
		計	761,969,447				
留学試験業務費							
		業務委託費	189,464,059				
		人件費	66,074,729				
		諸謝金	52,677,500				
		支払賃金	45,577,541				
		通信運搬費	37,165,865				
		支払賃借料	27,753,310				
		減価償却費	1,801,315				
		その他	27,292,525				
		計	447,806,844				
日本語予備教育業務費							
		人件費	361,097,186				
		支払賃金	147,181,436				
		業務委託費	43,111,368				
		減価償却費	37,716,663				
		その他	82,197,260				
		計	671,303,913				
留学生交流推進業務費							
		人件費	168,658,493				
		業務委託費	96,471,642				
		旅費	86,123,183				
		往復渡航費	54,695,863				
		支払賃金	47,828,197				
		減価償却費	2,971,108				
		その他	94,813,585				
		計	551,562,071				

3. 主な資産の内訳

(単位：円)

	奨学金貸与事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	計
現金及び預金	112,427,818,391	6,701,759,205	12,622,525	2,182,848,774	121,325,048,895
貸付金(第一種学資金)	2,518,209,529,581	0	0	0	2,518,209,529,581
貸付金(第二種学資金)	6,009,038,141,493	0	0	0	6,009,038,141,493
貸倒引当金	△ 98,740,280,763	0	0	0	△ 98,740,280,763
有価証券	61,999,734,062	0	0	0	61,999,734,062
前払金	0	6,175,313	2,922,480	0	9,097,793
前払費用	0	0	0	3,842,589	3,842,589
未収収益	960,032,857	0	0	0	960,032,857
貸倒引当金	△ 10,562,156	0	0	0	△ 10,562,156
未収金	174,461,445	92,549,083	0	27,146,548	294,157,076
建物	8,266,549	22,409,681,919	0	5,839,161,053	28,257,109,521
構築物	0	44,714,657	0	5,274,611	49,989,268
車両運搬具	0	0	0	689,080	689,080
工具器具備品	1,239,856,194	214,644,957	9,894,878	139,381,089	1,603,777,118
土地	0	1,276,756,380	0	9,656,759,680	10,933,516,060
借地権	0	5,450,587,495	0	0	5,450,587,495
ソフトウェア	1,495,094,216	19,892,221	2,332,675	4,980,527	1,522,299,639
電話加入権	0	0	0	5,395,000	5,395,000
投資有価証券	16,661,049,763	0	0	0	16,661,049,763
破産再生更生債権等	76,973,535,103	0	0	0	76,973,535,103
貸倒引当金	△ 76,709,823,434	0	0	0	△ 76,709,823,434
未収財源措置予定額	121,010,686,613	0	0	0	121,010,686,613
差入保証金	0	0	0	27,128,158	27,128,158
計	8,744,737,539,914	36,216,761,230	27,772,558	17,892,607,109	8,798,874,680,811

4. 法人共通に含めた資産の内訳

現金及び預金:翌期以降の費用等の支払に充てるための現預金であります。

建物並びに構築物、工具器具備品:事務所及び職員宿舎に係る資産であります。

土地:事務所及び職員宿舎の土地であります。

5. 損益外減価償却相当額、損益外除売却差額相当額、引当外賞与見積額及び引当外退職給付増加見積額のセグメント情報 (単位：円)

	奨学金貸与事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	計
損益外減価償却相当額	0	787,566,240	0	253,909,751	1,041,475,991
損益外除売却差額相当額	59,711	461,772	0	225,268	746,751
引当外賞与見積額	8,676,834	3,433,335	942,639	4,530,142	17,582,950
引当外退職給付増加見積額	△ 21,268,001	△ 8,415,531	△ 2,310,527	△ 11,103,941	△ 43,098,000
計	△ 12,531,456	783,045,816	△ 1,367,888	247,561,220	1,016,707,692

(14) 主な資産、負債の明細

(単位：円)

① 現金及び預金

項目	金額	備考
現金	2,579,940	
普通預金	53,756,182,470	
定期預金	19,000,000,000	
郵便振替	22,870,933,520	
別段預金	25,695,352,965	
計	121,325,048,895	

② 未収収益

項目	金額	備考
学資金利息	924,337,275	
有価証券利息	35,695,582	
計	960,032,857	

③ 未収財源措置予定額

項目	金額	備考
第一種学資金返還免除繰延資産見合	29,324,487,354	
第二種学資金返還免除繰延資産見合	8,563,096,212	
未払利息見合	△ 4,822,574,138	
第一種学資金貸倒引当金見合(新債権)	11,033,081,239	※
第二種学資金貸倒引当金見合(旧債権)	24,494,492,485	※
第二種学資金貸倒引当金見合(新債権)	52,418,103,461	※
計	121,010,686,613	

※新債権とは機構設立後に、旧債権とは旧日本育英会がそれぞれ貸出した債権であります。

④ 預り寄附金

項目	金額	備考
奨学寄附金	56,463,000	
留学生事業寄附金	5,052,720	
グローバル人材育成コミュニティ事業寄附金	2,491,752,000	
計	2,553,267,720	

⑤ 未払金

項目	金額	備考
奨学金業務システム改修費	394,200,000	
延滞債権回収委託費	247,565,050	
退職手当	215,298,100	
文部科学省外国人留学生学習奨励費	174,016,000	
奨学金貸与事業に係る業務委託	166,329,379	
報奨金	68,245,157	
その他未払金	596,713,999	
計	1,862,367,685	

⑥ 未払費用

項目	金額	備考
借入金利息	7,009,728,775	
債券利息	143,928,371	
その他未払費用	126,107,830	
計	7,279,764,976	

⑦ 前受金

項目	金額	備考
日本留学試験検定料収入前受金	191,221,078	
日本語教育センター前受金	111,439,027	
不動産賃貸収入前受金	2,996,394	
受託事業	632,789	
その他前受金	6,250,705	
計	312,539,993	

⑧ 預り金

項目	金額	備考
留学生支援事業預り金	129,083,200	
奨学金貸与事業返戻金	73,317,008	
預り市町村民税徴収金等	22,493,596	
その他預り金	59,999,415	
計	284,893,219	

⑨ 仮受金

項目	金額	備考
第一種仮受金	10,110,605	
第二種仮受金	114,336,078	
計	124,446,683	

⑩ 長期預り寄附金

項目	金額	備考
奨学寄附金	1,408,944,258	
留学生事業寄附金	39,943,368	
グローバル人材育成コミュニティ事業寄附金	347,353,478	
計	1,796,241,104	

⑪ 長期預り保証金

項目	金額	備考
長期預り保証金	69,915,816	
計	69,915,816	

(2) 監事による監査報告

平成 26 事業年度監査報告

私たち監事は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の平成 26 事業年度（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I. 監査の方法及びその内容

1. 監査は、「機構 監事監査要綱（平成 16 年規程第 11 号）」及び「機構 監事監査実施基準（平成 16 年規程第 12 号）」に準拠し、「平成 26 年度実施事業監事定期監査計画書」（以下、「監査計画」という。）に従い、機構に属する全ての部門を監査対象として、平成 27 年 4 月 1 日（水）～6 月 24 日（水）の間に実施した。
2. 実地監査に当たっては、各部等の長及び課長等から、予め提出された監査資料に基づき業務執行状況及び財産の状況等につき概況説明を受け実施した。監査は、主として実地監査を行ったが、関東甲信越支部並びに中国四国支部を除く支部に関しては、提出書類による書面監査を行った。
3. 監査計画に基づく実地監査及び書面監査のほか、役員（監事を除く。以下「役員」という。）、内部監査部門である監査室、業績評価部門である政策企画部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他機構の管理運営に係る重要な会議等に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。
4. 役員の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
5. 監査の重点項目としては、第 3 期中期計画初年度である平成 26 年度に実施された会計検査院検査、財務省理財局監査及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会等の第三者機関による指摘事項等も踏まえ、機構における内部統制システムが適切に機能し、目標達成が図られたかどうかに留意しつつ監査を実施した。

6. 会計監査については、会計検査院への提出が義務付けられる月次の「計算証明に関する指定」監査を実施するとともに、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に準拠した会計処理状況と予算執行状況並びにこれらに係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）につき監査を行った。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表等について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II. 監査の結果

1. 平成26事業年度における機構の業務は、その設置目的に沿い、法令、規程、その他の定め及び予算に従い、概ね適正に実施されていると認められる。また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

但し、会計検査院、財務省等第三者機関による指摘事項もあり、今後、特段の留意が必要と思われる点を次に述べる。

（1）会計検査院より「奨学金貸与事業における振込超過金の取扱い等について」是正改善の処置要求があった。（平成26年10月30日）

「大学の担当者間の連絡不備等により、退学者に対して奨学金相当額を振り込む振込超過金が生じているなどしていたため、防止策を講ずるよう処置要求。」

具体的な是正改善の内容は、奨学金貸与事業において、振込超過金の発生を防止する方策を検討して実施し、適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生について、当該奨学生が在学する大学等に、本来「廃止」と認定すべきであった時点まで遡って適格認定の修正を行わせたりすることなどにより、振込超過金の発生及び適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生に対する奨学金の貸与を防止するよう是正改善の処置を求められた。

処置要求を受け、機構は、異動処理の遅延等による振込超過金の発生防止策を検討、実施した。具体的には、平成26年度適格認定より、不適切な認定が判明した場合、遡及して処置変更を行うこととした。また、大学等に学籍管理及び適正な事務処理の実施について周知徹底及び再発防止策の実施状況を確認する等の指導

を行う旨、各大学に通知するとともに、学校事務担当者向け研修会等で適格認定の厳格な実施及び適正な事務処理（振込超過金発生の抑止）について繰り返し周知案内した。今後、大学等に改善計画書の徴収及び訪問による事務実施状況調査を実施することとした。以上のように会計検査院からの改善処置要求に対し、機構として適切に対応したことが認められる。引き続き大学等との連携を深め、再発防止に努めることが肝要である。

(2) 財務省理財局による平成 21 年度フォローアップ監査を受けての「財政融資資金本省資金融通先等実地監査（平成 26 年 11 月 13 日から 11 月 27 日）」があり、改善又は検討を必要とする事項について、同局に対し文書をもって対処方針を報告するとともに、同局と調整の上、遅滞なく措置を講ずるよう通知があった。（平成 27 年 2 月 12 日）

今回指摘された事項については、運営会議で報告され役職員間で問題の共有が図られた。指摘事項に対し、機構は一層の改善を図るために、指摘を受けた要因を分析し、対処方針を策定した。今後の措置状況については、運営会議においてフォローアップを実施する旨を申し添え、同年 3 月 31 日付けで財務省理財局長に報告した。

機構においては、適正な業務運営を確保するため、コンプライアンスの厳格化、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図りつつ、改善に向けたアクションプランを実行するべく、理事長を委員長とするリスク管理委員会（「リスク管理規程」（平成 27 年 3 月 31 日制定））を設置するなど、リスク管理体制の整備が着実に実施されていることが認められる。現在、対処方針の実現に向けた種々の取り組みが進められており、今後とも不断の努力が肝要である。

2. 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
3. 役員の統制環境に対する認識は適当と認められ、職務執行に関する不正の行為又は法令等に違反する事実はなく、不当な職務行為は認められない。
4. 会計監査に関しては、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認め、会計監査人の監査結果も利活用することとした。改めて財務諸表等につき検討を加えた結果、平成 26 事業年度における会計経理は適正に行われているものと認める。

5. 事業報告書は、法令に従い、機構の平成 26 事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認める。

III. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1. 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用し、札幌、金沢、福岡、大分の国際交流会館は、これまでどおり地方公共団体や大学等との売却交渉を進めることとされた。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)の平成 26 年度フォローアップ結果(平成 26 年 8 月 29 日内閣官房行政改革推進本部事務局))

東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、留学生事業部にて館費設定や貸出し方法の見直しを行うなど収支改善に向けた努力が認められる。一方、国際交流拠点としての活用及び検討については、各施設等を利用して、国際塾、入居者による交流研究発表会及び国際理解ワークショップ等、様々なプログラムの国際交流活動を実施したことは、国際交流拠点としての活用の促進につながるものであり評価できる。

国際交流会館 4 館については、現在、財務部及び留学生事業部において、地方公共団体や大学等に対し売却交渉が進められている。また、売却を進める間も 4 館全体平均で前年度を上回る入居率を確保したことは評価できる。

2. 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))

機構の奨学金事業における金融業務に伴う種々のリスクを機構全体のリスクとして統合・管理する体制を整備する為、理事長を委員長とするリスク管理委員会が設置された。今後、リスクに関する自律的な P D C A サイクルを構築し、リスク管理体制の整備が着実に実施されることを期待する。

3. 給与水準の状況(独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定))
給与水準に関しては、当該事業年度に公表された対国家公務員(行政職(一))の給与水準との比較は 100.9 であるが、国家公務員に比して地域手当支給割合の高い地域に勤務する職員の比率が高いこと等の理由によるものであり、概ね妥当と判断される。

4. 隨意契約の適正化を含めた入札・契約の状況（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定））

当該事業年度は、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、競争性のある一般競争契約等に銳意努めたことが認められる。また、一者応札・一者応募に対する改善方策につき、その要因分析をし、当該事業年度の同案件に対する事後点検体制の整備の図られていることが確認される。引き続き、随意契約の妥当性、競争性の確保について、機構の設置する契約監視委員会において、継続的に検証を図ることが肝要と考える。

以上

平成27年6月24日

独立行政法人 日本学生支援機構

監事 澤木公義 印

監事（非常勤）小川千恵子 印

(3) 独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年6月23日

独立行政法人 日本学生支援機構

理 事 長 遠 藤 勝 裕 殿

有限責任監査法人 ト 一 マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岸 野 勝 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 長 村 弼 角 (印)

<財務諸表監査>

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26事業年度の利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人日本学生支援機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26事業年度の利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

ただし、当監査法人は、平成23事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち平成22事業年度の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

利益の処分に関する書類（案）、事業報告書及び決算報告書に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が、独立行政法人日本学生支援機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているか並びに決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（平成23事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人日本学生支援機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認められる。
- (3) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上